

令和7年度
広島県委託事業

廃棄物処理法の概要 及び 排出事業者責任の徹底について

～産業廃棄物適正処理講習会テキスト～

一般社団法人広島県資源循環協会

目次

第1 廃棄物処理法の制定	1
1 法の制定	1
2 法の位置付け	1
3 法の目的	2
4 法体系	2
第2 排出事業者の責務	3
第3 廃棄物の定義	4
1 一般廃棄物と産業廃棄物	4
2 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の種類	5
3 石綿（アスベスト）を含有する産業廃棄物	10
4 水銀を含有する産業廃棄物	10
第4 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理	12
1 処理に係る基準の概要	12
(1) 廃棄物の発生から適正処理までの過程と適用基準	12
(2) 処理基準の法体系	13
2 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理に係る基準	15
(1) 産業廃棄物保管基準	15
(2) 特別管理産業廃棄物保管基準	16
(3) 産業廃棄物処理基準（収集・運搬・運搬後の保管）	18
(4) 特別管理産業廃棄物処理基準（収集・運搬・運搬後の保管）	19
(5) 産業廃棄物処理基準（処分又は再生(埋立又は海洋投入処分を除く)）	22
(6) 産業廃棄物処理基準（埋立処分）	24
(7) 特別管理産業廃棄物処理基準（処分又は再生(埋立又は海洋投入処分を除く)）	28
(8) 特別管理産業廃棄物処理基準（埋立処分）	29
3 石綿含有産業廃棄物の処理基準	33
4 水銀を含む産業廃棄物の処理	34
5 PCB廃棄物の処理	36
(1) 届出	36
(2) 期間内の処分等	36
(3) PCB廃棄物の譲渡し及び譲受けの制限	36
(4) 罰則	36
6 ダイオキシン類に係る対策	37
(1) ダイオキシン類含有量基準	37
(2) ダイオキシン類の自主測定	37
(3) 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置	37
(4) 特別管理産業廃棄物の処理基準	37

(5) ばいじん、燃え殻等の飛散及び流出防止措置	37
(6) 廃棄物の最終処分場の維持管理基準	38
7 禁止事項等	39
(1) 廃棄物の投棄禁止	39
(2) 廃棄物の焼却禁止	39
(3) 指定有害廃棄物（硫酸ピッチ）の処理の禁止	39
第5 委託契約の締結とマニフェストの交付	40
1 処理の委託	40
(1) 委託基準の遵守	40
(2) 処理業者の能力確認	42
2 産業廃棄物管理票制度（マニフェスト制度）	43
(1) マニフェストとは	43
(2) マニフェストの使用義務と罰則	43
(3) 電子マニフェストシステム	47
(4) マニフェスト交付等状況報告	48
第6 排出事業者 その他の責務	49
1 産業廃棄物処理責任者の設置	49
2 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置	49
3 帳簿の記載及び保存義務	49
4 建設廃棄物の排出事業者	50
5 多量排出事業者の責務	53
(1) 多量排出事業者の定義	53
(2) 処理計画の提出及び実施状況報告	53
(3) 電子マニフェストの使用義務	53
(4) マニフェスト交付等状況報告	53
第7 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物処理業	54
1 許可の種類	54
(1) 許可の種類	54
(2) 処理業の許可を要しない者	55
(3) 許可の有効期限	56
(4) 欠格要件	57
(5) 欠格要件該当届	58
2 優良産廃処理業者認定制度	58
(1) 制度の創設・目的	58
(2) 優良基準	59
(3) 認定等の申請	59
(4) 優良基準適合業者情報の公開	59
第8 産業廃棄物の処理に係る特例	60

1 再生利用認定制度	60
2 広域的処理認定制度	60
3 無害化処理認定制度	61
4 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定制度	62
5 廃棄物再生事業者	63
(1) 廃棄物再生事業者の登録	63
(2) 届出	63
(3) 登録の取消し	63
6 廃棄物処理法上の有用物と産業廃棄物の取扱い	64

第9 監視指導及び行政処分等 **65**

1 報告の徴収	65
2 立入検査	65
3 行政処分	65
(1) 改善命令	65
(2) 措置命令	65
(3) 生活環境保全上の支障の除去等の措置	66
(4) 事業の廃止等に伴う措置	66
(5) 許可の取消し等	67
4 罰則	68

第10 参考 **71**

1 法違反事例	71
2 産業廃棄物関係のよくある質問	73
3 産業廃棄物に関する相談窓口	78
4 不法投棄の通報	78

- 1 この冊子では、法律等の名称を次のとおり省略しています。
 - 法 : 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
 - 施行令 : 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）
 - 施行規則 : 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）
- 2 この冊子は「廃棄物処理法の概要（広島県環境県民局産業廃棄物対策課）」を基に作成しています。

第1 廃棄物処理法の制定

1 法の制定

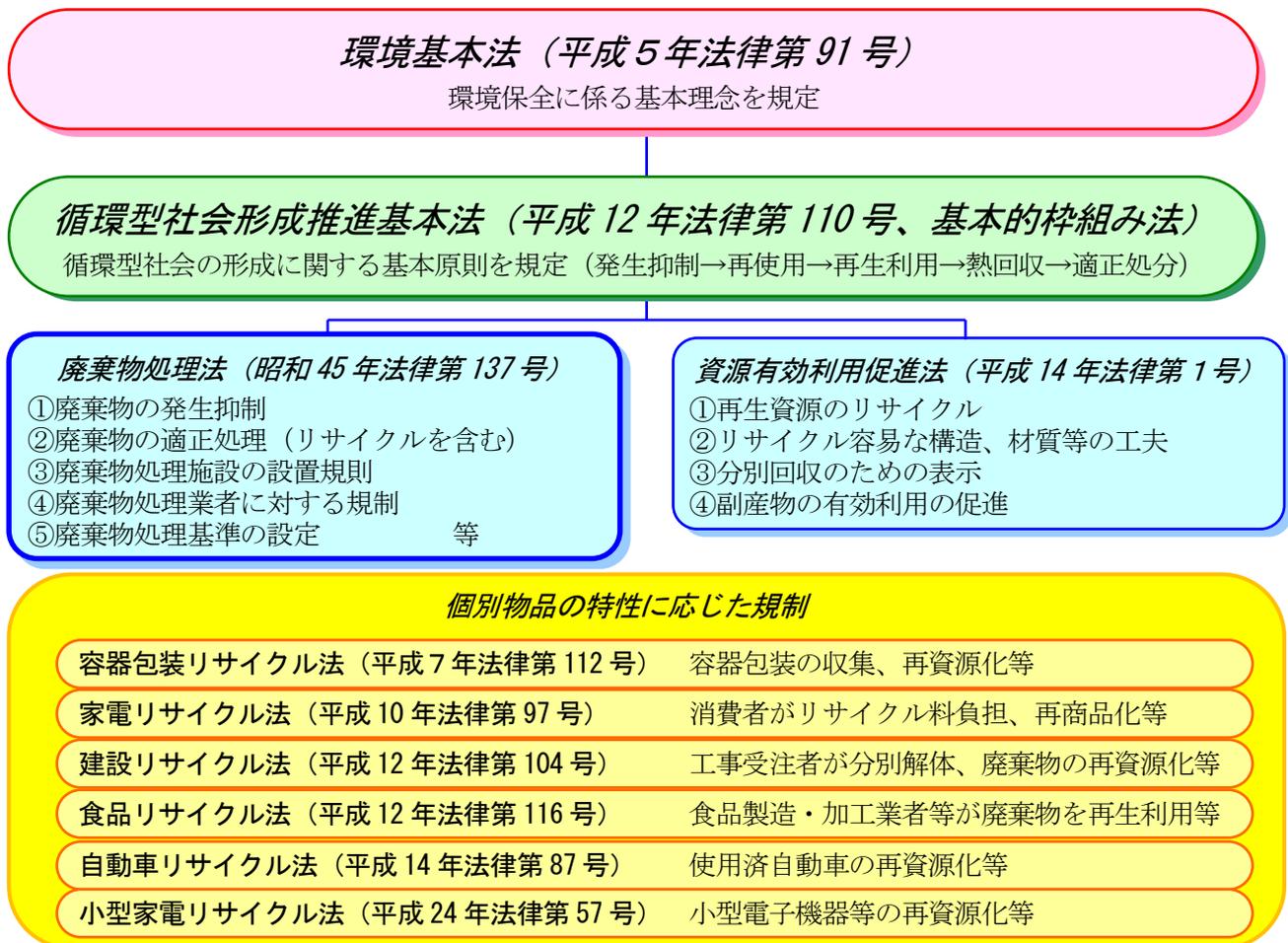
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）の成立以前は、清掃法（昭和 29 年法律第 72 号）に基づき、住民の居住環境等を防疫上の観点から清潔に保つことにより公衆衛生の向上を図ることを主たる目的に、区域内（市街地）における汚物等の処理が主に実施されてきました。

しかしながら、高度経済成長期に飛躍的に発展した社会経済活動に伴い排出された有害物質、排水、排ガス、廃棄物等によって、地球環境や人の健康に対する影響が社会問題化し、昭和 45 年の公害国会（第 64 回臨時国会）において清掃法を全面改正した廃棄物処理法が制定されました。

2 法の位置付け

平成 12 年に循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）が制定され、廃棄物の処理及びリサイクルに係る基本原則が環境基本法の下に位置付けられ、さまざまなリサイクル法が成立しました。

図表 1 廃棄物処理法の位置付け



3 法の目的

廃棄物処理法では、廃棄物の排出抑制や適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理を通じて、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としています。

4 法体系

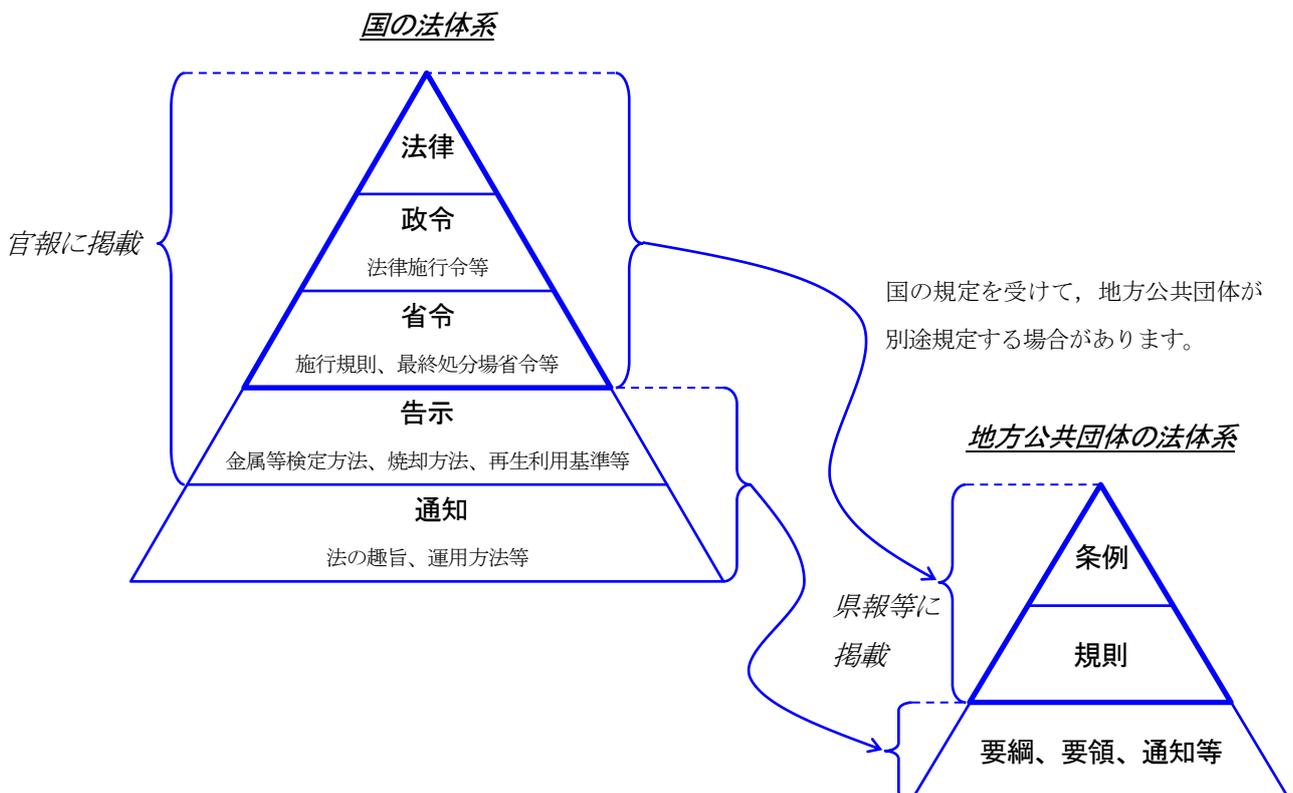
廃棄物処理法の法体系は、法律を頂点として、政令（法律施行令等）、省令（法律施行規則等）の三段階で構成されており、基本原則は法律に定め、詳細な内容は政令及び省令に委任されています。

また、法、政令及び省令の下に告示及び通知が定められ、法の趣旨に沿った適正処理に必要な具体的な処理手法や運用方法が示されています。

なお、地方公共団体（都道府県又は政令市）においては、独自に条例、規則、要綱、要領、通知等を定めて、各自治体内における廃棄物の適正処理等に係る規定を定めています。

広島県では、広島県生活環境の保全等に関する条例（平成 15 年広島県条例第 35 号。以下「広島県生活環境保全条例」という。）及び同施行規則（平成 15 年広島県規則第 69 号。以下「広島県生活環境保全条例施行規則」という。）並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成 4 年広島県規則第 55 号。以下「施行細則」という。）を定め、廃棄物の適正処理を進めています。

図表 2 廃棄物処理法の法体系



第2 排出事業者の責務

物の製造から流通、販売、廃棄の各段階において、廃棄物処理法により排出事業者の責務が次のように定められています（法第3条）。

① 事業活動に伴って生じた廃棄物を、自らの責任において適正に処理すること。なお、自ら処理することが困難な場合には、産業廃棄物処理業の許可を受けた者に処理を委託することができる（輸入された廃棄物の処分又は再生の委託を除く。）。

② 次のことに努めること。

ア 産業廃棄物の再生利用などを行うことにより、廃棄物の減量に努めること。

イ 製造、加工、販売した製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性について、あらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難とならない製品、容器等の開発を行うこと。

ウ 製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理に必要な情報を提供すること。

③ 国や地方公共団体が講じる廃棄物の減量や適正処理に関する施策に協力すること。

排出事業者は、廃棄物が発生する事業場から場外に運搬されるまでの間は、「産業廃棄物保管基準」又は「特別管理産業廃棄物保管基準」に従わなければなりません。（法第12条第2項、法第12条の2第2項）

また、排出事業者が、自らその産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の運搬、運搬後の保管又は処分を行う場合、「産業廃棄物処理基準」又は「特別管理産業廃棄物処理基準」に従って、生活環境の保全上支障のないように運搬、保管又は処分しなければなりません。よって、保管上限として、運搬後の積替保管の場合は平均搬出量の7日分、処分のための保管の場合は処理能力の14日分等も適用されます。（法第12条第1項、第12条の2第1項）

建設廃棄物の排出事業者が、その事業活動に伴い産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を生ずる事業場外で300㎡以上の保管を行おうとする場合及び保管状況を変更しようとする場合、事前に都道府県知事に届出なければなりません。非常災害時は保管を行った日から14日以内に届出なければなりません。（法第12条第3項、同第4項、第12条の2第3項、同第4項）

また、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合は、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業者に委託するとともに、当該産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理工程における処理が適正に行われるよう必要な措置を講ずる必要があります（法第12条第5項～第7項）。以上のことを、踏まえ、

- ・ 産業廃棄物該当性（産業廃棄物か一般廃棄物かなど）や産業廃棄物の種類についての自社の判断が法令を逸脱していないか。
- ・ 自社あるいは、委託する産業廃棄物処理業者で行う産業廃棄物の保管、運搬、処分、再生の方法が、法令の基準に適合しているか。
- ・ 処理業者への委託について、委託基準やマニフェスト制度を遵守しているか。排出事業者の注意義務の規定（発生から最終処分が終了する一連の処理の行程における適正処理確保のための措置）に照らして、排出事業者責任を全うしているか。

今一度点検し、問題があれば必要な改善をしましょう。法的に疑問な点については、所管の行政に確認することが望まれます。

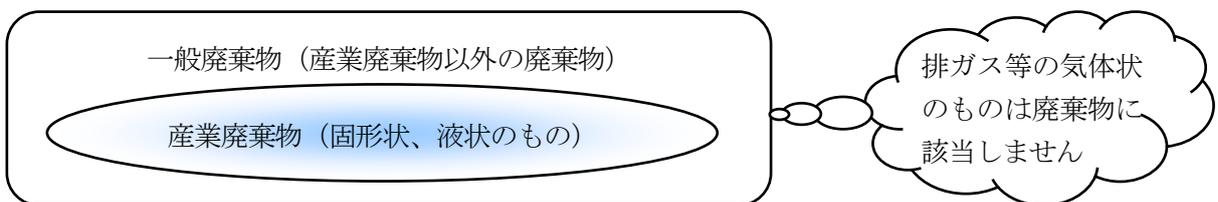
第3 廃棄物の定義

1 一般廃棄物と産業廃棄物

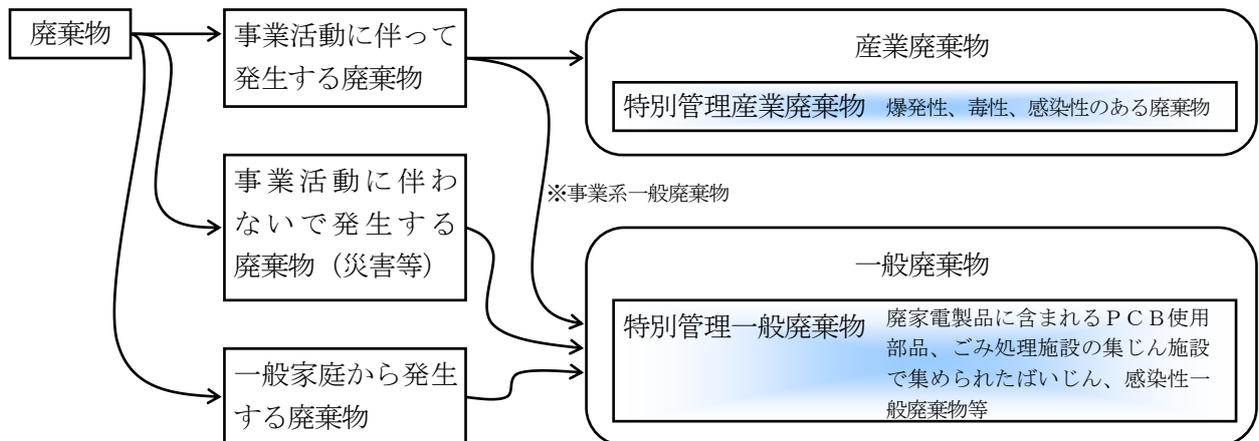
廃棄物とは、人間の活動に伴って発生するもので、ごみなどの汚物や自分で利用したり他人に有償で売却したりできないために不要となった固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）と定義されており、発生形態や性状の違いから、産業廃棄物と一般廃棄物に分類されます。法に定義された産業廃棄物に該当しないものは、すべて一般廃棄物になります。

また、爆発性、毒性、感染性などの人の健康や生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものは、それぞれ特別管理産業廃棄物と特別管理一般廃棄物に分類されます。

図表 3 一般廃棄物と産業廃棄物の分類①



図表 4 一般廃棄物と産業廃棄物の分類②



※事業系一般廃棄物とは

- ① オフィス等から排出される紙くず、木くずなど
- ② 飲食店、食堂等から排出される残飯、厨芥類など
- ③ 小売店等から排出される野菜くず、魚介類など 等

なお、次に掲げるものは、固形状・液状であっても廃棄物から除外されます。

- ① 港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するもの
- ② 漁業活動に伴って漁網にかかった水産動植物等であって、当該漁業活動を行った現場付近において排出したもの
- ③ 土砂及びもっぱら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの

2 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の種類

産業廃棄物は、図表 6（P10～11）に示す燃え殻、汚泥など 20 種類に分類されたものと輸入された廃棄物（航行廃棄物及び携行廃棄物を除く。）をいいます。これは、民間の工場、ビル、商店などの営利目的の事業活動に伴い排出されるものや水道事業などの公共の事業活動に伴い排出されるものも含んでいます。

これらの産業廃棄物が混合した状態で排出されるものは、2 種類以上の産業廃棄物の混合物とみなします。例えば「洗車スラッジ」は、廃油と汚泥の混合物としてとらえます。

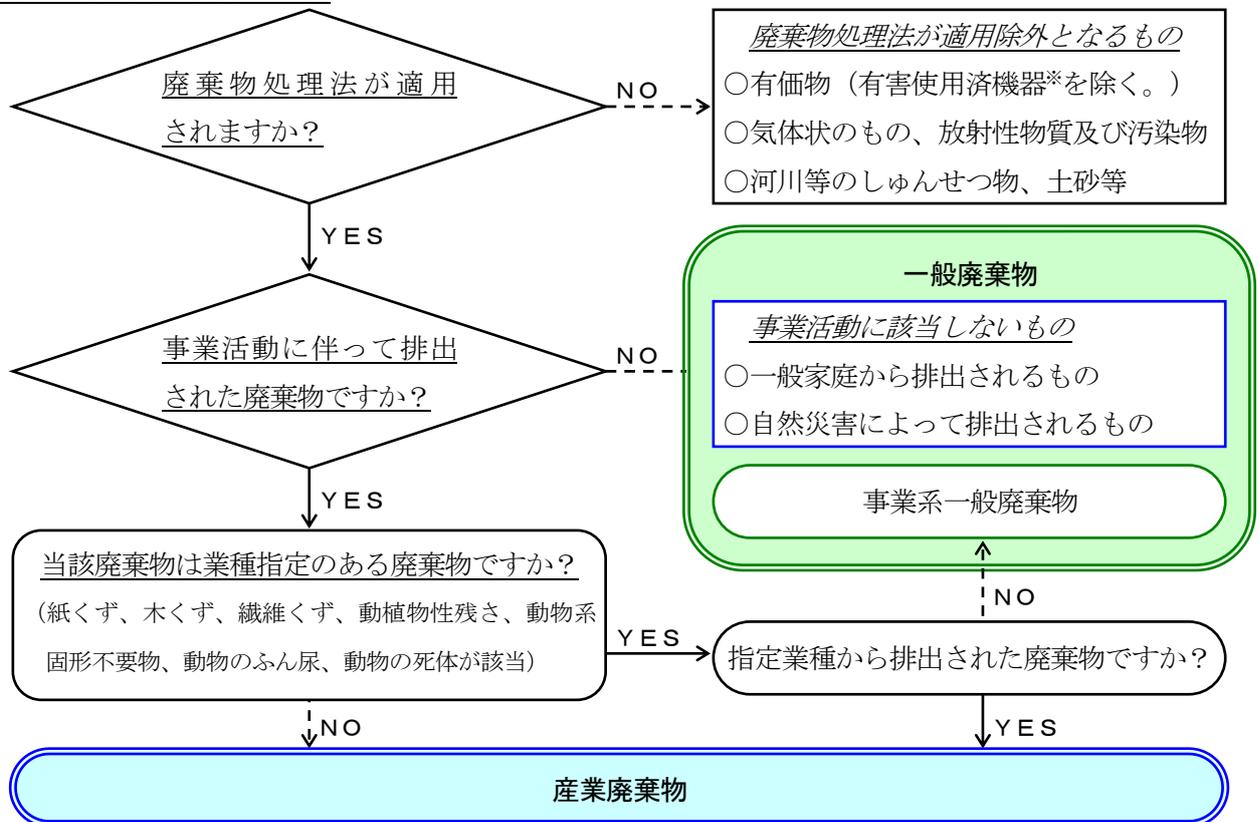
事業活動に伴って生じた廃棄物でも、「紙くず」、「木くず」、「繊維くず」、「動植物性残さ」、「動物系固形不要物」、「動物のふん尿」、「動物の死体」については、指定業種以外の事業所から排出された場合は一般廃棄物になります。

産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性などの人の健康や生活環境に著しい被害を生ずるおそれがあるものは、図表 7 及び 8（P12～9）に示す特別管理産業廃棄物に分類されます。このような性質のため、特別管理産業廃棄物の取扱いには格別の注意が必要であり、その処理方法などが厳しく定められています。

また、排出事業者が自ら利用したり、他人に有償売却されているものは、原則、廃棄物ではありません。

なお、廃棄物となるのか、廃棄物であれば一般廃棄物なのか、産業廃棄物なのかを分類する場合、次の図表 5 を参考にしてください。

図表 5 廃棄物分類フロー



※エアコン等施行令第 16 条の 2 に定める 32 品目であって、使用を終了し、収集されたもの。

なお、有害使用済機器については、廃棄物処理法において保管や処分に係る規制があります。

図表 6 産業廃棄物の種類（法第 2 条、施行令第 2 条、第 2 条の 2、第 2 条の 3）

種類	内容	具体例
燃え殻	事業活動に伴い生ずる石炭がら、灰かす、焼却残灰、炉清掃排出物等	廃棄物焼却灰、灰かす、石炭がら、コークス灰、重油燃焼灰、炉清掃排出物等
汚泥	工場廃水等の処理後に残る泥状のもの及び各種製造業の製造工程において生ずる泥状のもので、有機性及び無機性のすべてのもの	①有機性汚泥 下水汚泥、ビルピット汚泥、消化汚泥、製紙スラッジ、活性汚泥等 ②無機性汚泥 めっき汚泥、砕石スラッジ、ベントナイト汚泥、石灰かす、活性炭かす、廃脱硫剤等
廃油	鉱物性油及び動植物性油脂に係るすべての廃油	潤滑油系廃油、切削油系廃油、洗浄油系廃油、絶縁油系廃油、動植物油系廃油、廃溶剤類、廃可塑剤類、燃料油系廃油、タンカー洗浄排水、タールピッチ類、印刷インキかす等
廃酸	廃硫酸、廃塩酸、有機廃酸類をはじめとするすべての酸性廃液 中和処理した場合に生ずる沈でん物は汚泥として取り扱います。	硫酸、塩酸、硝酸、フッ酸、酢酸、クエン酸、アミノ酸発酵廃液、エッチング廃液、染色廃液、写真漂白液等
廃アルカリ	廃ソーダ液をはじめとするすべてのアルカリ性廃液 中和処理した場合に生ずる沈でん物は汚泥として取り扱います。	石灰廃液、アルカリ性めっき廃液、金属せっけん廃液、廃ソーダ液、アンモニア廃液、写真現像廃液、か性ソーダ廃液等
廃プラスチック類	合成高分子系化合物に係る固形状及び液状のすべての廃プラスチック類	廃ポリウレタン、廃ベークライト（プリント基盤等）、廃スチロール（発泡スチロールを含む。）、廃農業用フィルム、各種合成樹脂系包装材料のくず、廃合成皮革、廃合成建材（タイル、断熱材、合成木材、防音材等）、合成繊維くず、（ナイロン、ポリエステル、アクリル等で混紡も含む。）、廃ポリ容器類、電線の被覆くず、廃タイヤ、ライニングくず、廃ポリマー、塗料かす、接着剤かす等
紙くず 【業種指定】	①建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。） ②パルプ、紙、紙加工品製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）に係るもの ③出版業（印刷出版を行うものに限る。）に係るもの ④製本業及び印刷物加工業に係るもの ⑤PCBが塗布され、又は染み込んだもの	印刷くず、製本くず、板紙、裁断くず、旧ノーカーボン紙等、建材の包装紙、建設現場から排出される紙くず等
木くず 【業種指定】	①建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。） ②木材又は木製品製造業（家具の製造業を含む。）に係るもの ③パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に係るもの ④物品賃貸業に係るリース物品 ⑤貨物の流通のために使用したパレット ⑥PCBが染み込んだもの	建設業関係の建物、橋、電柱、工事現場、飯場小屋の廃木材（工事箇所から発生する伐採材や伐根を含む。）、木材、木製品製造業関係の廃木材、おがくず、バーク類、梱包材くず、板きれ、廃チップ、リース事業者から排出されるリース物品（家具、器具等）、貨物流通用パレット（貨物の荷役、輸送又は保管のために単位数量単位で載せる台）等
繊維くず 【業種指定】	①建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。） ②繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係る天然繊維くず（合成繊維は廃プラスチック類） ③PCBが染み込んだもの	畳、じゅうたん、木綿くず、綿くず、羊毛くず、麻くず、糸くず、布くず、不良くず、落ち毛、みじん、くずまゆ、レーヨンくず等、ロープ、建設現場から排出される繊維くず等
動植物性残さ 【業種指定】	食品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業（たばこ製造業を除く）医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物（魚市場、飲食店等から排出される動植物性残さ又は厨芥類は、事業活動に伴って生じた一般廃棄物に該当）	①動物性残さ（魚・獣の骨、皮、内臓等のあるら、ボイルかす、うらごしかす、缶づめ・瓶づめ不良品、乳製品精製残さ、卵から、貝がら等） ②植物性残さ（ソースかす、しょうゆかす、こうじかす、酒かす、ビールかす、あめかす、糊かす、でんぶんかす、豆腐かす、茶かす、米・麦粉、大豆かす、果実の皮・種子、野菜くず、葉草かす、油かす等）

種類	内容	具体例
動物系固形不要物 【業種指定】	と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理をした食鳥に係る固形状の不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥
ゴムくず	天然ゴムくず（合成ゴムは廃プラスチック類）	切断くず、裁断くず、ゴムくず、ゴム引布くず（廃タイヤは合成ゴムであるため廃プラスチック類）
金属くず		鉄くず、空かん、スクラップ、ブリキ・トタンくず、箔くず、鉛管くず、銅線くず、鉄粉、バリ、切削くず、研磨くず、ダライ粉、半田かす、溶接かす等
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	「コンクリートくず」は、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く（がれき類に該当）。	①ガラスくず 廃空びん類、板ガラスくず、破損ガラス、アンブルロス、ガラス繊維くず、カレットくず、ガラス粉、ロックウールくず等 ②コンクリートくず 製品の製造過程等で生ずるコンクリートブロックくず、インターロッキングくず等 ③陶磁器くず 土器くず、陶器くず、石器くず、磁器くず、レンガくず、断熱レンガくず、レンガ破片、瓦破片等 ④廃石膏ボード
鉱さい		スラグ（高炉・平炉・転炉・電気炉等の残さい）、キューボラ溶鉱炉のノロ、不良鉱石、不良石炭、鉱じん、鋳物廃砂、サンドブラスト廃砂（塗料かす等を含むものを除く。）等
がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリート破片、その他これに類する不要物（もっぱら土地造成の目的となる土砂に準じたものを除く。）	コンクリート破片、レンガ破片、ブロック破片、瓦破片、アスファルトがら、廃スレート等
動物のふん尿 【業種指定】	畜産農業に該当する事業活動に伴って生じた動物のふん尿	牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり、あひる、がちょう、うずら、七めん鳥、兎及び毛皮獣等のふん尿等
動物の死体 【業種指定】	畜産農業に係る事業活動に伴って生じた動物の死体	同上の家畜の死体
ばいじん	大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類特措法第2条第2項に規定する特定施設又は汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、産業廃棄物である紙くず（PCBが塗布され、又は染み込んだもの）、木くず（PCBが染み込んだもの）、繊維くず（PCBが染み込んだもの）若しくは金属くず（PCBが付着し、又は封入されたもの）の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの	電気集じん機捕集ダスト、バグフィルター捕集ダスト、サイクロン捕集ダスト等
産業廃棄物処理物	産業廃棄物を処分するために処理したものであって、前各欄に該当しないもの（法施行令第2条第13号に規定する産業廃棄物）	有害汚泥のコンクリート固型化物 化製場での化製処理により発生した廃肉骨粉
輸入された廃棄物	航行廃棄物（※1）及び携帯廃棄物（※2）を除く。	輸入された廃棄物

※1 航行廃棄物とは、船舶内にある船員その他の者及び航空機内にある航空機乗組員その他の日常生活に伴って生じたゴミ、し尿その他の廃棄物をいいます。

2 携帯廃棄物とは、入国する者の外国における日常生活に伴って生じたゴミその他の廃棄物であって、入国する者が携帯するものをいいます。

3 上記に規定する産業廃棄物のうち、石綿を重量比で0.1%を超えて含むものは「石綿含有産業廃棄物」として処理する必要があります。

4 上記に規定する産業廃棄物のうち、水銀若しくはその化合物が使用されている製品が産業廃棄物となったものであって環境省令で定めるものは「水銀使用製品産業廃棄物」として処理する必要があります。

5 上記に規定する産業廃棄物のうち、水銀（水銀化合物に含まれる水銀を含む。）を15mg/kgを超えて含有する燃え殻、汚泥、鉱さい及びばいじん並びに水銀を15mg/lを超えて含む廃酸及び廃アルカリは「水銀含有ばいじん等」として処理する必要があります。

図表 7 特別管理産業廃棄物の種類（施行令第2条の4）

種類	関連事業、施設等	具体例
廃油（燃焼しにくいものを除く。）	紡績、印刷、香料製造、医薬品製造、石油精製、クリーニング、科学技術研究等	揮発油類、灯油類、軽油類の燃えやすい廃油 参考 引火点70℃未満の廃油
廃酸（著しい腐食性を有するもの。）	カセイソーダ製造、無機顔料製造、無機・有機化学工業製品製造、医薬・試薬・農薬製造、金属製品製造、石油科学工業製品製造、非鉄金属製造、ガラス・窯業、科学技術研究等	水素イオン濃度指数（pH）2.0以下の酸性廃液
廃アルカリ（著しい腐食性を有するもの。）	同上	水素イオン濃度指数（pH）12.5以上のアルカリ性廃液
感染性産業廃棄物	病院、診療所、衛生検査所、介護老人保健施設、介護医療院、助産所、動物の診療施設、試験研究機関（医学、歯学、薬学、獣医学に係るもの）等	感染性病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はそのおそれのある廃棄物で、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等の産業廃棄物（血液の付着した注射針、採血管等※）
ばいじん又は燃え殻及びこれらを処分するために処理したもの	①輸入された廃棄物の焼却施設で発生するものであって、ばいじんにあつては集じん施設で集められたもの（判定基準に適合しないものに限る。） ②ダイオキシン類の含有量が1gにつき3ngを超えるもの（判定基準に適合しないものに限る。）	
汚泥及び当該汚泥を処分するために処理したもの	輸入された廃棄物の焼却施設で発生する汚泥（廃ガス洗浄施設から排出されたものに限る。）であつて、ダイオキシン類の含有量が1gにつき3ngを超えるもの（判定基準に適合しないものに限る。）	
輸入されたばいじん	集じん施設で集められたもの	
輸入された燃え殻	ダイオキシン類の含有量が1gにつき3ngを超えるもの	
輸入された汚泥	ダイオキシン類の含有量が1gにつき3ngを超えるもの	

※ 紙おむつ・ガーゼ等については、感染性一般廃棄物となります。

図表 8 特別管理産業廃棄物のうち、特定有害産業廃棄物の種類（施行令第2条の4）

種類	具体例
廃PCB等	廃PCB及びPCBを含む廃油
PCB汚染物	①PCBが染み込んだ汚泥、紙くず、木くず、繊維くず ②PCBが塗布された紙くず ③PCBが付着した廃プラスチック類、金属くず、陶磁器くず、がれき類 ④PCBが封入された廃プラスチック類、金属くず
PCB処理物	廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したもの ①油の場合、PCBが試料1キログラム中0.5mgを超えるもの ②酸又はアルカリの場合、PCBが試料1リットル中0.03mgを超えるもの ③廃プラスチック類又は金属くずの場合、PCBが付着している、又は封入されていること。 ④陶磁器くずの場合、PCBが付着していること。 ⑤上記以外の場合、PCBが検液1リットル中0.003mgを超えるもの
廃水銀等及び当該廃水銀等を処分するために処理したもの（次項以下において「廃水銀等」という。）	①特定の施設において生じた廃水銀等（水銀使用製品が産業廃棄物となったものに封入された廃水銀等を除く。） ②水銀若しくはその化合物が含まれている物（一般廃棄物を除く。）又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀 ③廃水銀等を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）
指定下水汚泥及び当該指定下水道汚泥を処分するために処理したもの	判定基準を超えるアルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素、シアン化合物、PCB、揮発性有機化合物（12物質）、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、セレン又はダイオキシン類を含むもの
鉱さい及び当該鉱さいを処分するために処理したもの	判定基準を超えるアルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、六価クロム化合物、砒素又はセレンを含むもの

廃石綿等 関連事業は、建設、解体、造船、機械修理など	①廃石綿及び石綿が含まれ、若しくは付着している産業廃棄物のうち、石綿建材除去事業（建築物その他の工作物に用いられる材料であって石綿を吹き付けられ、又は含むものの除去を行う事業をいう）に係るもの（輸入されたものを除く。） ②大気汚染防止法第2条第11項に規定する特定粉じん発生施設において生じたもの（輸入されたものを除く。） ③輸入されたもの のいずれかであって、飛散するおそれのあるものとして、環境省令で定める次のもの ○建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）に用いられる材料であって石綿を吹き付けられたものから、石綿建材除去事業により除去された当該石綿 ○建築物等に用いられる材料であって石綿を含むもののうち、石綿建材除去事業により除去された石綿保温材、けいそう土保温材、パーライト保温材、人の接触、気流及び振動等により前記と同等以上に石綿が飛散するおそれがある保温材、断熱材及び耐火被覆材 ○石綿除去事業において使用されたプラスチックシート、防じんマスク、作業衣その他の用具又は器具で石綿が付着しているおそれのあるもの ○特定粉じん発生施設において生じた石綿で、集じん施設によって集められたもの（輸入されたものを除く。） ○特定粉じん発生施設、集じん施設を設置する工場等で使用された防じんマスク、集じんフィルターその他の用具又は器具で石綿が付着しているおそれのあるもの（輸入されたものを除く。） ○石綿であって集じん施設によって集められたもの、廃棄された防じんマスク、集じんフィルターその他の用具又は器具等で石綿が付着しているおそれのあるもの（事業活動に伴って生じたもので、輸入されたものに限る。）
燃え殻又はばいじん及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの	判定基準を超えるアルキル水銀、水銀及び1, 4-ジオキサン（ばいじんのみ）並びにカドミウム、鉛、六価クロム化合物、砒素、セレン又はダイオキシン類を含むもの
廃油及び当該廃油を処分するために処理したもの	判定基準を超える揮発性有機化合物（12物質）を含むもの
汚泥、廃酸又は廃アルカリ及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの	判定基準を超えるアルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素、シアン化合物、PCB、揮発性有機化合物（12物質）、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、セレン、ダイオキシン類を含むもの

- ※1 特定有害産業廃棄物のうち、有害物質を含む燃え殻、ばいじん、汚泥、廃酸、廃アルカリ（国内において生じたもの）及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの並びに廃油（廃溶剤に限り、国内において生じたもの）及び当該廃油を処分するために処理したものについては、特定の施設等から排出されたものに限られています。
- 2 揮発性有機化合物（12物質）とは、①トリクロロエチレン、②テトラクロロエチレン、③ジクロロメタン、④四塩化炭素、⑤1, 2-ジクロロエタン、⑥1, 1-ジクロロエチレン、⑦シス-1, 2-ジクロロエチレン、⑧1, 1, 1-トリクロロエタン、⑨1, 1, 2-トリクロロエタン、⑩1, 3-ジクロロプロペン、⑪ベンゼン、⑫1, 4-ジオキサンをいいます。
- 3 有害物質を含む特別管理産業廃棄物の判定基準は、P9図表9参照

図表 9 有害物質を含む特別管理産業廃棄物の判定基準（総理府令第5号※）

有害物質名		判定基準	有害物質名		判定基準
1	アルキル水銀化合物	検出されないこと	13	1, 2-ジクロロエタン	0.04mg/l
	水銀又はその化合物	0.005mg/l	14	1, 1-ジクロロエチレン	1mg/l
2	カドミウム又はその化合物	0.09mg/l	15	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4mg/l
3	鉛又はその化合物	0.3mg/l	16	1, 1, 1-トリクロロエタン	3mg/l
4	有機燐化合物	1mg/l	17	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06mg/l
5	六価クロム化合物	1.5mg/l	18	1, 3-ジクロロプロペン	0.02mg/l
6	砒素又はその化合物	0.3mg/l	19	チウラム	0.06mg/l
7	シアン化合物	1mg/l	20	シマジン	0.03mg/l
8	PCB	0.003mg/l	21	チオベンカルブ	0.2mg/l
9	トリクロロエチレン	0.1mg/l	22	ベンゼン	0.1mg/l
10	テトラクロロエチレン	0.1mg/l	23	セレン又はその化合物	0.3mg/l
11	ジクロロメタン	0.2mg/l	24	1, 4-ジオキサン	0.5mg/l
12	四塩化炭素	0.02mg/l	25	ダイオキシン類	3ng-TEQ/g

※金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年2月17日付け総理府）

3 石綿（アスベスト）を含有する産業廃棄物

石綿（アスベスト）を含む製品等の解体、除去に伴って生じた廃棄物は、特別管理産業廃棄物（廃石綿等）と産業廃棄物に分類されますが、産業廃棄物のうち石綿含有量（重量比）が 0.1%を超えるものは「石綿含有産業廃棄物」と規定されており、図表10に示す処理基準に従ってそれぞれ適正に処理する必要があります。

図表 10 石綿を含有する産業廃棄物の処理基準

区分	石綿含有量	特別管理産業廃棄物の処理基準	石綿含有産業廃棄物の処理基準	産業廃棄物の処理基準
廃石綿等（飛散性あり）	※基準なし	○	—	—
石綿含有産業廃棄物（飛散性なし）	0.1%超	—	○	○
上記以外で石綿を含有するもの	—	—	—	○

※ 含有量の基準はなく、施行規則第1条の2第9項に該当するものが廃石綿等（P13）となります。

4 水銀を含有する産業廃棄物

水銀を含む産業廃棄物は、図表 11のとおり分類され、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理基準に加えて、それぞれ規定された処理基準（P38図表 33）に従って適正に処理する必要があります。

図表 11 水銀を含有する産業廃棄物

廃金属水銀等	水銀汚染物		水銀使用製品廃棄物
特別管理産業廃棄物	産業廃棄物		
廃水銀等	水銀を含む特別管理産業廃棄物	水銀含有ばいじん等	水銀使用製品産業廃棄物
<ul style="list-style-type: none"> 特定の施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物 水銀若しくはその化合物が含まれている物又は水銀使用製品廃棄物から回収した廃水銀 	特定の施設から排出されるもので水銀の溶出量が判定基準を超過するもの	<ul style="list-style-type: none"> ばいじん、燃え殻、汚泥、鉍さいのうち、水銀を 15mg/kg を超えて含有するもの 廃酸、廃アルカリのうち、水銀を 15mg/l を超えて含有するもの 	水銀を使用した製品が産業廃棄物となったもので省令で定めるもの（図表 12）
	<div style="border: 1px solid black; background-color: #e0e0e0; padding: 5px;"> <p>【水銀回収義務があるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ばいじん、燃え殻、汚泥、鉍さいのうち、水銀を 1,000mg/kg 以上含有するもの 廃酸、廃アルカリのうち、水銀を 1,000mg/l 以上含有するもの </div>		<div style="border: 1px solid black; background-color: #e0e0e0; padding: 5px;"> <p>【水銀回収義務があるもの】</p> 水銀式血圧計、水銀体温計等 （P38図表 33） </div>
	<div style="border: 1px solid black; background-color: #e0e0e0; padding: 5px;"> <p>回収した水銀</p> </div>		
	<div style="border: 1px solid black; background-color: #e0e0e0; padding: 5px;"> <p>回収した水銀</p> </div>		

図表 12 水銀使用製品産業廃棄物の定義

水銀使用製品産業廃棄物の対象は、次の①～③に該当する製品が産業廃棄物となったもの

① 新用途水銀使用製品の製造等に関する命令（平成 27 年内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第 2 号）第 2 条第 1 号又は第 3 号に該当する水銀使用製品であって次に掲げるもの

1	水銀電池		24	放電管(水銀が目視で確認できるもの に限り、放電ランプ(蛍光ランプ及び H I Dランプを含む。)を除く。)	●
2	空気亜鉛電池		25	水銀抵抗原器	
3	スイッチ及びリレー(水銀が目視で 確認できるものに限る。)	●	26	差圧式流量計	
4	蛍光ランプ(冷陰極蛍光ランプ及 び外部電極蛍光ランプを含む。)	●	27	傾斜計	
5	H I Dランプ(高輝度放電ランプ)	●	28	水銀圧入法測定装置	
6	放電ランプ(蛍光ランプ及びH I D ランプを除く。)	●	29	周波数標準機	●
7	農薬		30	ガス分析計(水銀等を標準物質とする ものを除く。)	
8	気圧計		31	容積形力計	
9	湿度計		32	滴下水銀電極	
10	液柱形圧力計		33	参照電極	
11	弾性圧力計(ダイヤフラム式のもの に限る。)	●	34	水銀等ガス発生器(内蔵した水銀等を 加熱又は還元して気化するものに限 る。)	
12	圧力伝送器(ダイヤフラム式のもの に限る。)	●	35	握力計	
13	真空計	●	36	医薬品	
14	ガラス製温度計		37	水銀の製剤	
15	水銀充満圧力式温度計	●	38	塩化第一水銀の製剤	
16	水銀体温計		39	塩化第二水銀の製剤	
17	水銀式血圧計		40	よう化第二水銀の製剤	
18	真空ポンプ(水銀が目視で確認でき るものに限る。)		41	硝酸第一水銀の製剤	
19	温度定点セル		42	硝酸第二水銀の製剤	
20	顔料	●	43	チオシアン酸第二水銀の製剤	
21	ボイラ(二流体サイクルに用いられ るものに限る。)		44	酢酸フェニル水銀の製剤	
22	灯台の回転装置				
23	水銀トリム・ヒール調整装置				

② ①に掲げる水銀使用製品を材料又は部品として用いて製造される水銀使用製品（●印のあるものに
係るものを除く。）

③ ①及び②に掲げるもののほか、水銀又はその化合物の使用に関する表示がされている水銀使用製品

※ ①の 20 の項に掲げる水銀使用製品は、水銀使用製品に塗布されるもの限り●印に該当する。

第4 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理

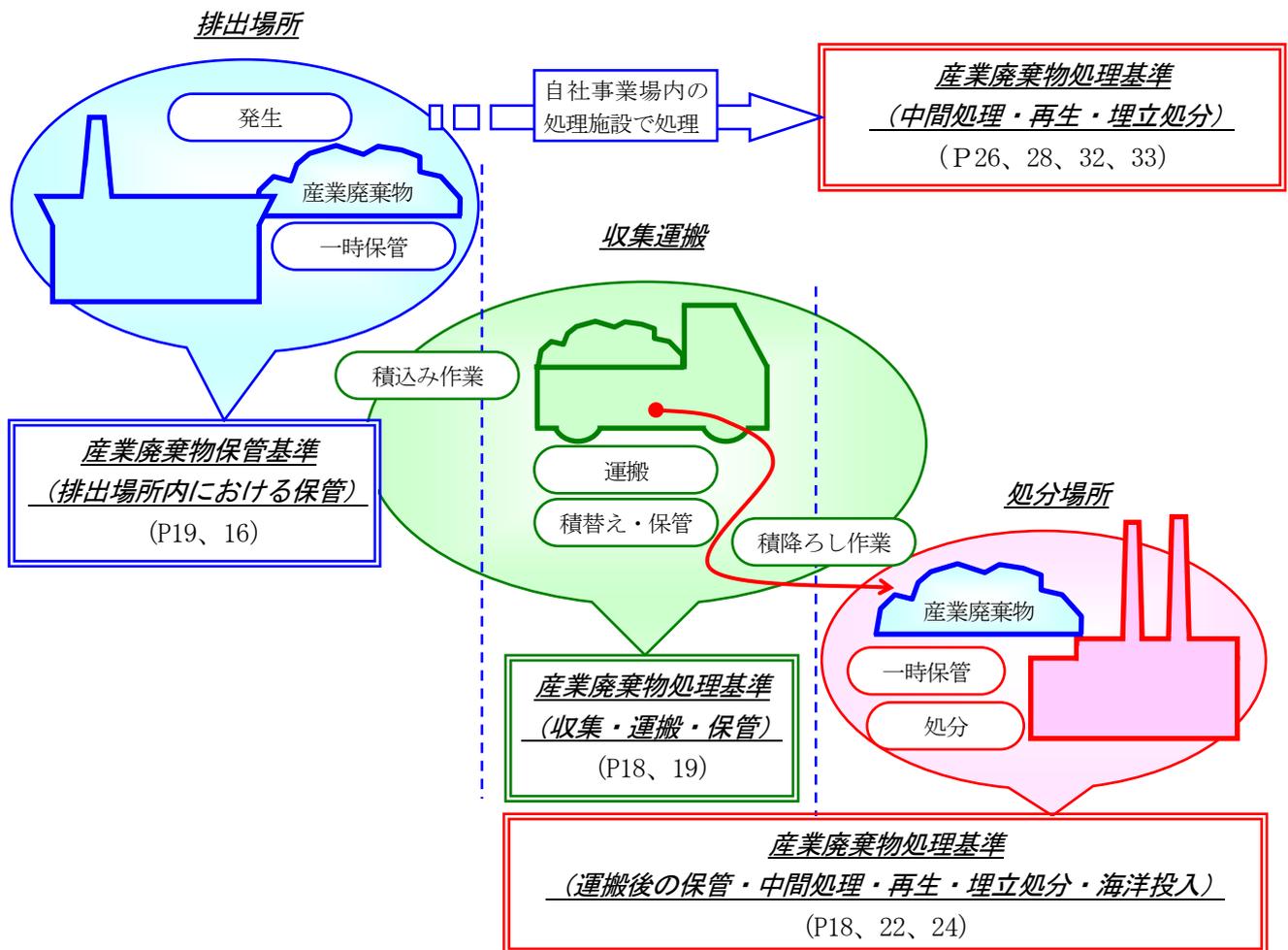
1 処理に係る基準の概要

(1) 廃棄物の発生から適正処理までの過程と適用基準

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理は、その発生から適正処理に至るまでの各過程において、産業廃棄物保管基準及び産業廃棄物処理基準等の多くの基準が設けられており、廃棄物の適正処理を行うためには、これらの基準を遵守する必要があります。

それぞれの過程ごとの適用基準は、図表13のとおりです。

図表 13 廃棄物の発生から適正処理までの過程と適用基準



排出事業者、産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者には、次のとおり、産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準が適用されます。

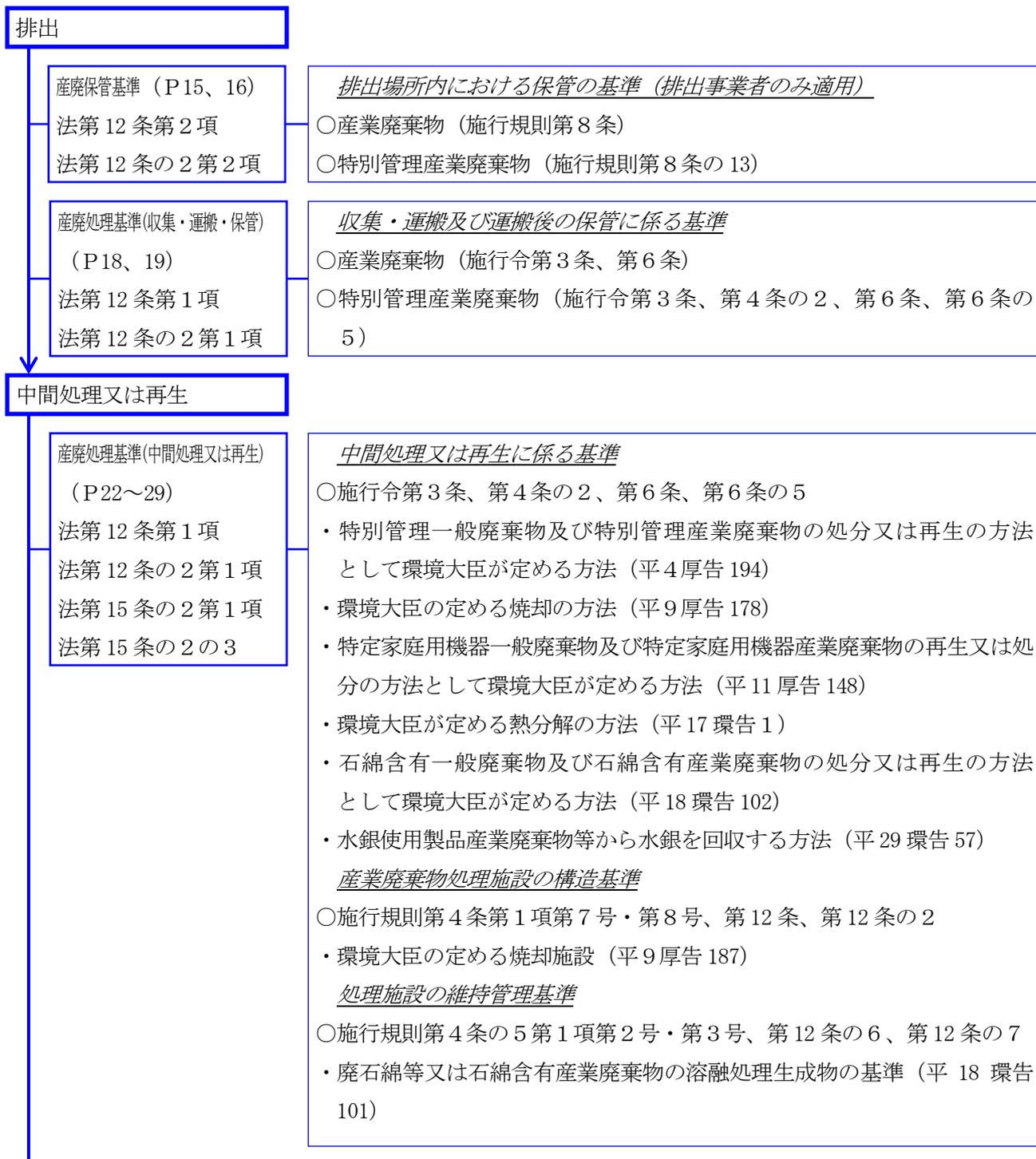
図表 14 業廃棄物保管基準と産業廃棄物処理基準の適用範囲

	排出事業者		産業廃棄物収集運搬業者 産業廃棄物処分業者
	事業所内	事業所外	
産業廃棄物保管基準	○	—	—
産業廃棄物処理基準	収集運搬	○	○
	運搬後の保管	—	○
	中間処理	○	○
	再生	○	○
	埋立処分	○	○
	海洋投入	○	○

(2) 処理基準の法体系

産業廃棄物保管基準及び産業廃棄物処理基準等は、法、施行令、施行規則及び告示等で規定されていますが、この法体系を整理したのが図表15です。

図表 15 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理基準



↓
最終処分

産廃処理基準（埋立処分）

（P28、33）

法第12条第1項

法第12条の2第1項

埋立処分に係る基準

○施行令第3条、第4条の2、第6条、第6条の5、別表第5

- ・金属等を含む廃棄物の固型化に関する基準（昭52環告5）
- ・特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物を処分又は再生したことにより生じた廃棄物の埋立処分に関する基準（平4環告42）
- ・特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法（平4厚告194）
- ・工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた安定型産業廃棄物の埋立処分を行う場合における安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着することを防止する方法（平10環告34）
- ・無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物（平成18環告98）
- ・石綿含有一般廃棄物等に係る無害化処理の内容等の基準等（平18環告99）
- ・廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融処理生成物の基準（平18環告101）
- ・石綿含有一般廃棄物及び石綿含有産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法（平18環告102）
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第3号イ(6)に掲げる安定型産業廃棄物として環境大臣が指定する産業廃棄物（平18環告105）

産業廃棄物最終処分場の構造基準及び維持管理基準

- ・一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭52総・厚令1）
- ・排水基準を定める省令（昭46総令35）
- ・ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理を定める省令（平12総・厚令2）
- ・船舶から埋立場所等（公有水面埋立法関連）に排出する廃棄物の排出方法に関する基準（海洋汚染防止法施行令第5条）

産廃処理基準（海洋投入）

法第12条第1項

- ・海洋投入処分ができる産業廃棄物（施行令第6条、特別管理産業廃棄物を除く。）
- ・廃棄物の排出方法に関する基準（海洋汚染防止法施行令第9条の3）
- ・廃棄物の排出海域に関する基準（海洋汚染防止法施行令第9条の3）

処分終了

2 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理に係る基準

(1) 産業廃棄物保管基準

- ・適用者 : 排出事業者のみ
- ・適用行為 : 産業廃棄物を搬出するまでの間の保管
(排出事業者が搬出後に保管する場合は、産業廃棄物処理基準(保管)が適用されます。)

図表 16 産業廃棄物保管基準(施行規則第8条)

1 産業廃棄物の飛散、流出等の防止措置

- (1) 保管場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないよう必要な措置を講ずること。
- (2) 産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合は、公共水域及び地下水の汚染を防止するために排水溝等を設置するとともに、地下浸透しないよう底面を不浸透性材料で覆うこと。
- (3) 保管場所には、ねずみ、蚊、はえその他の害虫が発生しないよう防止措置を講ずること。
- (4) 石綿含有産業廃棄物の保管を行う場合は、次の点に注意すること。
 - ① 石綿含有産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないよう、保管場所に仕切りを設ける等、必要な措置を講ずること。
 - ② 石綿含有産業廃棄物が飛散しないよう覆いや梱包等、必要な措置を講ずること。
- (5) 水銀使用製品産業廃棄物を保管する場合は、その他の物と混合するおそれのないよう、保管場所に仕切りを設ける等、必要な措置を講ずること。

2 囲いの設置及び構造等

- (1) 産業廃棄物の保管施設の周囲には囲いを設けること。
- (2) 囲いに産業廃棄物の荷重が直接かかる場合は、囲いの構造耐力上の安全性を確保すること(対廃棄物の荷重のほか、風圧力、地震等)。

3 積上げ高さ制限

- (1) 産業廃棄物を屋外で容器を用いないで保管する場合は、次の点に注意すること(P17 図表 18 参照)。
 - ① 産業廃棄物が囲いに接しない場合、囲いの下端からこう配 50%以下(約 26 度)とすること。
 - ② 産業廃棄物が囲いに接する場合、囲いの内側 2 mは囲いの上端より 50cm 以下とし、2 m以上内側は 2 m線からこう配 50%以下とすること。
- (2) 囲いが産業廃棄物と接して曲がったり、囲いの高さぎりぎりまで積み上げないこと。
- (3) 使用済自動車等については、別途定められた保管基準を遵守すること(H17. 1. 1～)。

4 掲示板の設置

周囲から見やすい箇所に、次の要件を備えた掲示板を設置すること(表示例はP18 図表 19 参照)。

- (1) 掲示板の大きさ 縦 60cm 以上×横 60cm 以上
- (2) 表示すべき事項
 - ① 産業廃棄物の保管場所である旨の表示
 - ② 保管する産業廃棄物の種類の表示(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を保管する場合は、その旨を記載)
 - ③ 保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
 - ④ 最大積上げ高さ(屋外で容器を用いずに保管する場合)

(2) 特別管理産業廃棄物保管基準

- ・適用者：排出事業者のみ
- ・適用範囲：特別管理産業廃棄物を搬出するまでの間の保管
(排出事業者が搬出後に保管する場合は、特別管理産業廃棄物処理基準（保管）が適用されます。)

図表 17 特別管理産業廃棄物保管基準（施行規則第8条の13）

1 特別管理産業廃棄物の飛散、流出等の防止措置

- (1) 保管場所から特別管理産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないよう必要な措置を講ずること。
- (2) 特別管理産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合は、公共水域及び地下水の汚染を防止するために排水溝等を設置するとともに、地下浸透しないよう底面を不浸透性材料で覆うこと。
- (3) 保管場所には、ねずみ、蚊、はえその他の害虫が発生しないよう防止措置を講ずること。
- (4) 特別管理産業廃棄物に他の物が混入するおそれのないよう、仕切りを設けるなど必要な措置を講ずること。ただし、次に該当する場合を除く。
 - ① 感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物とが混在している場合であって、それ以外の物が混入するおそれのない場合
 - ② 特別管理一般廃棄物である廃水銀と特別管理産業廃棄物である廃水銀等とが混在している場合であって、それ以外の物が混入するおそれのない場合

2 特別管理産業廃棄物の種類別に講ずる措置

- (1) 廃油
容器に入れて密封し、揮発防止措置及び高温にさらされないよう必要な措置を講ずること。
- (2) 廃PCB、PCB汚染物及びPCB処理物
容器に入れて密封し、揮発防止措置、高温にさらされないための必要な措置及び腐食防止措置を講ずること。
- (3) 廃酸及び廃アルカリ並びに腐敗のおそれのある特別管理産業廃棄物
容器に入れて密封する等、腐食防止措置を講ずること。
- (4) 廃石綿等
こん包する等、飛散防止措置を講ずること。
- (5) 廃水銀等
容器に入れて密封し、廃棄物の飛散、流出又は揮発の防止のために必要な措置、高温にさらされないために必要な措置及び腐食の防止のために必要な措置を講ずること。

3 囲いの設置及び構造等

- (1) 特別管理産業廃棄物の保管施設の周囲には囲いを設けること。
- (2) 囲いに特別管理産業廃棄物の荷重が直接かかる場合は、囲いの構造耐力上の安全性を確保すること（対廃棄物の荷重のほか、風圧力、地震等）。

4 積上げ高さ制限

- (1) 特別管理産業廃棄物を屋外で容器を用いないで保管する場合は、次の点に注意すること（P21 図表 18）。
 - ① 特別管理産業廃棄物が囲いに接しない場合、囲いの下端からこう配 50%以下（約 26 度）とすること。

② 特別管理産業廃棄物が囲いに接する場合、囲いの内側 2 mは囲いの上端より 50cm 以下とし、2 m以上内側は 2 m線からこう配 50%以下とすること。

(2) 囲いが特別管理産業廃棄物と接して曲がったり、囲いの高さぎりぎりまで積み上げないこと。

5 掲示板の設置

周囲から見やすい箇所に、次の要件を備えた掲示板を設置すること（表示例はP18 図表 19 参照）。

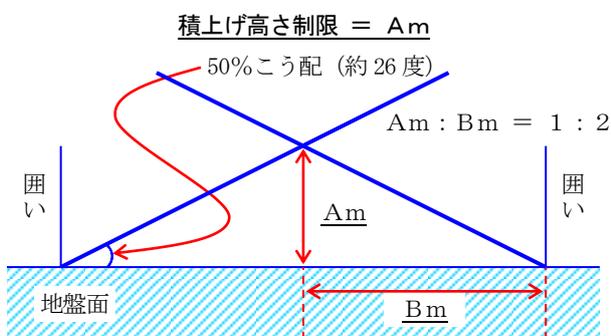
(1) 掲示板の大きさ 縦 60cm 以上×横 60cm 以上

(2) 表示すべき事項

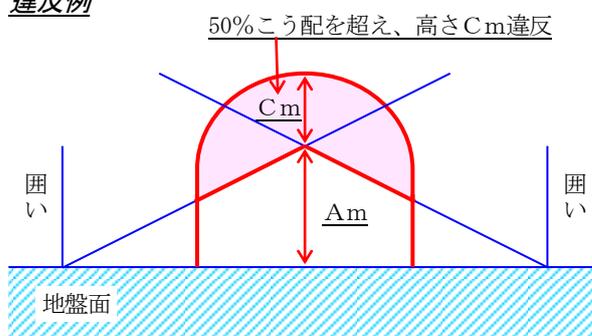
- ① 特別管理産業廃棄物の保管場所である旨の表示
- ② 保管する特別管理産業廃棄物の種類の表示
- ③ 保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
- ④ 最大積上げ高さ（屋外で容器を用いない場合）

図表 18 積上げ高さ制限

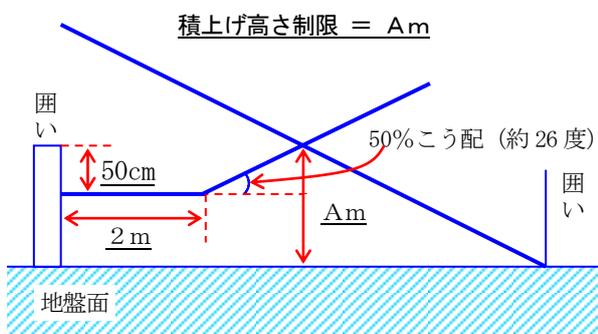
【産業廃棄物が囲いに接しない場合】



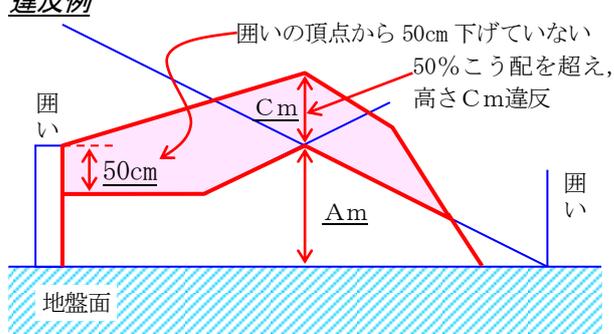
違反例



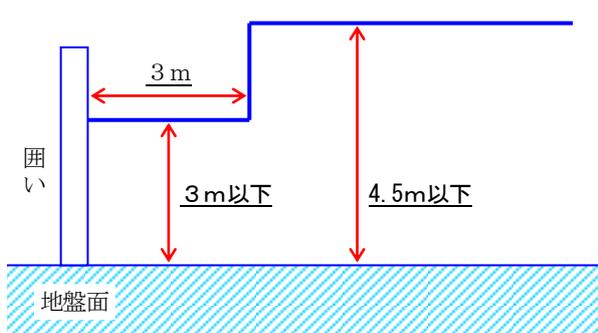
【産業廃棄物が囲いに接する場合】



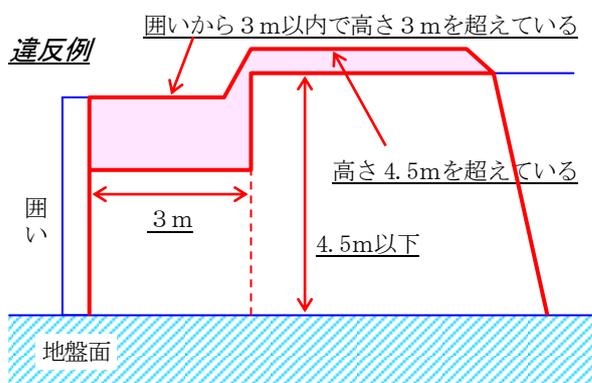
違反例



【使用済自動車を保管する場合】



違反例



図表 19 保管場所における掲示板の表示例

60cm 以上	産業廃棄物の保管場所	
	管理者及び連絡先等	株式会社広島産廃 代表取締役 産廃 太郎 所在地 広島県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 内線〇〇〇 責任者 環境管理課 〇〇、〇〇
	保管する産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、がれき類（これらのうち石綿含有産業廃棄物を含む。）
	最大積上げ高さ	2 m
	← 60cm 以上 →	

(3) 産業廃棄物処理基準（収集・運搬・運搬後の保管）

- ・適用者：排出事業者、産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者
- ・適用行為：収集・運搬・運搬後の保管

図表 20 産業廃棄物処理基準（収集・運搬・運搬後の保管）（施行令第6条）

1 運搬施設（車両、船舶、容器等）に係る注意事項

- (1) 収集・運搬のための施設を設置する場合は、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないよう必要な措置を講ずること。
- (2) 運搬車両、船舶、運搬容器及び運搬用パイプラインは、産業廃棄物が飛散、流出したり、悪臭が漏れたりするおそれのないものであること。

2 収集・運搬を行う場合の措置

- (1) 産業廃棄物が飛散、流出しないようにすること。
- (2) 収集・運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- (3) 石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物は、破碎することのないよう、また、その他の物と混合するおそれのないように区分して、収集・運搬を行うこと。

3 運搬車両等への表示義務及び収集運搬時の書面携帯義務

- (1) 収集運搬時は、運搬車両等に P 25 図表 22 に示す表示例を参考にして、産業廃棄物を収集運搬している者の氏名、名称及び許可番号（下 6 桁）等を表示すること。
- (2) 収集運搬時は、P 26 図表 23 に示す書面等を備え付けておくこと。

4 積替えを行う場合の措置

- (1) 周囲に囲いを設け、産業廃棄物の積替え場所であることの表示をすること。
- (2) 産業廃棄物が飛散・流出したりしないようにするとともに、汚水が生ずるおそれがある場合は、排水溝等を設置したり、地下浸透しないように底面を不浸透性材料で覆ったりすること。また、悪臭が発散しないようにすること。
- (3) ねずみ、蚊、はえ、その他の害虫が発生しないようにすること。
- (4) 石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物の積替えを行う場合は、その他の物と混合するおそれのないよう、積替え場所に仕切りを設ける等、必要な措置を講ずること。

5 保管を行う場合の基準

保管は、原則禁止である。ただし、次の基準に適合する積替えを行う場合は保管を認める。

- (1) あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められていること。
- (2) 搬入された産業廃棄物が、適切に保管できる量を超えないこと。
- (3) 搬入された産業廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。

6 保管場所における措置

- (1) P19図表 16 の産業廃棄物保管基準 1～3 に掲げる措置を講ずること。

- | | |
|--|------|
| <ol style="list-style-type: none">1 産業廃棄物の飛散、流出等の防止措置2 囲いの設置及び構造等3 積上げ高さ制限 | 【再掲】 |
|--|------|

- (2) 掲示板の設置

産業廃棄物の保管を行う場所には、周囲から見やすい箇所に、次の事項を記載した縦横とも60cm以上の掲示板を設置すること（表示例はP26図表 24 参照）。

- ① 産業廃棄物の保管場所である旨の表示
- ② 保管する産業廃棄物の種類の表示（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を保管する場合は、その旨を記載）
- ③ 保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
- ④ 最大積上げ高さ（屋外で容器を用いない場合のみ、P21図表 18により算出される高さ）
- ⑤ 保管上限量（次項で算出される保管上限の量）

7 保管上限

- (1) 産業廃棄物を保管できる量の制限

1日当たりの平均搬出量×7日分

※ 平均搬出量とは、前月の産業廃棄物の総搬出量（複数の産業廃棄物を取り扱う場合はその合計量）を前月の総日数で除して得られる数量とする（前月の総搬出量÷前月の総日数）。

（前月の総搬出量÷前月の総日数）×7日分＝保管上限（保管可能量）

（例） 4月（総日数 30日）の産業廃棄物の総搬出量 1,500 m³

1,500 m³ ÷ 30日 × 7日分 = 350 m³ 保管上限は、350 m³

- (2) 適用除外

- ・船舶を利用して運搬する場合であって、船舶の積載量が保管上限を上回るとき。
- ・使用済自動車等を保管する場合（H17. 1. 1～）

- (4) 特別管理産業廃棄物処理基準（収集・運搬・運搬後の保管）

- ・適用者：排出事業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者
- ・適用行為：収集・運搬・運搬後の保管

図表 21 特別管理産業廃棄物処理基準（収集・運搬・運搬後の保管）（施行令第6条の5）

1 運搬施設（車両、船舶、容器等）に係る注意事項

- (1) 収集・運搬のための施設を設置する場合は、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないよう必要な措置を講ずること。

- (2) 運搬車両、船舶及び運搬容器は、特別管理産業廃棄物が飛散、流出したり、悪臭が漏れたりするおそれのないものであること。
- (3) 特別管理産業廃棄物の収集・運搬には運搬用パイプラインは使用しないこと（ただし、消防法第2条第7項に規定する危険物である特別管理産業廃棄物を、危険物の規制に関する政令第3条第3号に規定する移送取扱所において収集・運搬を行う場合を除く。）。
- (4) 感染性産業廃棄物、廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物、廃水銀等の収集・運搬は、次に掲げる構造を有する運搬容器を使用すること。
 - ① 密閉できること。その他PCBの漏洩を防止するために必要な措置が講じられていること。
 - ② 収納しやすいこと。
 - ③ 損傷しにくいこと。

2 収集・運搬を行う場合の措置

- (1) 特別管理産業廃棄物が飛散、流出しないようにすること。
- (2) 収集・運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- (3) 特別管理産業廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにすること。
- (4) 特別管理産業廃棄物その他の物と混合するおそれのないように、他の物と区分して収集・運搬すること。ただし、次に該当する場合を除く。
 - ① 感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物とが混在している場合であって、それ以外の物が混入するおそれのない場合
 - ② 特別管理一般廃棄物である廃水銀と特別管理産業廃棄物である廃水銀等とが混在している場合であって、それ以外の物が混入するおそれのない場合

3 運搬車両等への表示義務及び収集運搬時の書面携帯義務

- (1) 収集運搬時は、運搬車両等にP25図表22に示す表示例を参考にして、特別管理産業廃棄物を収集運搬している者の氏名、名称及び許可番号（下6桁）等を表示すること。
- (2) 収集運搬時は、P26図表23に示す書面等を備え付けておくこと。

4 積替えを行う場合の措置

- (1) P16図表17の1～2に掲げる措置を講ずること。

<ul style="list-style-type: none"> 1 特別管理産業廃棄物の飛散、流出等の防止措置 2 特別管理産業廃棄物の種類別に講ずる措置 	【再掲】
--	------
- (2) 周囲に囲いを設け、次に掲げる事項を表示すること。
 - ① 特別管理産業廃棄物の積替え場所であること。
 - ② 積み替える特別管理産業廃棄物の種類
 - ③ 積替え場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先

5 保管を行う場合の基準

保管は、原則禁止である。ただし、次の基準に適合する積替えを行う場合は保管を認める。

- (1) あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められていること。
- (2) 搬入された特別管理産業廃棄物が、適切に保管できる量を超えないこと。
- (3) 搬入された特別管理産業廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。

※ 廃PCB等、PCB汚染物及びPCB処理物を除く。

6 保管場所における措置

(1) P16 図表 17 の 1～4 に掲げる措置を講ずること。

- 1 特別管理産業廃棄物の飛散、流出等の防止措置
- 2 特別管理産業廃棄物の種類別に講ずる措置
- 3 囲いの設置及び構造等
- 4 積上げ高さ制限

【再掲】

(2) 掲示板の設置

特別管理産業廃棄物の保管を行う場所には、周囲から見やすい箇所に、次の事項を記載した掲示板を設置すること（表示例はP26図表 24 参照）。

- ① 特別管理産業廃棄物の保管場所である旨の表示
- ② 保管する特別管理産業廃棄物の種類の表示
- ③ 保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
- ④ 最大積上げ高さ（屋外で容器を用いない場合、P21図表 18 参照）
- ⑤ 保管上限（保管可能量）

7 保管上限

(1) 特別管理産業廃棄物を保管できる量の制限

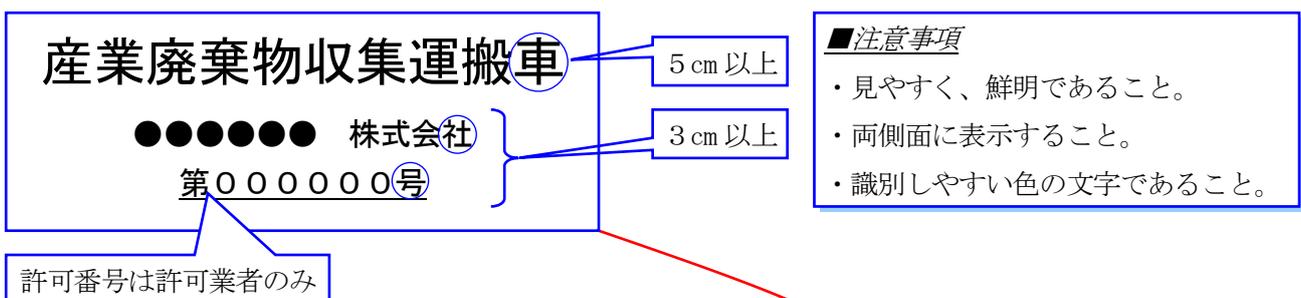
1日当たりの平均搬出量×7日分

※ 計算方法は、P18 図表 20 の 7 (1) を参考にすること。

(2) 適用除外

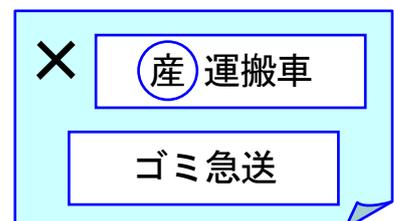
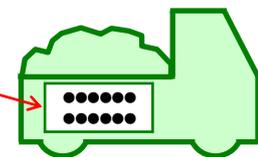
船舶を利用して運搬する場合であって、船舶の積載量が保管上限を上回るとき。

図表 22 運搬車両への表示例



■その他の注意事項

- 特別管理産業廃棄物を運搬する場合でも、産業廃棄物と表示して問題ありません。
- マグネットシートなど、着脱可能な表示でも問題ありません。
- 左右で表示位置が違って、また、荷台や被牽引車に表示しても問題ありません。
- 表示する文字は、原則として印刷された文字とします。
- 産業廃棄物を運んでいることや、正式な名称が一見してわからない略称や屋号を使うことはできません。
- 表示が隠れていたりすると、表示義務違反になります。



図表 23 収集運搬時に備え付けておくべき書面等

排出事業者が自ら運搬する場合	産業廃棄物収集運搬業者が運搬する場合
次の内容を記載した書面 ① 氏名又は名称及び住所 ② 運搬する産業廃棄物の種類及び数量 ③ 積載日 ④ 積載した事業場の名称、所在地、連絡先 ⑤ 運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先	1 許可証の写し 2 紙マニフェストを利用する場合 交付された紙マニフェスト 3 電子マニフェストを利用する場合 (1) 電子マニフェストの使用証（加入証）の写し (2) 次の内容を記載した書面又は電子データ 〔内容を容易に表示できること（インターネット通信による方法でも可）〕 ① 運搬する産業廃棄物の種類及び数量 ② 委託者の氏名又は名称 ③ 積載日 ④ 積載した事業場の名称、所在地、連絡先 ⑤ 運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先

図表 24 積替え保管場所における掲示板の表示例

産業廃棄物の積替え保管場所	
管理者及び連絡先等	株式会社広島産廃 代表取締役 産廃 太郎 所在地 広島県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 内線〇〇〇 責任者 環境管理課 〇〇、〇〇
保管する産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、がれき類（これらのうち石綿含有産業廃棄物を含む。）
最大積上げ高さ	2 m
保管上限	3 0 m ³

60cm 以上

60cm 以上

(5) 産業廃棄物処理基準（処分又は再生（埋立又は海洋投入処分を除く。））

- ・適用者：排出事業者及び産業廃棄物処分業者
- ・適用行為：処分又は再生（埋立又は海洋投入処分を除く。）

図表 25 産業廃棄物処理基準（処分又は再生（埋立又は海洋投入処分を除く。））（施行令第6条）

<p>1 産業廃棄物の保管を行う場合の措置等</p> <p>P 18 図表 20 の産業廃棄物処理基準（収集・運搬・運搬後の保管）5及び6の措置等を講ずること。</p> <p>〔5 保管を行う場合の基準〕【再掲】</p> <p>〔6 保管場所における措置〕</p> <p>2 保管上限</p> <p>(1) 産業廃棄物を保管できる量の上限</p> <p>1日当たりの産業廃棄物処理施設の処理能力×14日分＝保管上限数量（基本数量）</p>

(2) 保管上限数量の特例

- ① 船舶により産業廃棄物を搬入する場合であって、船舶の積載量が基本数量を上回る場合
船舶の積載量+基本数量×1/2
- ② 処理施設の定期点検等が行われる場合（突発的な故障及び7日未満の定期点検を除く。）
処理能力×点検等の日数+基本数量×1/2
(点検終了後は60日以内に基本数量に戻すこと。)
- ③ 優良認定を受けた産業廃棄物処分業者が廃プラスチック類を保管する場合
処理能力×28日分
- ④ 建設業に係る産業廃棄物（工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じた木くず、コンクリートの破片（石綿含有産業廃棄物を除く。）又はアスファルト・コンクリートの破片であって、分別されたものに限る。）の再生を行う処理施設において、当該産業廃棄物を再生のために保管する場合
ア 木くず、コンクリートの破片 処理能力×28日分
イ アスファルト・コンクリートの破片 処理能力×70日分
- ⑤ 豪雪地帯指定区域内において廃タイヤを冬季間（11月～翌年3月）に保管する場合
処理能力×60日分
- ⑥ 使用済自動車等を保管する場合
特別の基準を適用
- ⑦ 汚泥（有機性汚泥を除く。）、安定型産業廃棄物（廃プラスチック類及び④の建設業に係る産業廃棄物を除く。）、鉍さい又はばいじんの処分又は再生を行う処理施設において、排出事業者又は優良産業廃棄物処分業者が保管する場合であって、その保管が新型インフルエンザ等による当該処理施設の運転の停止その他の新型インフルエンザ等に起因するやむを得ない理由により保管する場合
処理能力×35日分

3 保管期間

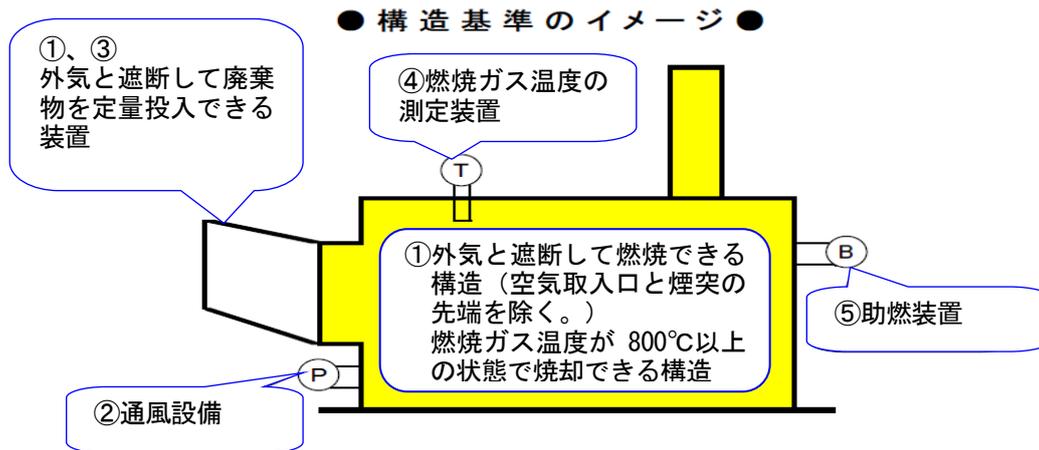
産業廃棄物処理施設において、適正な処分又は再生を行うためにやむを得ないと認められる期間とする。

4 産業廃棄物の焼却を行う場合の基準

産業廃棄物の焼却を行う場合は、(1)の構造を備えた設備で、(2)の方法により行うこと。

(1) 焼却施設の構造（施行規則第1条の7）

- ① 空気取入口・煙突の先端以外に焼却設備内と外気が接することなく、燃焼室において発生するガス（以下「燃焼ガス」という。）の温度が800℃以上の状態で産業廃棄物を焼却できること。
- ② 燃焼に必要な量の空気の通風が行われること。
- ③ 燃焼室内において産業廃棄物が燃焼しているときに、燃焼室に産業廃棄物を投入する場合には、外気と遮断された状態で定量ずつ燃焼室に投入できること。
- ④ 燃焼室中の燃焼ガスの温度の測定装置が設けられていること（製鋼用電気炉等を除く）。
- ⑤ 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること（製鋼用電気炉等を除く）。



(2) 焼却の方法（平9厚告178）

- ① 煙突の先端以外から燃焼ガスを出さないこと。
- ② 煙突の先端から火炎や黒煙を出さないこと。
- ③ 煙突から焼却灰や未燃物を飛散させないこと。

5 産業廃棄物の熱分解を行う場合の基準

産業廃棄物の熱分解（物を処分するために、燃焼を伴わずに加熱により分解すること。）を行う場合は、(1)の構造を備えた設備で、(2)の方法により行うこと。

(1) 熱分解設備の構造（施行規則第1条の7の2）

- ① 熱分解室内への空気の流入を防ぐことにより、熱分解室内の産業廃棄物を燃焼させない構造のものであること。
- ② 産業廃棄物の熱分解を行うのに必要な温度及び圧力を適正に保つことができるものであること。
- ③ 熱分解室内の温度及び圧力を定期的に測定できること。
- ④ 残さが発火しないよう、排出された残さを直ちに冷却できること。
- ⑤ 処理に伴って生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスを適正に処理できること。

注 処理に伴って生じた不要なガスを燃焼させる場合は焼却となる。ただし再生利用を目的として炭化水素油を生成する場合で一定の条件を満たすものは燃焼させても焼却に該当しない。

(2) 熱分解の方法（平17環告1）

- ① 排出口以外から処理に伴って生じたガスが排出されないこと。
- ② 排出口から処理に伴って生じた残さが飛散しないこと。
- ③ 処理に伴って生じたガスを生活環境保全上支障がないように処理した後、排出すること。 等

(6) 産業廃棄物処理基準（埋立処分）

- ・適用者：排出事業者及び産業廃棄物処分業者
- ・適用行為：埋立

図表 26 産業廃棄物処理基準（埋立処分）（施行令第6条）

1 地中空間を利用する処分方法の禁止

産業廃棄物の埋立処分は、地中にある空間を利用する方法で処分してはならない。ただし、次に掲げる産業廃棄物（以下「安定型産業廃棄物」という。）は除く。

- (1) 廃プラスチック類（自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装、水銀使用製品産業廃棄

物を除く。)

- (2) ゴムくず
- (3) 金属くず（自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極の不要物、鉛製の管又は板の不要物、廃容器包装、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
- (4) ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物、廃ブラウン管側面部、廃石膏ボード、廃容器包装、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
- (5) がれき類（工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物）
- (6) 熔融処理生成物（廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物を熔融したことにより生じた廃棄物であって、鉱さいであるものに限る。以下「熔融処理生成物」という。）

2 安定型産業廃棄物の埋立て

- (1) 安定型最終処分場（埋立地からの浸出液による公共水域及び地下水の汚染防止のために必要な設備の設置その他の措置が講じられていない埋立地においては、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着するおそれのないよう必要な措置を講ずること。
- (2) 工作物の除去等に伴って生じた安定型産業廃棄物については、十分な選別と分別により、熱しやく減量5%以下とした後に埋め立てること（平10環告34）。

3 有害な産業廃棄物の埋立て

次に掲げる有害な産業廃棄物の埋立ては、遮断型最終処分場（公共水域及び地下水と遮断された処分場で行うこと。

- (1) 燃え殻及びばいじん（処理したものを含む。）であって、水銀、カドミウム、鉛、六価クロム化合物、砒素、セレンを判定基準以上含むもの
- (2) 汚泥（処理したものを含む。）であって、水銀、カドミウム、鉛、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素、PCB、セレン、シアン化合物を判定基準以上含むもの
- (3) 水銀含有ばいじん等のうち燃え殻、汚泥、ばいじん又はその処理物を環境大臣が定めたところにより固型化したもので、判定基準に適合しないもの

4 3以外の産業廃棄物の埋立て

3以外の産業廃棄物の埋立ては、管理型最終処分場（埋立地からの浸出液による公共水域及び地下水の汚染防止のために必要な設備の設置その他の措置（遮水工・浸出液処理設備等の設置、放流水・周縁地下水の水質の維持等）が講じられた処分場で行うこと。

5 埋立方法等の基準

- (1) 埋め立てる産業廃棄物（熱しやく減量15%以下に焼却したものを除く。）の一層の厚さは、おおむね3m以下とし、かつ、一層ごとに、その表面を土砂でおおむね50cm覆うこと。
- (2) 埋立処分に当たっては、産業廃棄物が飛散、流出しないようにすること。
- (3) 埋立処分に伴う悪臭、騒音又は振動によって、生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- (4) 埋立処分のための施設を設置する場合は、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。

- (5) 埋立地には、ねずみ、蚊、はえ、その他の害虫が発生しないようにすること。
- (6) 埋立処分を終了する場合には、(1)によるほか、生活環境の保全上支障が生じないように埋立地の表面を土砂で覆うこと。

6 処分場周囲の囲い等

(1) 囲いの設置

埋立処分場の周囲には囲いを設けて、みだりに人が立ち入れないようにすること。

(2) 表示

産業廃棄物の処分場であることを表示すること。また、有害な産業廃棄物の処分場の場合は、その旨を併せて表示すること。

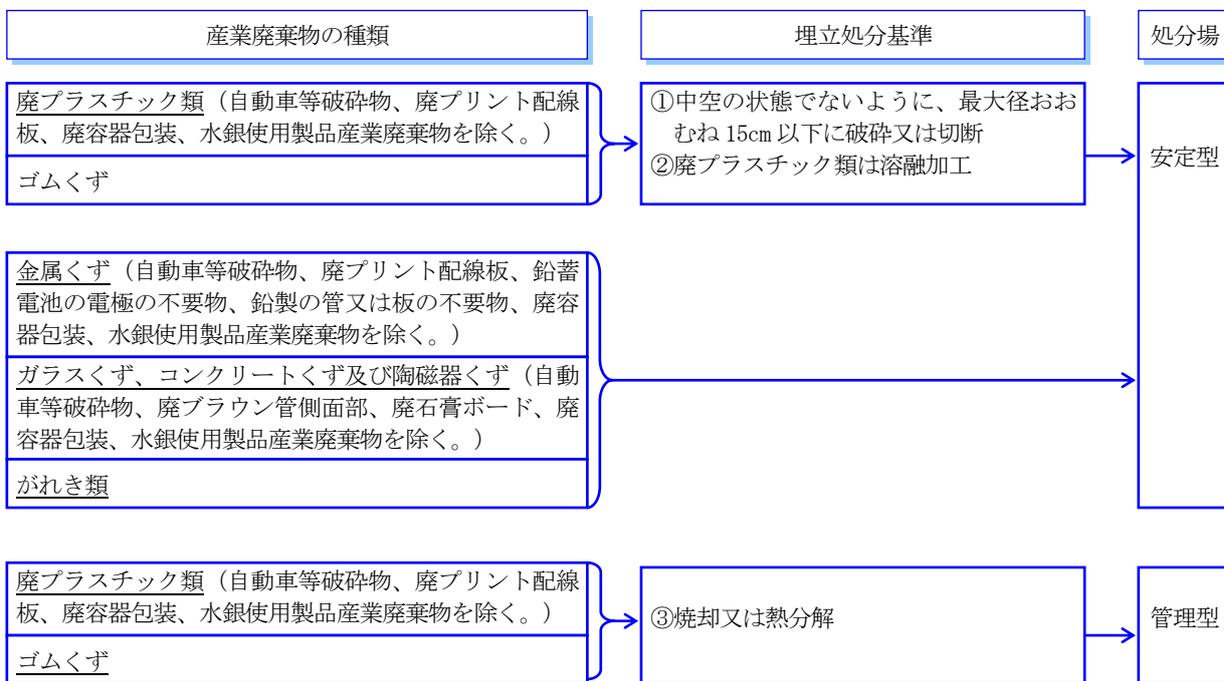
・ 産業廃棄物の種類別の産業廃棄物処理基準（埋立処分）の体系

産業廃棄物（石綿含有産業廃棄物を除く。）の埋立処分に当たっては、焼却、脱水等の中間処理を行わなければ処分できない場合があり、産業廃棄物の種類ごとにそれぞれ図表 27 に示す産業廃棄物処理基準（埋立処分）が定められています。

図表 27 産業廃棄物の種類別の産業廃棄物処理基準（埋立処分）の体系（施行令第6条）

1 安定型産業廃棄物の埋立

次の安定型産業廃棄物（石綿含有産業廃棄物を除く。）については、必要な中間処理等を実施した後、安定型最終処分場又は管理型最終処分場で処分することができます。



2 安定型産業廃棄物以外の埋立

安定型産業廃棄物以外については、必要な中間処理等を実施した後、管理型最終処分場で処分することができます。

産業廃棄物の種類	埋立処分基準	処分場
<u>廃プラスチック類</u> （自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装）	①中空の状態でないように、最大径おおむね15cm以下に破砕又は切断 ②溶融加工、焼却又は熱分解	管理型
<u>廃プラスチック類</u> （水銀使用製品産業廃棄物） <u>金属くず</u> （自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極の不要物、鉛製の管又は板の不要物、廃容器包装、水銀使用製品産業廃棄物） <u>ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず</u> （自動車等破砕物、廃ブラウン管側面部、廃石膏ボード、廃容器包装、水銀使用製品産業廃棄物） <u>燃え殻、紙くず、木くず、繊維くず、鋳さい、産業廃棄物処理物</u>		
<u>ばいじん</u>	大気中に飛散しないようこん包	
<u>廃油</u> （タールピッチ類を除く。） <u>廃油</u> （タールピッチ類）	焼却又は熱分解	
<u>無機性汚泥</u> （水面埋立を除く。） <u>無機性汚泥</u> （水面埋立）	焼却又は熱分解若しくは含水率85%以下	
<u>有機性汚泥</u> （水面埋立を除く。） <u>有機性汚泥</u> （水面埋立）	腐敗物の処分基準に従うこと。 焼却又は熱分解	
<u>腐敗物</u> ← --- ①有機性汚泥、②動植物性残さ、③動物系固形不要物、④家畜のふん尿、⑤動物の死体、⑥①～⑤の処理物	①焼却（熱しやく減量15%以下） ②コンクリート固型化（※） ③腐敗物混入率40%未満の産業廃棄物は3m（40%以上は50cm）以下の層厚に対して、50cmの覆土	
<u>廃酸、廃アルカリ</u>	埋立禁止	

※ コンクリート固型化に関する基準

- ① 結合材は、水硬性セメントであることとし、その配合量はコンクリート固型化物1 m³当たり 150kg 以上であること。
- ② コンクリート固型化物の強度は、一軸圧縮強度が0.98MPa以上であること。
- ③ コンクリート固型化物の形状及び大きさは、次のとおりであること。
 - ア 体積（m³）と表面積（m²）との比が1以上であること。
 - イ 最大寸法と最小寸法との比が2以下であること。
 - ウ 最小寸法が5 cm以上であること。

(7) 特別管理産業廃棄物処理基準（処分又は再生（埋立又は海洋投入処分を除く。））

- ・適用者：排出事業者及び特別管理産業廃棄物処分業者
- ・適用行為：処分又は再生（埋立又は海洋投入処分を除く。）

図表 28 特別管理産業廃棄物処理基準（処分又は再生（埋立又は海洋投入処分を除く。））
(施行令第6条の5)

1 特別管理産業廃棄物の保管を行う場合の措置等

P19 図表 21 の特別管理産業廃棄物処理基準（収集・運搬・運搬後の保管）5及び6の措置等を講ずること。

- 5 保管を行う場合の基準
 - 6 保管場所における措置
- 【再掲】

2 保管上限

特別管理産業廃棄物を保管できる量の上限は、次のとおり。

1日当たりの特別管理産業廃棄物の処理施設の処理能力×14日分＝保管上限数量

3 保管期間

特別管理産業廃棄物の処理施設において、適正な処分又は再生を行うためにやむを得ないと認められる期間とする。

4 特別管理産業廃棄物の焼却又は熱分解を行う場合の基準

P26図表 25 の産業廃棄物処理基準（処分又は再生（埋立又は海洋投入処分を除く。））4及び5の基準によること。

- 4 産業廃棄物の焼却を行う場合の基準
 - 5 産業廃棄物の熱分解を行う場合の基準
- 【再掲】

5 特別管理産業廃棄物の処分・再生方法（平成4年厚生省告示第194号）

特別管理産業廃棄物の処分・再生方法は次のとおり。処分後は、通常の産業廃棄物として処理できる。

(1) 廃油

- ① 焼却設備で焼却
- ② 蒸留設備等で再生

(2) 廃酸又は廃アルカリ

- ① 中和設備で中和
- ② 焼却設備で焼却
- ③ イオン交換設備等で再生（pH2.0より大きく、pH12.5より小さくできる方法）

(3) 感染性産業廃棄物

- ① 焼却設備で焼却
- ② 熔融設備で熔融
- ③ 高圧蒸気滅菌装置又は乾熱滅菌装置で滅菌
- ④ 肝炎ウイルスに有効な薬剤又は加熱により消毒
- ⑤ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）で規制されている感染性病原体に有効な方法により消毒

- (4) 廃PCB等
- ① 焼却設備で焼却
 - ② 脱塩素化分解方式、水熱酸化分解方式、還元熱化学分解方式、光分解方式又はプラズマ分解方式により分解
 - ③ 無害化処理の認定を受けた方法による処理
- (5) PCB汚染物
- ① 焼却設備で焼却
 - ② 水熱酸化分解方式、還元熱化学分解方式、機械化学分解方式又は溶融分解方式により分解
 - ③ 洗浄設備を用いて溶剤により洗浄・除去
 - ④ 分離設備により除去
 - ⑤ 無害化処理の認定を受けた方法による処理
- (6) PCB処理物
- ① 焼却設備で焼却
 - ② 脱塩素化分解方式、水熱酸化分解方式、還元熱化学分解方式、機械化学分解方式、溶融分解方式、光分解方式又はプラズマ分解方式により分解
 - ③ 洗浄設備を用いて溶剤により洗浄・除去
 - ④ 分離設備により除去
 - ⑤ 無害化処理の認定を受けた方法による処理
- (7) 廃石綿等
- ① 溶融設備で溶融
 - ② 無害化設備で無害化
- (8) 廃水銀等
- 硫化設備で硫化・固型化設備で固型化
- ※ 処分又は再生後に生じた廃棄物の埋立処分基準は環境庁告示第42号（P36図表31）による。

(8) 特別管理産業廃棄物処理基準（埋立処分）

- ・適用者：排出事業者及び産業廃棄物処分業者
- ・適用行為：埋立

図表 29 特別管理産業廃棄物処理基準（埋立処分）（施行令第6条の5）

1 地中空間を利用する処分方法の禁止

特別管理産業廃棄物の埋立処分は、地中にある空間を利用する方法で処分してはならない。

2 有害な特別管理産業廃棄物の埋立て

次に掲げる産業廃棄物の埋立ては、公共水域及び地下水と遮断された処分場（遮断型最終処分場）で行うこと（有害物質を含む特別管理産業廃棄物の判定基準は、P9図表9のとおり。）。

- (1) 水銀を含む燃え殻又はばいじんを環境大臣が定めたところにより固型化したもので、判定基準に適合しないもの
- (2) カドミウム、鉛、六価クロム化合物、砒素又はセレンを含む燃え殻又はばいじん（処理したものを含む。）で、判定基準に適合しないもの

- (3) 水銀又はシアン化合物を含む汚泥又は指定下水汚泥を環境大臣が定めたところにより固型化したもので、判定基準に適合しないもの
- (4) カドミウム、鉛、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素、PCB 又はセレンを含む汚泥又は指定下水汚泥（処理したものを含む。）で、判定基準に適合しないもの
- (5) 水銀、カドミウム、鉛、六価クロム化合物、砒素又はセレンを含む鉱さい（処理したものを含む。）で、判定基準に適合しないもの
- (6) 廃水銀等処理物のうち、判定基準に適合しないもの（基準不適合廃水銀等処理物）

3 2以外の特別管理産業廃棄物の埋立て

2以外の特別管理産業廃棄物を埋立処分する場合は、埋立地からの浸出液による公共水域及び地下水の汚染防止のために必要な設備の設置その他の措置（遮水工・浸出液処理設備等の設置、放流水・周縁地下水の水質の維持等）が講じられた処分場（管理型最終処分場）で行うこと。

4 埋立方法等の基準

- (1) 埋立処分に当たっては、特別管理産業廃棄物が飛散、流出しないようにすること。
- (2) 埋立処分に伴う悪臭、騒音又は振動によって、生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- (3) 埋立処分のための施設を設置する場合は、生活環境保全上支障を生ずるおそれのないよう必要な措置を講ずること。
- (4) 埋立地には、ねずみ、蚊、はえ、その他の害虫が発生しないようにすること。
- (5) 埋立処分を終了する場合には、(1)によるほか、生活環境の保全上支障が生じないように埋立地の表面を土砂で覆うこと。

5 処分場周囲の囲い等

- (1) 囲いの設置
埋立処分場の周囲には囲いを設けて、みだりに人が立ち入れないようにすること。
- (2) 表示
特別管理産業廃棄物の処分場であることを表示すること。また、有害な特別管理産業廃棄物の処分場の場合は、その旨を併せて表示すること。

・ 特別管理産業廃棄物の種類別埋立処分基準

特別管理産業廃棄物の種類ごとに図表 に示す埋立処分基準が定められており、当該廃棄物の埋立処分に当たっては、「遮断型最終処分場」で処分するか、無害安定化した後、「管理型最終処分場」で処分することとなっています。

図表 30 特別管理産業廃棄物の種類別埋立処分基準の体系（施行令第6条の5）

特別管理産業廃棄物の種類	埋立処分基準	処分場
廃油（揮発油類、灯油類、軽油類） 廃油（揮発性有機化合物 12 種類）	焼却設備で焼却又は熱分解施設で熱分解後のものを判定基準に適合させること。	管理型
廃PCB等 PCB汚染物及びPCB処理物	焼却設備で焼却し、焼却後のものを判定基準に適合させること。 ① PCBを除去したもの ② 焼却設備で焼却し、処分後のものを判定基準に適合させること。 ③ ①、②が困難な場合、環境大臣が定める方法	
廃水銀等	環境大臣が定める方法で硫化・固型化し、判定基準に適合させたもの	管理型+追加措置
	環境大臣が定める方法で硫化・固型化し、判定基準に適合しないもの	遮断型
廃石綿等	石綿が検出されないよう熔融したもの	安定型
	固型化、薬剤による安定化その他これらに準ずる措置を講じた後、耐水性の材料で二重にこん包したものを処分場内の一定場所で、分散しないように処分すること。	管理型
揮発性有機化合物（12 種類）を含む汚泥又は指定下水汚泥（処理したものを含む。）	判定基準に適合させたもの 焼却設備で焼却又は熱分解施設で熱分解後のものを判定基準に適合させること。	管理型
水銀を含む燃え殻、ばいじん、汚泥又は指定下水汚泥で判定基準に適合しないもの（処理したものを含む。）	判定基準に適合させたもの 環境大臣が定める方法で固型化し、判定基準に適合させたもの	
シアン化合物を含む汚泥又は指定下水汚泥で判定基準に適合しないもの（処理したものを含む。）	環境大臣が定める方法で固型化し、判定基準に適合しないもの	遮断型
カドミウム、鉛、六価クロム化合物、砒素又はセレンを含む燃え殻又はばいじん（処理したものを含む。）	判定基準に適合しないもの	管理型
カドミウム、鉛、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素、PCB又はセレンを含む汚泥又は指定下水汚泥（処理したものを含む。）	判定基準に適合させたもの	
水銀、カドミウム、鉛、六価クロム化合物、砒素又はセレンを含む鉱さい（処理したものを含む。）		
ダイオキシン類等を含むばいじん、燃え殻又は汚泥（処理したものを含む。）	判定基準に適合させたもの	管理型
廃酸、廃アルカリ及び感染性産業廃棄物	埋立禁止	

・ 有害物質を含む特別管理産業廃棄物の判定基準

有害物質を含む特別管理産業廃棄物は、廃棄物の種類、排出施設によって異なりますが、一般的に、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和48年環境庁告示第13号）に定められている溶出試験を行った後、溶出した有害物質の数値がP9図表9に掲げる数値を超えるものをいいます。

また、ダイオキシン類の含有量が3ng-TEQ/gを超えるばいじん及び汚泥並びにダイオキシン類の含有量が100pg-TEQ/lを超える廃酸及び廃アルカリについては、有害物質を含む特別管理産業廃棄物とされています。

・ 特別管理産業廃棄物の処分又は再生後に生じた廃棄物の埋立処分基準

P32図表28の5に示す方法（平4厚告194）により、処分された後に生じた廃棄物を埋立処分する場合は、図表31に示す環境大臣が定める基準に適合するものにしなければなりません（平成4年環境庁告示第42号）。

図表 31 特別管理産業廃棄物を処分又は再生後により生じた廃棄物の埋立処分に関する基準

種類	中間処理方法	中間処理後の廃棄物の埋立処分基準
感染性産業廃棄物	焼却	① 感染性がないよう焼却されていること。 ② 液状のものは埋立処分を行ってはならないこと。 ③ 泥状のものは含水率85%以下にすること。
	熔融加工	① 感染性がないよう熔融加工されていること。 ② 液状のものは埋立処分を行ってはならないこと。 ③ 泥状のものは含水率85%以下にすること。
	滅菌消毒	① 感染性がないよう滅菌、消毒されていること。 ② 液状のものは埋立処分を行ってはならないこと。 ③ 泥状のものは含水率85%以下にすること。
廃PCB等	脱塩素化反応 光化学反応	① PCBが分解されていること。 ② 廃油については、焼却設備を用いて焼却すること。 ③ 液状のものは埋立処分を行ってはならないこと。 ④ 泥状のものはPCBが溶出しないよう処理し、含水率85%以下にすること。
	水熱酸化反応 熱化学反応	① PCBが分解されていること。 ② 液状のものは埋立処分を行ってはならないこと。 ③ 泥状のものは含水率85%以下にすること。
PCB汚染物	焼却 洗浄	① 固形状のものはPCBが除去されていること。 ② 廃油については、焼却設備を用いて焼却すること。 ③ 液状のものは埋立処分を行ってはならないこと。 ④ 泥状のものはPCBが溶出しないよう処理し、含水率85%以下にすること。
PCB処理物	焼却 洗浄	① 固形状のものは、PCBが分解されていること。 ② 廃油については、焼却設備を用いて焼却すること。 ③ 液状のものは埋立処分を行ってはならないこと。 ④ 泥状のものはPCBが溶出しないよう処理し、含水率85%以下にすること。
	分解	PCBが十分に分解されていること。
廃石綿等	熔融	熔融加工されたもの又は熔融炉において生ずるガスを処理したことにより生じたばいじん若しくは汚泥については、石綿が飛散しないよう熔融加工されていること。
廃水銀等	硫化・固型化	① 最終処分場のうちの一定の場所において、かつ、埋め立てる基準適合廃水銀等処理物が分散しないように行うこと。 ② 埋め立てる基準適合廃水銀等処理物がその他の廃棄物と混合するおそれのないように、他の廃棄物と区分すること。 ③ 埋め立てる基準適合廃水銀等処理物が流出しないように必要な措置を講ずること。 ④ 埋め立てる基準適合廃水銀等処理物に雨水が侵入しないように必要な措置を講ずること。

・ 特別管理産業廃棄物の海洋投入処分

特別管理産業廃棄物は、海洋投入処分を行ってはけません（施行令第6条の5）。

3 石綿含有産業廃棄物の処理基準

石綿含有産業廃棄物の収集・運搬、処分又は再生に当たっては、産業廃棄物の収集・運搬基準（P18 図表 20）及び処分又は再生基準（P26図表 25、P28図表 26）によるほか、図表 に示す基準を遵守してください。

図表 32 石綿含有産業廃棄物の収集・運搬、処分又は再生基準（施行令第6条）

1 収集・運搬のための必要な破碎又は切断

収集運搬車への積込みに必要な最小限度の破碎又は切断であって、石綿含有産業廃棄物が飛散しないように、散水等により石綿含有産業廃棄物を湿潤化すること。

2 石綿含有産業廃棄物の溶融を行う場合の基準

(1) 溶融施設の構造（施行規則第12条の2）

- ① 溶融中は、外気と遮断された状態で廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物を溶融炉内に投入できる供給装置が設けられていること。ただし、溶融中に廃棄物を投入できない溶融施設は除く。
- ② 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物を 1,500℃以上の状態で溶融でき、かつ、その温度を溶融に必要な時間保つため、空気量を調節できる設備その他の必要な設備が設けられていること。
- ③ 溶融炉内の温度を間接的に把握できる位置に、温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。ただし、溶融炉内の温度を直接測定し、記録できる場合を除く。
- ④ 排気口又は排気筒から排出される排ガスによる生活環境の保全上支障が生じないようにする排ガス処理設備（ばいじんを除去する高機能を有すること。）が設けられていること。
- ⑤ 溶融処理に伴い生ずる物の流動状態が確認できる設備が設けられていること。

(2) 溶融施設の維持管理（施行規則第12条の7）

- ① 排気口又は排気筒から排出される排ガス中の石綿濃度を6月に1回以上測定・記録すること。
- ② 溶融処理生成物の基準確認試験を6月に1回以上実施・記録すること。
- ③ 排ガスによる生活環境の保全上支障が生じないようにすること。
- ④ 排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。 等

3 石綿含有産業廃棄物の破碎又は切断を行う場合の基準

石綿含有産業廃棄物を処理設備に投入するために破碎又は切断を行う場合は、次により行うこと。

(1) 破碎設備の要件（施行規則第12条の2）

- ① 投入する廃棄物に破碎に適さないものが含まれていないことを連続的に監視するための措置が講じられていること。
- ② 建物の中に設けられていること。ただし、周囲に石綿含有産業廃棄物が飛散しないよう破碎設備と一体となった集じん器が設けられている場合を除く。
- ③ 破碎によって生じる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器（粉じんを除去する高機能を有すること。）及び散水装置が設けられていること。

(2) 破碎等の方法（施行規則第12条の7）

- ① 破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。
- ② 集じん器の出口における排ガス中の石綿濃度を6月に1回以上測定・記録すること。
- ③ 集じん器にたい積した粉じんを除去すること。 等

4 石綿含有産業廃棄物の埋立処分を行う場合の基準

- (1) 埋立処分の方法（施行令第6条第1項第3号ヨ）
 - ① 最終処分場（施行令第7条第14号に規定する最終処分場に限る。）のうちの一定の場所において、当該石綿含有産業廃棄物が分散しないように埋立てを行うこと。
 - ② 埋め立てる石綿含有産業廃棄物が埋立地の外に飛散し、及び流出しないように、その表面を土砂で覆う等必要な措置を講ずること。
- (2) 熔融処理生成物の取扱い（施行令第6条第1項第3号イ(6)）

石綿含有産業廃棄物等を施行令第7条第11の2号に掲げる熔融施設で処理した場合、当該処理により生じた熔融処理生成物は鉱さいに該当し、安定型産業廃棄物として処理できる。

4 水銀を含む産業廃棄物の処理

水銀を含む産業廃棄物（P14図表11）の収集・運搬、処分又は再生に当たっては、産業廃棄物の収集・運搬基準（P18図表20）、処分又は再生基準（P26図表25、P28図表26）、特別管理産業廃棄物の収集・運搬基準（P19図表21）及び処分又は再生基準（P32図表28、P33図表29）によるほか、図表33に示す基準を遵守してください。

図表 33 水銀を含有する産業廃棄物の収集・運搬、処分又は再生基準（施行令第6条、第6条の5）

1 廃水銀等の処理基準

- (1) 収集・運搬
 - ① 必ず容器（密閉でき、収納しやすく、損傷しにくいもの）に収納して収集又は運搬すること。
 - ② 積替え・保管をする場合は、容器に入れて密封し、廃棄物の飛散、流出又は揮発の防止のために必要な措置、高温にさらされないために必要な措置及び腐食の防止のために必要な措置を講ずること。
- (2) 中間処理

廃水銀等を埋立処分する場合、あらかじめ水銀の純度を高め、産業廃棄物処理施設の許可を受けた硫化施設において、粉末硫黄による硫化、改質硫黄による固型化を行うこと。
- (3) 最終処分

硫化・固型化した廃水銀等が、判定基準を満たさない場合は、遮断型最終処分場で処分すること。満たす場合は、次の追加的措置をとった管理型最終処分場で処分することができる。

 - ① 最終処分場のうちの一定の場所において、かつ、分散しないように行うこと。
 - ② その他の廃棄物と混合するおそれのないように区分すること。
 - ③ 流出防止措置、雨水侵入防止措置を講ずること。

2 水銀を含む特別管理産業廃棄物の処理基準

- 次に該当する特別管理産業廃棄物は、処分又は再生に当たり、水銀の大気飛散防止措置を講ずるとともに、あらかじめばい焼設備によるばい焼、又はその他の加熱工程により水銀を回収すること。
- ① 水銀を1,000mg/kg以上含有する燃え殻、汚泥、鉱さい、ばいじん
 - ② 水銀を1,000mg/l以上含有する廃酸、廃アルカリ

3 水銀含有ばいじん等の処理基準

- (1) 中間処理
 - ① 水銀の大気飛散防止措置を講ずること。

② 次に該当する水銀含有ばいじん等は、処分又は再生に当たり、あらかじめばい焼設備によりばい焼、又はその他の加熱工程により水銀を回収すること。

ア 水銀を 1,000mg/kg 以上含有する燃え殻、汚泥、鉍さい、ばいじん

イ 水銀を 1,000mg/l 以上含有する廃酸、廃アルカリ

③ 燃え殻、汚泥又はばいじんであって判定基準を満たさないものを埋立処分する場合、あらかじめ判定基準を満たすよう処理するか、又はコンクリート固型化を行うこと。

(2) 最終処分

コンクリート固型化物が判定基準を満たさない場合は、遮断型最終処分場で処分すること。水銀含有ばいじん等又は処理物が判定基準を満たす場合は、管理型最終処分場で処分することができる。

4 水銀使用製品産業廃棄物の処理基準

(1) 収集・運搬

① 破砕することのないよう、また、その他の物と混合するおそれのないように区分して、収集・運搬を行うこと。

② 保管を行う場合は、その他の産業廃棄物と混合するおそれのないよう、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

(2) 中間処理

① 水銀の大気飛散防止措置を講ずること。

② 次に該当する水銀使用製品が産業廃棄物となったものは、処分又は再生に当たり、あらかじめばい焼設備によるばい焼、又は水銀の大気飛散防止措置をとった上で水銀を分離する方法により水銀を回収すること。

スイッチ及びリレー、気圧計、湿度計、液柱形圧力計、弾性圧力計（ダイアフラム式のものに限る。）、圧力伝送器（ダイアフラム式のものに限る。）、真空計、ガラス製温度計、水銀充満圧力式温度計、水銀体温計、水銀式血圧計、ひずみゲージ式センサ、真空ポンプ、ホイール・バランス、推進薬、灯台の回転装置、水銀トリム・ヒール調整装置、放電管（放電ランプ（蛍光ランプ及びH I Dランプを含む。）を除く。）、差圧式流量計、浮ひょう形密度計、傾斜計、積算時間計、容積形力計、滴水水銀電極、電量計、ジャイロコンパス、握力計

(3) 最終処分

安定型最終処分場に埋め立てないこと。

5 PCB廃棄物の処理

平成13年7月15日から、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「PCB特措法」という。）が施行され、次のとおり規定されました。

(1) 届出

PCB廃棄物を保管する事業者（保管事業者）及び高濃度PCB使用製品（高濃度PCB使用電気工作物を除く。）を所有する事業者（所有事業者）は、都道府県知事（政令市は市長）にPCB特措法に基づく届出を行う必要があります。

① 保管及び処分状況等の届出

保管事業者は前年度のPCB廃棄物の保管及び処分の状況等について、所有事業者は高濃度PCB使用製品の廃棄の見込みについて、毎年度6月30日までに都道府県知事（政令市は市長）に届け出なければなりません（PCB特措法第8条、第15条、第19条）。

② 保管の場所等の変更の届出

保管事業者又は所有事業者は、PCB廃棄物の保管又は高濃度PCB使用製品の所在の場所を変更したときは、10日以内に都道府県知事（政令市は市長）に届け出なければなりません（PCB特措法施行規則第10条、第21条、第28条）。

なお、高濃度PCB廃棄物については、政令で定められた場合を除き、その保管の場所を変更することが禁止されています（PCB特措法第8条、PCB特措法施行規則第10条）。

③ 処分終了又は廃棄終了の届出

保管事業者又は所有事業者は、その全ての高濃度PCB廃棄物若しくは低濃度PCB廃棄物の処分又は高濃度PCB使用製品の廃棄を終えたときは、20日以内に都道府県知事（政令市は市長）に届け出なければなりません（PCB特措法第10条、第15条、第19条）。

④ 承継の届出

保管事業者又は所有事業者において相続や合併、分割が行われたことにより、その保管事業者又は所有事業者の地位を承継した場合は、30日以内に都道府県知事（政令市は市長）に届け出なければなりません（PCB特措法第16条、第19条）。

(2) 期間内の処分等

広島県内のPCB廃棄物は次の期限までに処分しなければなりません。高濃度PCB使用製品についても、処分期間内に使用を終え、処分する必要があります（PCB特措法第10条、第14条、第18条）。

PCB廃棄物等の種類		処分期間
高濃度PCB廃棄物	変圧器・コンデンサー	平成30年3月31日まで
高濃度PCB使用製品	安定器・汚染物等	令和3年3月31日まで
低濃度PCB廃棄物		令和9年3月31日まで

(3) PCB廃棄物の譲渡し及び譲受けの制限

PCB廃棄物の譲渡し又は譲受けは、環境省令で定める場合を除き、禁止されています（PCB特措法第17条）。

(4) 罰則

改善命令違反、PCB廃棄物の保管状況等の届出義務違反、虚偽の届出、譲渡し及び譲受けの制限義務違反等に関しては罰則が規定されています（PCB特措法第33条、第34条、第35条、第36条）。

6 ダイオキシン類に係る対策

平成12年1月15日から、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年7月16日法律第105号、以下「DXN特措法」という。）が施行され、廃棄物焼却炉から排出されるばいじん、燃え殻等が特別管理産業廃棄物に指定されるなど、次のとおり規定されています。

(1) ダイオキシン類含有量基準

ダイオキシン類の含有量が3 ng-TEQ/g（廃酸・廃アルカリは100pg-TEQ/l）を超える、図表34の産業廃棄物が特別管理産業廃棄物に指定されました。

図表34 ダイオキシン類を含む特別管理産業廃棄物

産業廃棄物の種類	発生施設
ばいじん、燃え殻及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの	DXN特措法の特定施設である産業廃棄物焼却炉から排出されたもの（ばいじんは特定施設である製鉄用電気炉等を含む。）
汚泥、廃酸、廃アルカリ及びこれらを処分するために処理したもの	DXN特措法の排水規制の対象となる特定施設を有する工場、事業場から排出されるもの

DXN特措法施行の際、現に設置され、又は設置の工事がされている産業廃棄物焼却炉について、ばいじん等を①セメント固化、②薬剤処理又は③溶媒抽出処理を行っているものは、含有量基準は適用されません。

(2) ダイオキシン類の自主測定

産業廃棄物焼却炉の設置者は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、排出ガス、排水、廃棄物（ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻）のダイオキシン類濃度を年1回以上測定し、都道府県知事（政令市は市長）に報告しなければなりません。

(3) 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置

新たに特別管理産業廃棄物を生ずることとなった施設を設置する事業者は、厚生省令で定める資格（P49図表44）を有する特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければなりません。

(4) 特別管理産業廃棄物の処理基準

ダイオキシン類の含有量の観点から特別管理産業廃棄物とされた産業廃棄物については、特別管理産業廃棄物処理基準が適用されます。

収集運搬に当たっては、特別管理産業廃棄物であるばいじん等をダイオキシン類濃度の低い焼却灰等と混合して基準に適合させることのないよう、区分して行わなければなりません（混合した産業廃棄物の全量を熔融又は焼成する場合を除く。）。

埋立処分に当たっては、特別管理産業廃棄物であるばいじん等をあらかじめ総理府令で定める基準（3 ng-TEQ/g以下）に適合するよう処理しなければ、埋立処分できません。

(5) ばいじん、燃え殻等の飛散及び流出防止措置

ダイオキシン類を含む蓋然性の高いばいじん及び燃え殻等については、より具体的に飛散及び流出を防止するための措置を講ずるよう規定されました（図表35）。

なお、この措置は、発生施設を限定せず、埋立処分を行うすべてのばいじん及び燃え殻等に適用されます。

図表 35 ダイオキシン類を含むばいじん等の飛散・流出防止措置

区分	飛散・流出防止措置
埋立作業時	① あらかじめ、水分の添加、固型化、こん包等の必要な措置を講ずること。 ② 強風時には埋立作業を中止する等の措置も考慮すること。
搬入車両等に伴うもの	① 運搬車両を洗浄する等必要な措置を講ずること。 ② 埋立地内部の走行時や転圧作業時は、タイヤ等が直接廃棄物と接触することがないように考慮すること。
日常の埋立作業終了後	表面を土砂で覆う等必要な措置を講ずること。

(6) 廃棄物の最終処分場の維持管理基準

管理型最終処分場について、ダイオキシン類により大気、公共用水域及び地下水並びに土壌が汚染されることがないように、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令（平成 12 年総理府・厚生省令第 2 号）に従い、最終処分場の維持管理をしなければなりません。

① 地下水等の水質検査

ダイオキシン類に係る最終処分場の周縁（2 箇所以上）の地下水の水質検査を年 1 回以上実施するとともに、その結果水質の悪化が認められた場合には必要な措置を講じなければなりません。

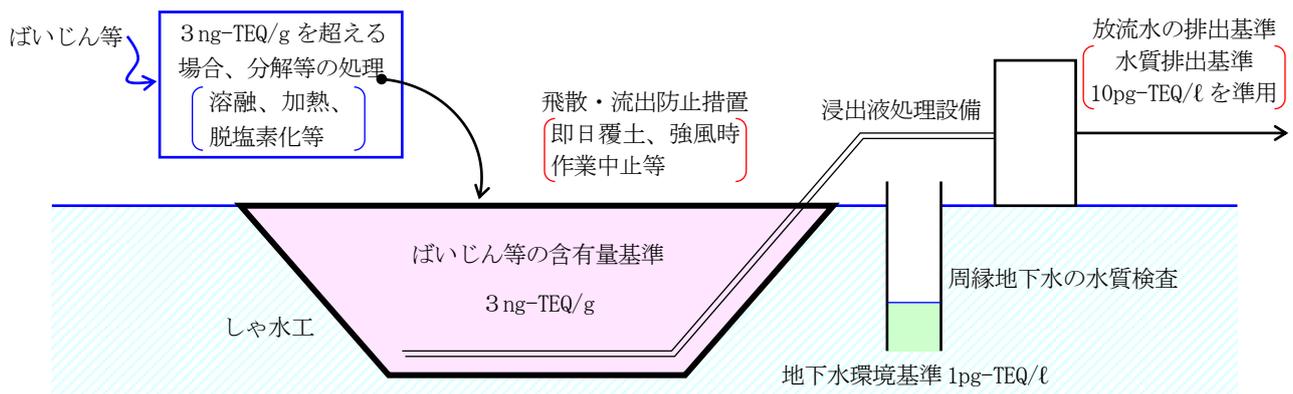
② 浸出液処理設備の維持管理等の基準

ダイオキシン類に係る浸出液処理設備の維持管理は、放流水の水質が 10pg-TEQ/l 以下（維持管理計画において、より厳しい数値を達成することとした場合はその数値）に維持管理するとともに、放流水の水質検査を年 1 回以上実施しなければなりません。

③ 廃棄物の飛散及び流出防止措置

開渠等により埋立地の外に産業廃棄物が流出することを防止するため、開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講じなければなりません。

図表 36 最終処分場における措置



7 禁止事項等

(1) 廃棄物の投棄禁止

廃棄物処理法は、「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」（法第 16 条）と規定しており、違反した場合は、5 年以下の拘禁刑若しくは 1,000 万円以下の罰金又はこの併科となります。また、法人の場合、3 億円以下の罰金となります（法第 25 条第 1 項、法第 32 条）。

これらの罰則は、平成 9 年及び平成 12 年の法改正により強化されるとともに、平成 15 年改正では不法投棄の未遂罪（法第 25 条第 2 項）が、平成 16 年改正では不法投棄を行う目的で廃棄物を収集・運搬した者に対する罰則（準備罪）（法第 26 条第 6 号）が創設されました。

(2) 廃棄物の焼却禁止

廃棄物の焼却は、図表 に示す例外である場合を除き、禁止されており（法第 16 条の 2）、この規定に違反して廃棄物の焼却を行った場合は、5 年以下の拘禁刑若しくは 1,000 万円以下の罰金又はこの併科という罰則が科せられます。また、法人の場合、3 億円以下の罰金となります（法第 25 条第 1 項、法第 32 条）。

その他、投棄禁止と同様に未遂罪及び準備罪があります。

図表 37 焼却禁止の例外

- 1 環境省令で定める構造を有する焼却設備を用いて、環境大臣が定める方法により行う焼却
(焼却設備の構造及び焼却方法は、P27図表25の4参照)
- 2 他の法令又はこれに基づく処分により行う焼却
- 3 公益上若しくは社会の慣習上やむをえないもの又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微であるとして政令で定められた次のもの
 - ① 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
 - ② 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
 - ③ 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
 - ④ 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
 - ⑤ たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

(3) 指定有害廃棄物（硫酸ピッチ）の処理の禁止

指定有害廃棄物（硫酸ピッチ）の保管、収集・運搬又は処分は、政令で定める基準に従って行う場合等を除き、禁止されており（法第 16 条の 3）、この規定に違反して保管、収集、運搬又は処分を行った場合は、5 年以下の拘禁刑若しくは 1,000 万円以下の罰金又はこの併科という罰則が科せられます（法第 25 条第 1 項、法第 32 条）。

第5 委託契約の締結とマニフェストの交付

1 処理の委託

(1) 委託基準の遵守

排出事業者は、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬、処分等を他人に委託する場合、図表 38 に示す委託基準に従い、その収集・運搬については収集運搬業者に、処分については処分業者にそれぞれ委託しなければなりません。

図表 38 収集・運搬又は処分等の委託基準（施行令第6条の2、第6条の6）

1 運搬又は処分等を委託できる場合

運搬又は処分等を委託する相手方が、他人の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を業として行うことができる者であって、当該廃棄物の運搬又は処分がその事業の範囲内に含まれるものに委託すること。

2 委託契約の締結

(1) 二者間契約の遵守

運搬及び処分等を委託する場合、運搬については収集運搬業者と排出事業者の間で、処分については処分業者と排出事業者の間で、それぞれ二者間で委託契約を締結すること。ただし、運搬及び処分等を行う者が同一の相手方である場合は、この限りでない。

(2) 書面契約及び保存期間

契約は図表 39 に示す事項を明記した書面により行い、契約終了の日から5年間保存すること。

3 運搬又は処分等の再委託を承諾する場合

運搬又は処分等の再委託を承諾する場合は書面により行い、当該書面の写しを承諾した日から5年間保存すること。

4 事前の文書通知（特別管理産業廃棄物に限る）

運搬又は処分等を委託する相手方に、あらかじめ次の事項を文書により通知すること。

- (1) 委託しようとする特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状及び荷姿
- (2) 当該特別管理産業廃棄物を取り扱う際に特に注意すべき事項

図表 39 委託契約書に記載すべき事項及び添付書類（施行令第6条の2、第6条の6）

委託契約書に記載すべき事項

(1) 一般事項

- ① 委託契約の有効期間
- ② 受託者への支払金額

(2) 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物に関する情報

- ① 委託する産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類及び数量
- ② 委託する産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の性状及び荷姿
- ③ 通常の保管状況の下で、腐敗、揮発等、当該産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の性状の変化に関する事項
- ④ 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
- ⑤ 当該産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物が次に掲げる廃棄物であって、日本産業規格 C0950 号（JISC0950 電気・電子機器の特定化学物質の含有表示方法）に規定する含有マークが付されたものである場合は、当該含有マークの表示に関する事項

- ア 廃パーソナルコンピュータ
- イ 廃ユニット形エアコンディショナー
- ウ 廃テレビジョン受信機
- エ 廃電子レンジ
- オ 廃衣類乾燥機
- カ 廃電気冷蔵庫
- キ 廃電気洗濯機

平成 18 年 7 月 1 日以降に製造された
ものに限る。

- ⑥ 委託する産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物
又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨
- ⑦ その他当該産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項
- (3) 情報に変更があった場合の伝達方法
委託契約の有効期間中に当該産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物に係る(2)の情報に変更が
あった場合の伝達方法に関する事項
- (4) 運搬を委託する場合
 - ① 受託者の収集運搬業の許可に係る事業の範囲
 - ② 運搬の最終目的地の所在地
 - ③ 当該産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合は、次の事項
 - ア 積替え又は保管を行う場所の所在地
 - イ 保管できる産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類
 - ウ 保管上限
 - エ 安定型産業廃棄物を保管する場合は、他の廃棄物と混合することの許否に関する事項
- (5) 処分又は再生を委託する場合
 - ① 受託者の処分業の許可に係る事業の範囲
 - ② 処分又は再生の場所の所在地
 - ③ 処分又は再生の方法
 - ④ 処分又は再生施設の処理能力
 - ⑤ 最終処分以外の処分の委託を行う場合は、次の事項
 - ア 当該産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物に係る最終処分の場所の所在地
 - イ 最終処分の方法
 - ウ 最終処分する施設の処理能力
 - ⑥ 法第 15 条の 4 の 5 第 1 項の許可を受けて輸入された廃棄物であるときは、その旨
- (6) 業務の終了又は契約の解除
 - ① 受託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項
 - ② 委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の取扱いに関する
事項

2 添付書類

委託契約書に、次の書類を添付すること。

- (1) 運搬を委託する場合は、受託者の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証の写し
- (2) 処分等を委託する場合は、受託者の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処分業許可証の写し

3 参考

- (1) 排出事業者は、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を適正処理するために、必要な廃棄物情報を処理業者に提供（1の(2)及び(3)）することとされていますが、この情報提供の参考として「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」が策定され、廃棄物データシート（WDS）の様式例が提示されました。この詳細は、環境省のホームページから入手できます。

URL <http://www.env.go.jp/recycle/misc/wds/index.html>

- (2) 委託契約書の手引きは、公益社団法人全国産業資源循環連合会が販売しておりますので、参考にしてください。 URL <https://www.zensanpairen.or.jp/>

(2) 処理業者の能力確認

排出事業者は、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬、処分等を他人に委託する場合、受託者から運搬車両、保管施設、処理施設等の状況を聴取する方法その他、次の方法により、受託者が当該産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を適正に処理する能力を備えていることを確認しなければなりません（法第12条第7項、法第12条の2第7項、広島県生活環境保全条例第86条、同施行規則第71条）。

- ① 受託者から運搬車両、保管施設、処理施設等の状況を聴取する方法
- ② 受託者の運搬車両、保管施設、処理施設等の状況を实地に調査する方法
- ③ その他上記と同等以上に受託者の能力を確認できる方法

2 産業廃棄物管理票制度（マニフェスト制度）

(1) マニフェストとは

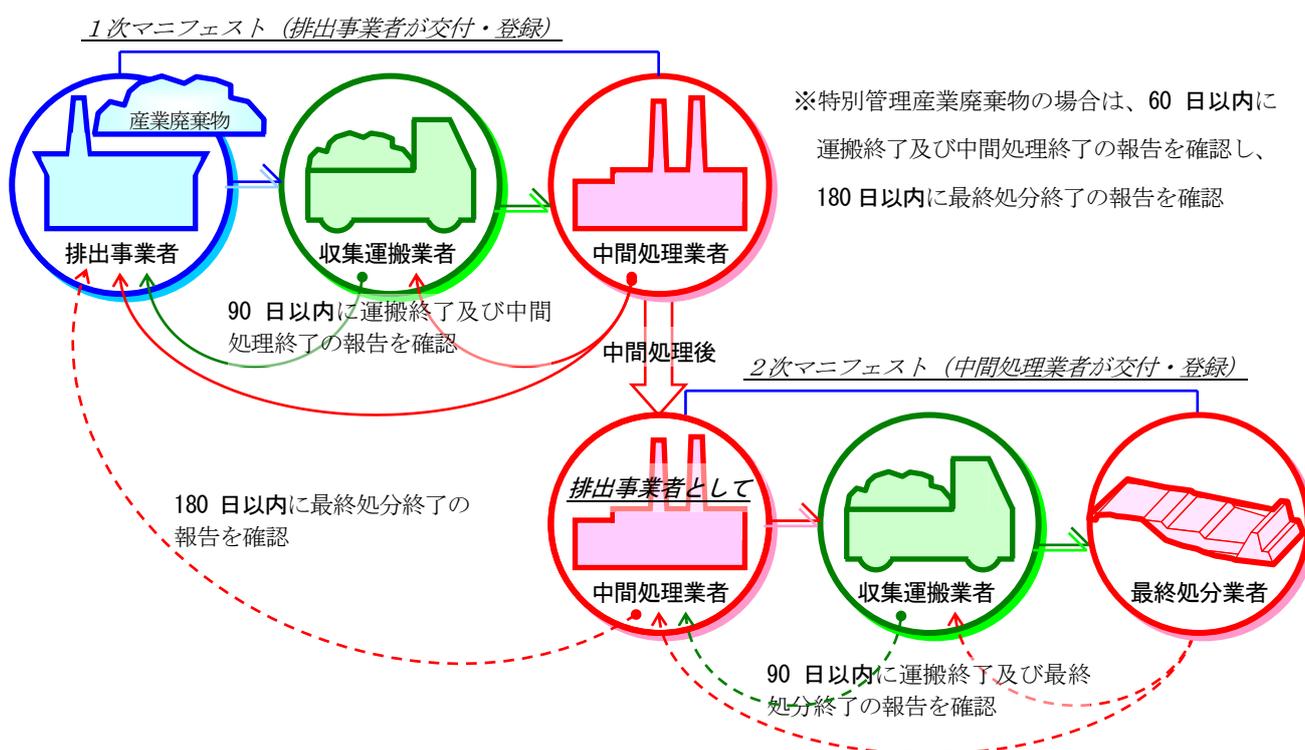
産業廃棄物は排出から最終処分に至るまでに複数の者を介することから、その適正処理を確保するためには、各処理段階において産業廃棄物に関する情報が的確に伝達され、共有化されることが、重要な鍵となります。

この情報管理を徹底するため、平成 10 年 12 月 1 日からすべての産業廃棄物の処理を委託する際に、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を使用することが義務付けられ、また、平成 13 年 4 月 1 日からは排出事業者が最終処分終了まで確認できるしくみに改められています。

産業廃棄物管理票制度（マニフェスト制度）とは、排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、マニフェストに産業廃棄物の種類、数量、収集運搬業者名、処分業者名などを記載し、産業廃棄物の流れを自ら把握・管理する仕組みです。

なお、マニフェスト制度の概要等は、図表 40～図表 43 のとおりです。

図表 40 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の流れ（法第 12 条の 3）



(2) マニフェストの使用義務と罰則

マニフェストを適正に使用しない場合、排出事業者は、都道府県知事（政令市は市長）から勧告を受けます。この場合、さらに処理業者が不法投棄などの不適正処理を行ったときは、処理業者とともに措置命令を受けることがあります。

また、マニフェストの不交付・未記載・虚偽記載等の場合、1年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金が科せられます。

図表 41 産業廃棄物管理票制度（マニフェスト制度）の概要（法第 12 条の 3）

1 マニフェストの交付

産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付する際は、次の事項を守ること。

- (1) 産業廃棄物の種類ごとに交付すること。
- (2) 産業廃棄物の処分先ごとに交付すること。
- (3) 産業廃棄物を処理業者に引き渡す際に交付すること。
- (4) 産業廃棄物の種類、数量、処理業者の氏名又は名称を確認後、交付すること。
- (5) 処理業者から管理票の写しが送付されたときは、控えと写しの照合を行い、産業廃棄物の処理が適正に行われているかどうかを確認すること。

2 マニフェスト記載事項

(1) 排出事業者の記載事項

- ① 廃棄物の種類及び数量
- ② マニフェストの交付年月日及び交付番号
- ③ 氏名又は名称及び住所
- ④ 産業廃棄物を排出した事業場の名称及び所在地
- ⑤ マニフェストの交付担当者の氏名
- ⑥ 運搬又は処分を受託した者の氏名又はその名称
- ⑦ 運搬又は処分を受託した者の住所
- ⑧ 運搬先の事業場の名称及び所在地並びに運搬を受託した者が産業廃棄物の積替え・保管を行う場合は、積替え・保管を行う場所の所在地
- ⑨ 産業廃棄物の荷姿
- ⑩ 当該産業廃棄物に係る最終処分を行う場所の所在地
- ⑪ 中間処理業者がマニフェストを交付する場合は、当該産業廃棄物の処分を委託した者の氏名又は名称及びマニフェストの交付番号（電子マニフェストは、電子マニフェストの登録番号）
- ⑫ 中間処理業者（当該産業廃棄物に係る処分を委託した者が電子情報処理組織使用義務者又は電子情報処理組織使用事業者である場合に限る。）にあつては、当該産業廃棄物に係る処分を委託した者の氏名又は名称及び登録番号
- ⑬ 当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その数量
- ⑭ 電子情報処理組織使用義務者が電気通信回線の故障等により紙マニフェストを交付した場合には、その理由

(2) 収集運搬受託者の記載事項

- ① 氏名又は名称
- ② 運搬担当者の氏名
- ③ 運搬を終了した年月日
- ④ 積替え・保管場所において受託した産業廃棄物に混入している物（有償で譲渡できるものに限る。）の拾集を行った場合は、その拾集量

(3) 処分受託者の記載事項

- ① 氏名又は名称
- ② 処分担当者の氏名
- ③ 処分を終了した年月日
- ④ 当該処分が最終処分である場合は、当該最終処分を行った場所の所在地

3 収集運搬受託者及び処分受託者のマニフェスト送付期限

- (1) 収集運搬受託者は、運搬を終了した日から 10 日以内に、委託者にマニフェストの写し（B 2 票）を送付すること。
- (2) 処分受託者は、処分を終了した日から 10 日以内に、委託者及び収集運搬受託者にマニフェストの写し（委託者にD票、収集運搬受託者にC 2 票）を送付すること。
- (3) 処分受託者が中間処理業者である場合は、2次マニフェストの写し（D票及びE票）の送付を受けたときは、1次マニフェストの写し（E票）に最終処分が終了した旨を記載して委託者に送付すること。

4 マニフェスト交付者が講ずべき措置

マニフェスト交付者は、次に掲げる事項に該当する場合は、関係者に事情を聴取するなどして速やかに当該産業廃棄物の処理状況等を把握するとともに、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずること。また、各事項について所定の報告期限までに都道府県知事（政令市は市長）に報告すること。

事 項	報告期限
① マニフェスト交付後、所定の期間内にマニフェストの写しに戻ってこないとき ※ 所定の期間 B2票・D票：90日（特別管理産業廃棄物の場合60日） E票：180日（特別管理産業廃棄物の場合も同じ）	所定の期間が経過した日から30日以内
② 記載事項漏れのマニフェストの写しの送付を受けたとき	マニフェストの写しの送付を受けた日から30日以内
③ 虚偽の記載のあるマニフェストの写しの送付を受けたとき	虚偽の記載のあることを知った日から30日以内
④ 処理業者から処理困難の通知を受けた場合において、処理業者に引き渡した産業廃棄物に係るマニフェストの写しの送付を受けていないとき	通知を受けた日から30日以内

5 マニフェストの交付状況報告

マニフェスト交付者は、毎年度6月30日までに前年の4月1日からその年の3月31日までの1年間に交付したマニフェストの状況について、都道府県知事（政令市は市長）に報告すること。

6 マニフェストの保存期間

排出事業者、収集運搬受託者及び処分受託者は、マニフェストを5年間保存すること。

7 マニフェストの交付を要しない場合

次に該当する場合は、マニフェストを交付しなくてもよい。

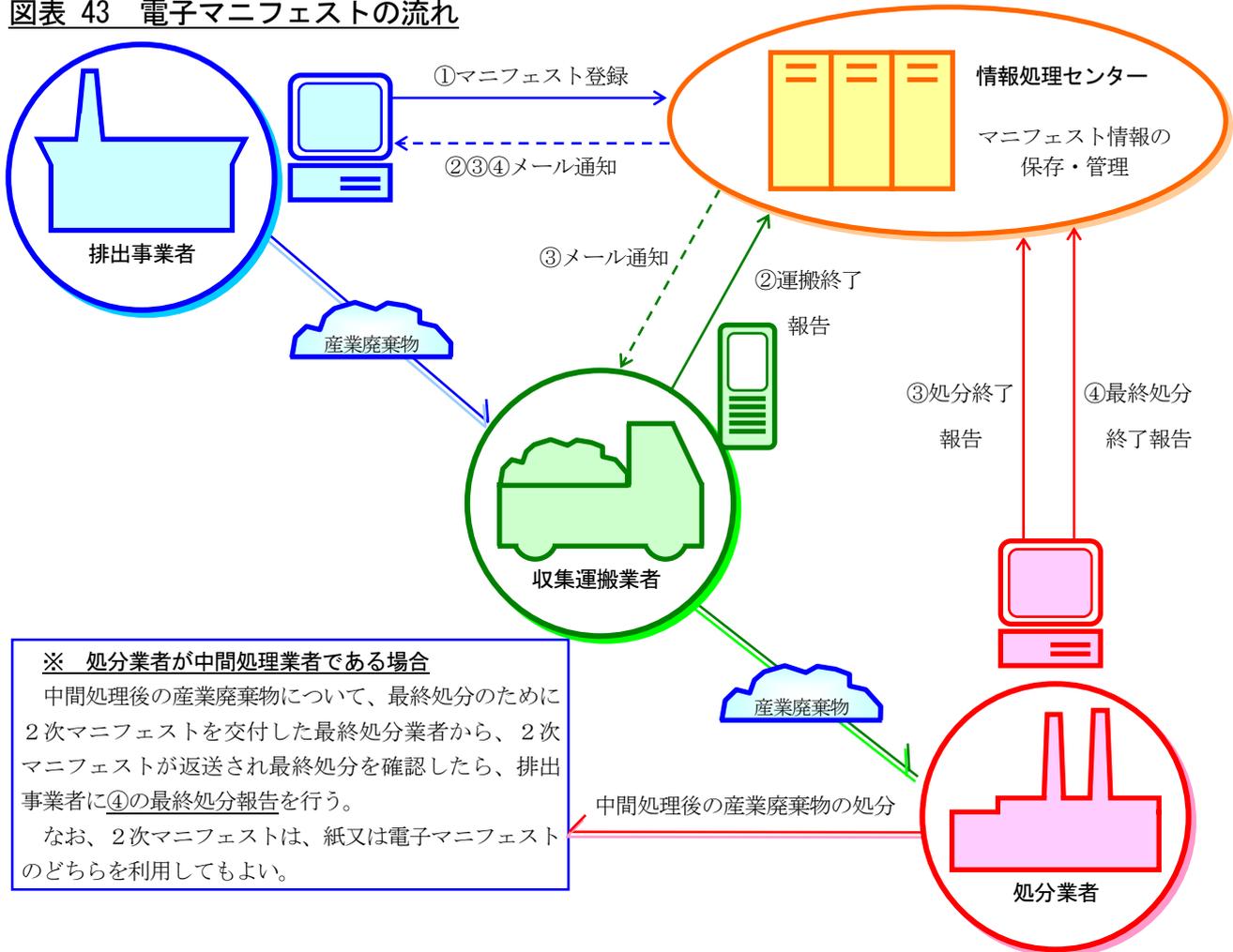
- ① 市町村又は都道府県に委託する場合
- ② 国土交通大臣に届け出て、廃油処理事業を行う港湾管理者又は漁港管理者に廃油の処理を委託する場合
- ③ 専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみを委託する場合
- ④ 環境大臣の再生利用に係る認定を受けた者に委託する場合
- ⑤ 環境大臣の広域処理に係る認定を受けた者に委託する場合
- ⑥ 都道府県知事の再生利用に係る指定を受けた者に委託する場合
- ⑦ 国に委託する場合
- ⑧ 運搬用パイプライン及びこれに直結する処理施設を用いる場合
- ⑨ 産業廃棄物の輸出に係る運搬
- ⑩ 外国船舶において生じた廃油について、国土交通大臣が許可した廃油処理事業者へ処理を委託する場合

(3) 電子マニフェストシステム

電子マニフェストシステム（JWNET）は、紙に記載しているマニフェスト情報を電子化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の三者が情報処理センター（公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター）を介したネットワークで情報のやり取りを行う仕組みです（図表 43）。

電子マニフェストを利用する場合は、あらかじめ情報処理センターと排出事業者、収集運搬業者、処分業者のそれぞれが契約する必要があります。

図表 43 電子マニフェストの流れ



※ 処分業者が中間処理業者である場合

中間処理後の産業廃棄物について、最終処分のために2次マニフェストを交付した最終処分業者から、2次マニフェストが返送され最終処分を確認したら、排出事業者により④の最終処分報告を行う。
 なお、2次マニフェストは、紙又は電子マニフェストのどちらかを利用してよい。

【導入メリット】

① 事務処理の効率化

- ・パソコンや携帯電話で簡単な入力操作で情報を登録
- ・マニフェストの照合、管理が不要
- ・マニフェスト交付等状況報告に係る行政報告が不要（情報処理センターが事業者の代わりに報告を実施）

② 法令の遵守

- ・マニフェストの情報記載漏れがない
- ・マニフェスト処理期限が近づくと、メールで注意喚起

③ データの透明性

- ・マニフェスト情報は情報管理センターが管理、保存
- ・マニフェスト情報の変更、取消し等の履歴を管理

【電子マニフェストの使用義務付け】

当該年度の前々年度の特別管理産業廃棄物（ポリ塩化ビフェニル廃棄物等を除く。）の発生量が50トン以上の事業場を設置する事業者が、当該事業場から生ずる特別管理産業廃棄物（ポリ塩化ビフェニル廃棄物等を除く。）の運搬又は処分を他人に委託する場合に限り、電子マニフェストの使用が義務付けられます。（規則第8条の31の3）

(4) マニフェスト交付等状況報告

マニフェストを交付した事業者は、毎年度6月30日までに前年の4月1日からその年の3月31日までに交付したマニフェストの状況について、都道府県知事（政令市は市長）に報告する義務があります。

電子マニフェストを利用した場合、情報処理センターが排出事業者に代わって行政報告を行うため、排出事業者自らが報告を行う必要はありません。

なお、広島県への報告方法は、次のサイトで確認してください。

URL <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/i-i2-manifest-manifest-top.html>

第6 排出事業者 その他の責務

1 産業廃棄物処理責任者の設置

事業活動に伴い生ずる産業廃棄物を処理するために産業廃棄物処理施設を設置している事業者は、事業場ごとに、産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるために、産業廃棄物処理責任者を置かなければなりません（法第12条第8項）。

2 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置

事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、事業場ごとに、特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、環境省令で定める資格を有する特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければなりません（法第12条の2第8項）。

図表 44 特別管理産業廃棄物管理責任者の資格（施行規則第8条の17）

1 感染性産業廃棄物を生ずる事業場

- ① 医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、助産師、看護師、臨床検査技師、衛生検査技師又は歯科衛生士
- ② 2年以上、法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- ③ 大学又は高等専門学校の医学、薬学、保健学、衛生学又は獣医学卒又はこれと同等以上の知識を有すると認められる者

2 感染性産業廃棄物以外の特別管理産業廃棄物を生ずる事業場

- ① 2年以上、法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- ② 大学の理学、薬学、工学又は農学卒で衛生工学又は化学工学に関する科目を履修
+ 実務経験（廃棄物の処理に関する技術上の実務。以下同じ。）2年以上
- ③ 大学の理学、薬学、工学又は農学卒で衛生工学又は化学工学以外の科目を履修
+ 実務経験3年以上
- ④ 短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学又は農学卒で衛生工学又は化学工学に関する科目を履修 + 実務経験4年以上
- ⑤ 短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学又は農学卒で衛生工学又は化学工学以外の科目を履修 + 実務経験5年以上
- ⑥ 高校の土木科又は化学科の学科卒 + 実務経験6年以上
- ⑦ 高校卒で理学、工学又は農学の科目を履修 + 実務経験7年以上
- ⑧ 実務経験10年以上
- ⑨ ①～⑧と同等以上の知識を有すると認められる者

3 帳簿の記載及び保存義務

次のいずれかに該当する事業者は、帳簿を備えて、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類ごとに図表45に掲げる事項について記載しなければなりません。また、帳簿は1年ごとに取りまとめて5年間保存しなければなりません。

- (1) 事業活動に伴って生ずる産業廃棄物を処理するための「産業廃棄物処理施設」又は「同施設に含まれない焼却施設」が設置されている事業場を有する事業者
- (2) 事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において自ら当該産業廃棄物の処分又は再生を行う事業者
- (3) 事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業者

図表 45 排出事業者の帳簿記載事項（施行規則第8条の5第1項、第8条の18第1項）

事業者区分	帳簿記載事項
(1) 事業活動に伴って生ずる産業廃棄物を処理するための「産業廃棄物処理施設」又は「同施設に含まれない焼却施設」が設置されている事業場を有する事業者	当該施設において処分される産業廃棄物の種類ごとに、 ○ 処分年月日 ○ 処分方法ごとの処分量 ○ 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く）後の廃棄物の持出先ごとの持出量 ※ 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を記載する。
(2) 事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において自ら当該産業廃棄物の処分又は再生を行う事業者	事業場の外において自ら処分する産業廃棄物の種類ごとに、 ① 運搬：○ 産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地 ○ 運搬年月日 ○ 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 ○ 積替え又は保管を行った場合は、積替え又は保管の場所ごとの搬出量 ② 処分：○ 産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地 ○ 処分年月日 ○ 処分方法ごとの処分量 ○ 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く）後の廃棄物の持出先ごとの持出量 ※ 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を記載する（①②共通）。
(3) 事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業者	特別管理産業廃棄物の種類ごとに、 ① 運搬：○ 特別管理産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地 ○ 運搬年月日 ○ 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 ○ 積替え又は保管を行った場合は、積替え又は保管の場所ごとの搬出量 ② 処分：○ 特別管理産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地 ○ 処分年月日 ○ 処分方法ごとの処分量 ○ 処分（埋立処分を除く）後の廃棄物の持出先ごとの持出量

4 建設廃棄物の排出事業者

土木建築工事（建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む。）が数次の請負によって行われる場合は、建設工事の注文者から直接建設工事を請け負った建設業者を排出事業者とし、処理委託契約の締結やマニフェスト交付等が義務付けられています。（法第21条の3第1項）

（下請負人は廃棄物処理業の許可がなければ、廃棄物の運搬及び処分を行うことはできません。）

●建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理責任の元請業者一元化（法第21条の3第1項）

土木建築に関する工事^{※1}に伴い生ずる廃棄物の処理についてのこの法律の適用については、当該建設工事^{※2}の注文者から直接建設工事を請け負った建設業^{※3}を営む者（以下「元請業者」という。）を事業者とする。

※1 建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む。以下「建設工事」という。

（建設工事とは、土木建築に関する工事であって、広く建築物その他の工作物の全部又は一部の新築、改築、又は除去を含む概念である。）

※2 他の者から請け負ったものを除く。

※3 建設工事を請け負う営業（その請け負った建設工事を他の者に請け負わせて営むものを含む。）をいう。

- (1) 建設工事から生ずる廃棄物については、元請業者が、元請業者の廃棄物として自ら処理するか、その運搬・処分を許可業者に委託しなければなりません。
- (2) 下請負人は、廃棄物を運搬・処分するには、廃棄物処理業の許可を有していなければなりません。

●例外規定について（法第 21 条の 3 第 2 項～ 4 項）

1 下請負人による保管（法第 21 条の 3 第 2 項）

下請負人が行う建設工事現場内の保管に関しては、当該下請負人もまた事業者とみなして、保管基準及び改善命令（罰則を含む。）の規定を適用する。

⇒建設工事現場内において保管する場合、元請業者及び下請負人の双方に産業廃棄物保管基準が適用されます。

2 下請負人による運搬（法第 21 条の 3 第 3 項）

(1)のすべての条件を満たす廃棄物は、当該下請負人を事業者とみなし、当該廃棄物を当該下請負人の廃棄物とみなすことにより、産業廃棄物収集運搬業の許可なく運搬することができる。

(1)下請負人による運搬が許可なく可能となる条件（①～⑥すべてに該当すること）

① 次のいずれかに該当する工事に伴い生ずる廃棄物であること。

ア 解体工事、新築工事又は増築工事以外の建設工事（維持修繕工事）であって、その請負代金の額が 500 万円以下の工事。

イ 引渡しがされた建築物その他の工作物の瑕疵の補修工事であって、その請負代金相当額が 500 万円以下の工事。

② 特別管理廃棄物以外の廃棄物であること。

③ 一回あたりに運搬される量について、巻尺その他の測定器具を用いて簡易な方法により一立方メートル以下であることが測定できるもの又は一立方メートル以下であることが明確な運搬容器を用いて運搬するものであること。

④ 当該廃棄物を生ずる事業場の所在地の属する都道府県又は隣接する都道府県の区域内に存し、元請業者が所有権又は使用する権原を有する施設（積替え又は保管の場所を含む。）に運搬されるものであること。

なお、元請業者が使用する権限を有する施設とは、次のとおりです。

- ・元請業者が第三者から貸借している場合のほか、下請負人又は中間処理業者から貸借している場合
- ・元請業者と廃棄物の処理の委託契約をした廃棄物処理業者の事業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）

⑤ 当該廃棄物の運搬途中において保管が行われないものであること。

⑥ 個別の建設工事にかかる書面による請負契約で下請負人が運搬を行うことが定められていること（建設工事が基本契約書に基づくものである場合、個別の建設工事ごとに必要な事項を記載した別紙（資料編 p. 43 に参考様式）を交わす旨を基本契約書に記載し、別紙を作成することで代えられる）。

(2) 運搬時の書面の備え付け（規則第 7 条の 2 第 3 項及び第 7 条の 2 の 2 第 4 項）

下請負人が法第 21 条の 3 第 3 項の規定により産業廃棄物の運搬を行う場合には、当該下請負人には産業廃棄物処理基準が適用されることとなり、当該運搬を行う船舶又は運搬車に、当該運搬

が同項に規定する場合において行われる運搬であることを証する書面として、次の書面を備え付けなければなりません。

① 当該廃棄物が環境省令（(1)①～⑤）で定める廃棄物であることを証する書面

請負契約の基本契約書を補完するものであり、元請業者及び下請負人が当該運搬を把握することが必要であることから、元請業者及び下請負人の双方が押印したものであることが必要です。

なお、押印については、請負契約の基本契約書において定められた建設工事の責任者（工事事務所長等）又は当該基本契約書の締結者（支店長等）の押印又は署名で足りるものとされています。

② 当該運搬が建設工事に係る書面による請負契約で定めるところにより自ら運搬を行うものであることを証する書面

①の別紙が請負契約の基本契約書に基づくものであることが確認できるよう、請負契約の基本契約書の写しを備え付けること。

ただし、注文請書等により、当該別紙が請負契約の基本契約書に基づくものであることが確認できる場合には、当該注文請書等を備え付けることで足りるものとされています。

3. 下請負人が行う廃棄物の処理の委託（法第21条の3第4項）

元請業者が建設工事に伴い生ずる廃棄物を放置したまま破産等により消失した場合など、やむなく下請負人が自ら当該廃棄物の処理を委託するというような例外的な事例があった場合、下請負人が建設工事に伴い生ずる廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、当該下請負人を事業者とみなし、廃棄物の処理の委託に関する規定を適用することとなりました。

この規定は、このような例外的な事例においても法の規定に基づく適正な処理が確保されるよう措置するものであり、下請負人が廃棄物の処理を委託することを推奨する趣旨ではありません。

●元請業者に対する措置命令（法第19条の5第1項第4号）

建設工事に伴い生ずる産業廃棄物について、元請業者が、排出事業者責任に基づき自ら又は他人に委託してその産業廃棄物を適正に処理しなければならないにもかかわらずこれを行わず、下請負人が、当該産業廃棄物の処理を自ら又は他人に委託して行った結果、生活環境保全上の支障等が生じた場合には、不適正処理を行った下請負人だけでなく、当該元請業者も措置命令の対象になります。

なお、建設工事に伴い生ずる産業廃棄物について、下請負人により不適正処理が行われた場合であっても、元請業者が委託基準及び再委託基準に則って適正にその処理を委託していたときは、当該元請業者は措置命令の対象とはなりません。当該元請業者が委託基準又は再委託基準に違反した不適正な委託を行っていた場合には、当該元請業者は措置命令の対象となります。

また、元請業者が委託基準及び再委託基準に則って適正にその処理を委託していた場合でも、元請業者が下請負人に対して不適正処理をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は下請負人が不適正処理することを助けた場合や、処理に関し適正な対価を負担していない場合等には、元請業者は、法第19条の5第1項第5号又は第19条の6の規定に基づき、措置命令の対象となります。

5 多量排出事業者の責務

(1) 多量排出事業者の定義

事業活動に伴い年間 1,000 トン以上の産業廃棄物を、又は年間 50 トン以上の特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者を、多量排出事業者と定義しています（法第 12 条第 9 項、第 12 条の 2 第 10 項）。

広島県では、広島県生活環境保全条例及び同施行規則によって、年間 500 トン以上の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者を、多量排出事業者と定義しています。

(2) 処理計画の提出及び実施状況報告

多量排出事業者は、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関して、計画を作成して、毎年度 6 月 30 日までに都道府県知事（政令市は市長）に提出する必要があります。

また、その計画の実施状況について、翌年度の 6 月 30 日までに都道府県知事（政令市は市長）に報告する必要があります。なお、この計画等は都道府県知事（政令市は市長）によりインターネットにより公表されることとなっています。（法第 12 条第 9 項～第 11 項、法第 12 条の 2 第 10 項～第 12 項、広島県生活環境保全条例第 85 条第 1 項～第 3 項）

(3) 電子マニフェストの使用義務

当該年度の前々年度の特別管理産業廃棄物（ポリ塩化ビフェニル廃棄物等を除く。）の発生量が 50 トン以上の事業場を設置する事業者が、当該事業場から生ずる特別管理産業廃棄物（ポリ塩化ビフェニル廃棄物等を除く。）の運搬又は処分を他人に委託する場合に限り、電子マニフェストの使用が義務付けられます。（規則第 8 条の 31 の 3）

(4) マニフェスト交付等状況報告（再掲）

マニフェストを交付した事業者は、毎年度 6 月 30 日までに前年の 4 月 1 日からその年の 3 月 31 日までに交付したマニフェストの状況について、都道府県知事（政令市は市長）に報告する義務があります。

電子マニフェストを利用した場合、情報処理センターが排出事業者に代わって行政報告を行うため、排出事業者自らが報告を行う必要はありません。

なお、広島県への報告方法は、次のサイトで確認してください。

URL <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/i-i2-manifest-manifest-top.html>

第7 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物処理業

1 許可の種類

(1) 許可の種類

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬又は処分を業として行おうとする者は、業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事（政令市は市長）の許可を受けなければなりません。

許可の種類は、次の図表 46のとおりです。（収集・運搬及び処分の両方を行おうとする場合は、それぞれの許可が必要です。）

図表 46 許可の種類

事業内容	許可の種類
産業廃棄物の収集・運搬を行う場合	産業廃棄物収集運搬業
産業廃棄物の処分を行う場合	産業廃棄物処分業
特別管理産業廃棄物の収集・運搬を行う場合	特別管理産業廃棄物収集運搬業
特別管理産業廃棄物の処分を行う場合	特別管理産業廃棄物処分業

収集・運搬を行う場合は、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の排出場所と運搬先を管轄する都道府県知事（政令市は市長）の両方の許可が必要です。（図表 47）

なお、平成 23 年 4 月 1 日施行の改正法により、県内の一の政令市の区域を越えて産業廃棄物の収集・運搬を行う場合の許可（産業廃棄物の積替えを伴う収集・運搬に係る許可を除く。）に関する事務については、都道府県知事が行うこととされました。（施行令第 27 条第 1 項）

図表 47 収集運搬業許可の有効範囲について

		政令市の許可状況		
		許可有		許可無
		積替え保管 有	積替え保管 無	
県の許可状況	許可有	<ul style="list-style-type: none"> ・政令市域を除く県域(県許可) ・政令市域(政令市許可) 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 積保無しの場合は、県知事が行うため、原則、該当なし。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全県域(県許可)
	許可無	<ul style="list-style-type: none"> ・政令市域(政令市許可) 	<ul style="list-style-type: none"> ※ ・一の政令市の許可を受けている場合 →政令市域(政令市許可) <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 県内の2以上の政令市で運搬するには、県許可が必要 </div>	

※ （特別管理）産業廃棄物収集運搬業の許可の合理化に関する経過措置により、許可権者が異なる場合があります。（改正令附則第 6 条(平成 22 年政令第 248 号)）

詳細は、排出場所及び運搬先を管轄する都道府県（政令市）へご確認ください。

参考 HP : <http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/i-i2-kyokagorika-kyokagorika-top.html>

(2) 処理業の許可を要しない者

図表 48及び 49 に該当する者は、許可を受ける必要はありません。

図表 48 処理業の許可を要しない者

1 産業廃棄物処理業の許可を要しない者（法第 14 条、施行規則第 9 条、第 10 条の 3 等）

- ① 排出事業者自らが運搬又は処分する場合
- ② 専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集・運搬又は処分を業として行う場合
- ③ 海洋汚染防止法の規定により国土交通大臣の許可を受けて廃油処理事業を行う者又は届け出て廃油処理事業を行う港湾管理者若しくは漁港管理者
- ④ 再生利用されることが確実であると都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの収集・運搬又は処分を業として行う者で都道府県知事の指定を受けた者
- ⑤ 広域的に収集・運搬又は処分することが適当であるものとして環境大臣が指定した産業廃棄物を適正に収集・運搬又は処分することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者（営利を目的としないで業として行う場合に限る。）
- ⑥ 国（産業廃棄物の収集・運搬又は処分をその業務として行う場合に限る。）
- ⑦ 広域臨海環境整備センター法に基づいて設立された広域臨海環境整備センター
- ⑧ 日本下水道事業団
- ⑨ 産業廃棄物の輸入に係る運搬を行う者（相手国から日本までの運搬を自ら行う場合に限る。）
- ⑩ 産業廃棄物の輸出に係る運搬を行う者（日本から相手国までの運搬を自ら行う場合に限る。）
- ⑪ 動物系固形不要物（食料品製造業において原料として使用した牛の脊柱に限る。）のみの収集・運搬を行う者
- ⑫ と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において処理をした食鳥に係る固形状の不要物のみの収集・運搬を業として行う者
- ⑬ 動物の死体（牛に限る。）のみの収集・運搬又は処分（化製場に限る。）を行う者
- ⑭ 産業廃棄物の再生利用に係る特例として環境大臣の認定を受けた者（法第 15 条の 4 の 2）
- ⑮ 産業廃棄物の広域的処理に係る特例として環境大臣の認定を受けた者（法第 15 条の 4 の 3）
- ⑯ 産業廃棄物の無害化処理に係る特例として環境大臣の認定を受けた者（法第 15 条の 4 の 4）
- ⑰ 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例として都道府県知事の認定を受けた者（法第 12 条の 7）
- ⑱ 環境大臣又は都道府県知事が自ら生活環境の保全上の支障の除去等の措置を講ずる場合において、環境大臣又は都道府県知事の委託を受けて当該委託に係る産業廃棄物のみの収集・運搬又は処分を行う者
- ⑲ 災害その他やむを得ない事由により緊急に生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のための措置を講ずるために環境大臣又は都道府県知事が特に必要があると認める場合において、当該事由を勘案して環境大臣又は都道府県知事が定める期間に産業廃棄物を適正に収集・運搬、処分又は再生する能力がある者として環境大臣又は都道府県知事が指定する者

2 特別管理産業廃棄物処理業の許可を要しない場合（法第 14 条の 4、施行規則第 10 条の 11、第 10 条の 15 等）

- ① 排出事業者自らが運搬又は処分する場合
- ② 海洋汚染防止法の規定により国土交通大臣の許可を受けて廃油処理事業を行う者又は届け出て廃油処理事業を行う港湾管理者若しくは漁港管理者
- ③ 国（特別管理産業廃棄物の収集・運搬又は処分をその業務として行う場合に限る。）
- ④ 特別管理産業廃棄物の輸入に係る運搬を行う者（自ら相手国から日本までの運搬を行う場合に限る。）
- ⑤ 特別管理産業廃棄物の輸出に係る運搬を行う者（自ら日本から相手国までの運搬を行う場合に限る。）

る。)

- ⑥ 産業廃棄物の無害化処理に係る特例として環境大臣の認定を受けた者（法第15条の4の4）
- ⑦ 環境大臣又は都道府県知事が自ら生活環境の保全上の支障の除去等の措置を講ずる場合において、環境大臣又は都道府県知事の委託を受けて当該委託に係る産業廃棄物のみの収集・運搬又は処分を行う者
- ⑧ 災害その他やむを得ない事由により緊急に生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のための措置を講ずるために環境大臣又は都道府県知事が特に必要があると認める場合において、当該事由を勘案して環境大臣又は都道府県知事が定める期間に産業廃棄物を適正に収集・運搬、処分又は再生する能力がある者として環境大臣又は都道府県知事が指定する者

図表 49 他法令に基づく特例（処理業の許可を要しない者）

1 家電リサイクル法第49条に基づく特例

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の規定に基づき、特定家庭用機器廃棄物（同法施行令で定められたエアコン、テレビ、冷蔵庫（冷凍庫を含む。）、洗濯機（衣類乾燥機を含む。）の4品目をいう。以下「家電4品目」という。）の収集・運搬又は処分を業として行う次に掲げる者は、産業廃棄物収集運搬業又は処分業の許可は必要ありません。

- ① 家電4品目の収集・運搬を業として行う小売業者又は指定法人等
- ② 家電4品目の再商品化等に必要となる行為（収集・運搬又は処分（再生を含む。以下同じ。）に該当するものに限る。）を業として行う製造業者又は指定法人等

2 小型家電リサイクル法第13条に基づく特例

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）の規定に基づき、使用済小型電子機器等（一般消費者が通常生活の用に供する小型電子機器のうち、家電4品目に該当しないものであってその使用を終了したもの）の収集、運搬又は処分を業として行う次に掲げる者は、産業廃棄物収集運搬業又は処分業の許可は必要ありません。

- ① 環境大臣の認定を受けた事業者
- ② 環境大臣の認定を受けた事業者から委託を受けて使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為を行う者

3 自動車リサイクル法第122条に基づく特例

使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）の規定に基づき、使用済自動車又は解体自動車の収集・運搬又は処分を業として行う次に掲げる者は、産業廃棄物収集運搬業又は処分業の許可は必要ありません。

- ① 使用済自動車の収集・運搬を業として行う引取業者又はフロン類回収業者
- ② 使用済自動車又は解体自動車の再資源化に必要な行為を業として行う解体業者
- ③ 解体自動車の再資源化に必要な行為を業として行う破砕業者
- ④ 特定再資源化物品（自動車破砕残さ等）の再資源化に必要な行為を業として行う自動車製造業者等
- ⑤ 解体自動車又は特定再資源化物品の再資源化に必要な行為を業として行う指定再資源化機関等

(3) 許可の有効期限

収集運搬業及び処分業の許可の有効期限は、5年間（優良産廃処理業者は7年間）です。許可期限到来後も引き続き業を行う場合は、許可期限までに更新許可申請を行う必要があります。

(4) 欠格要件

申請者が、図表 50 に示す事項のいずれかに該当する場合は、許可を受けることができません。

また、許可を受けた者が欠格要件に該当するに至ったときは、都道府県知事（政令市は市長）は許可を取り消します。なお、欠格要件に該当するに至った場合は、都道府県知事（政令市は市長）に対して速やかに届け出る必要があります（P62）。

図表 50 欠格要件（法第 14 条、第 14 条の 4）

- ① 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの。
※ 「環境省令で定めるもの」とは、精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者をいう。
- ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ③ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- ④ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、この図表において「法」という。）、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの（※）若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。第 32 条の 2 第 7 項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 204 条（傷害）、第 206 条（現場助勢）、第 208 条（暴行）、第 208 条の 2（凶器準備集合及び結集）、第 222 条（脅迫）若しくは第 247 条（背任）の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正 15 年法律第 60 号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
※ 「その他生活環境の保全を目的とする法令」とは、「大気汚染防止法」、「騒音規制法」、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」、「水質汚濁防止法」、「悪臭防止法」、「振動規制法」、「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」、「ダイオキシン類対策特別措置法」、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」をいう。
- ⑤ 法第 7 条の 4 第 1 項（第 4 号に係る部分を除く。）若しくは第 14 条の 3 の 2 第 1 項（第 4 号に係る部分を除く。）若しくは第 2 項（これらの規定を法第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）又は浄化槽法第 41 条第 2 項の規定により許可を取り消され、その取消の日から 5 年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（法第 7 条の 4 第 1 項第 3 号又は第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）であった者で当該取消しの日から 5 年を経過しないものを含む。）
- ⑥ 法第 7 条の 4 若しくは第 14 条の 3 の 2 又は浄化槽法第 41 条第 2 項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第 7 条の 2 第 3 項（法第 14 条の 2 第 3 項及び第 14 条の 5 第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第 38 条第 5 号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止

について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの

- ⑦ ⑥に規定する期間内に法第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、⑥の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人(※)であった者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- ※ 「政令で定める使用人」とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表者であるものである。
- (1) 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)
 - (2) 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの
- ⑧ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ⑨ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下において「暴力団員等」という。)
- ⑩ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が①から⑨までのいずれかに該当するもの
- ⑪ 法人で役員又は政令で定める使用人のうちに①から⑨までのいずれかに該当する者のあるもの
- ⑫ 個人で政令で定める使用人のうちに①から⑨までのいずれかに該当する者のあるもの
- ⑬ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(5) 欠格要件該当届

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業者は、欠格要件(P57 図表 50 中の②～⑦、⑩～⑫(①に係るものを除く)に限る。)のいずれかに該当するに至ったときは、その旨を2週間以内に都道府県知事(政令市は市長)に届け出なければなりません(施行規則第10条の10の3、第10条の24)。

また、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業者若しくはこれらの者の役員、政令で定める使用人又は法定代理人において、精神の機能の障害を有する状態となり廃棄物の処理の業務の継続が著しく困難となったときは、その旨を遅滞なく都道府県知事(政令市は市長)に届け出なければなりません(施行規則第10条の10の3の2、第10条の24の2)。

2 優良産廃処理業者認定制度

(1) 制度の創設・目的

優良な産業廃棄物処理業者を評価する制度としては、平成17年4月1日より「優良性評価制度」が施行されていましたが、平成22年1月25日の中央環境審議会の意見具申において見直しを行うよう指摘を受け、平成23年4月1日施行の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」(平成22年法律第34号)により「優良産廃処理業者認定制度」が創設されました。

この制度は、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準(優良基準)に適合する産業廃棄物処理業者を都道府県知事等が認定し、認定を受けた産業廃棄物処理業者について、通常5年の産業廃棄物処理業の許可の有効期間を7年とする等の特例を付与するものです。産業廃棄

物の排出事業者が優良基準適合業者に産業廃棄物の処理を委託しやすい環境を整備することにより、産業廃棄物の処理の適正化を図ることを目的としています。

ただし、次の点に注意してください。

- ① この制度は、あくまでも優良基準への適合性を認定するものであり、優良基準適合業者が不法行為や不適正処理を行わないことを都道府県等が保証するものではないこと。
- ② 優良基準適合業者を選択することで、排出事業者としての責任や注意義務が免除されるものではなく、排出事業者はその責任を全うするため、自らの判断で処理業者の選定を行う必要があること。

(2) 優良基準

次の①～⑤のすべての基準に適合していることが必要です。

① 遵法性

従前の産業廃棄物処理業の許可の有効期間において特定不利益処分を受けていないこと。

② 事業の透明性

法人（個人）の基礎情報、取得した産業廃棄物処理業等の許可の内容、廃棄物処理施設の能力や維持管理状況、産業廃棄物の処理状況等の情報を、一定期間継続してインターネットを利用する方法により公表し、かつ、所定の頻度で更新していること。

③ 環境配慮の取組み

事業活動に係る環境配慮の取組みが、その体制及び手続に係る標準的な規格等に適合していることについて、環境大臣が定める認証制度（ISO14001 規格、環境省エコアクション 21）により認められていること。

④ 電子マニフェスト

電子マニフェストシステムに加入しており、電子マニフェストが利用可能であること。

⑤ 財務体質の健全性

直前3年の各事業年度の自己資本比率が零以上であること。

次のいずれかの基準に該当すること。

- ・直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であること。
- ・前事業年度における営業利益金額等が零を超えること。

直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均値が零を超えること。

産業廃棄物処理業等の実施に関する税、社会保険料及び労働保険料について滞納していないこと。

(3) 認定等の申請

産業廃棄物処理業の許可の更新の申請時に、併せて優良基準に適合している旨の認定等の申立を行う（優良認定申立）。

(4) 優良基準適合業者情報の公開

各都道府県知事（政令市は市長）は、優良基準適合業者情報を公開することとされています。

なお、この制度の詳細については、県の優良産廃処理業者認定制度関係ホームページを参考にしてください。 URL <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/i-i2-yuryonintei-yuryoka-top.html>

第8 産業廃棄物の処理に係る特例

1 再生利用認定制度

再生利用認定制度とは、生活環境の保全上支障がないなど図表51の要件に該当する再生利用に限って、環境大臣が認定を行う制度で、認定を受けた者は、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設設置の許可が不要となります（法第15条の4の2）。

また、認定の対象となる廃棄物は、再生利用により生活環境の保全上支障が生じることが極めて少ないものとして、図表51に掲げる4品目が環境大臣の認定を受けています。

図表 51 再生利用に係る認定要件及び対象廃棄物（法第15条の4の2等）

1 再生利用に係る認定要件

- ① 当該再生利用の内容が、生活環境の保全上支障がないものとして施行規則第12条の12の4で定める基準に適合すること。
- ② 当該再生利用を行い、又は行おうとする者が施行規則第12条の12の5で定める基準に適合すること。
- ③ ②に規定する者が設置し、又は設置しようとする当該再生利用の用に供する施設が施行規則第12条の12の6で定める基準に適合すること。

2 再生利用認定の対象となる廃棄物

- ① 廃ゴムタイヤ（自動車用）
- ② 汚泥（建設無機汚泥等）
- ③ 廃プラスチック類
- ④ 金属を含む廃棄物

産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準、委託契約書の締結、帳簿の記載及び保存義務等の規制の適用を受けます。

2 広域的処理認定制度

広域的処理認定制度とは、産業廃棄物の処理を広域的に行うことによって、産業廃棄物の減量その他その適正な処理の確保に資するものと認められる産業廃棄物の処理を促進するため、環境大臣の認定を行う制度で、認定を受けた者は、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可が不要となります。ただし、再生利用認定制度とは異なり、産業廃棄物処理施設の設置の許可は必要となります（法第15条の4の3）。広域的処理認定制度の概要は、P61 図表52のとおりです。

広域的処理認定制度の創設によって、環境大臣が指定を行う制度（広域再生利用指定制度）は平成15年に廃止されました。

平成23年4月1日に経過措置が廃止され、タイヤ販売店が収集運搬業の許可なく産業廃棄物の廃タイヤを運搬することはできなくなりました。

図表 52 広域的処理認定制度の概要（法第 15 条の 4 の 3）

1 広域的処理に係る認定の基準

- (1) 申請に係る廃棄物に係る製品の製造業者等が行う（他人に委託して行う場合を含む。）ことにより、当該廃棄物の減量その他その適正な処理が確保されるものであること。
- (2) 広域（二つ以上の都道府県の区域）にわたり申請に係る廃棄物を収集するものであること。
- (3) 再生又は再生がされないものにあつては、熱回収を行った後に埋立処分を行うものであること。

2 対象となる廃棄物

- (1) 製品が廃棄物となったものであつて、当該廃棄物の処理を当該製品の製造（当該製品の原材料又は部品の製造を含む。）、加工、販売等の事業を行う者（以下「製造業者等」という。）が行う（他人に委託して当該処理を行う場合を含む。）ことにより、当該廃棄物の減量その他その適正な処理が確保されるもの
- (2) 通常の運搬の過程において容易に腐敗し、又は揮発するなどその性状が変化することによって生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがないもの

3 無害化処理認定制度

平成 18 年の法改正により、図表53に掲げる廃棄物の処理について環境大臣が認定する無害化処理（廃棄物を人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがない性状にする処理をいう。以下同じ。）認定制度が創設されました（平 18 環告 98）（法第 15 条の 4 の 4）。

この制度で認定を受けた者は、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設設置の許可が不要となりますが、処理基準、マニフェストの交付、帳簿の記載及び保存等の規定の適用を受けます。

なお、改善命令、措置命令などの指導・監督は、環境大臣が実施します。

図表 53 無害化処理認定制度の対象となる廃棄物

- ① 廃石綿等
- ② 石綿含有一般廃棄物（工作物（建築物を含む。以下同じ。）の新築、改築又は除去に伴って生じた一般廃棄物であつて、石綿をその重量の 0.1%を超えて含有するもの）
- ③ 石綿含有産業廃棄物（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であつて、石綿をその重量の 0.1%を超えて含有するもの）
- ④ 廃 PCB 等（低濃度 PCB 廃棄物に係るものに限る。）
- ⑤ PCB 汚染物（低濃度 PCB 廃棄物に係るものに限る。）
- ⑥ PCB 処理物（④及び⑤の廃棄物を処分するために処理したのものに限る。）

4 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定制度

平成 30 年の 4 月 1 日施行の改正法により、二以上の事業者がそれらの産業廃棄物の収集、運搬又は処分を一体として実施しようとする場合に、都道府県知事（政令市は市長）の認定を受けることができる制度が創設されました。認定を受けるには図表54に掲げる基準を満たす必要があります（法第 12 条の 7 第 1 項）。

この認定を受けた者は、当該認定に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を、産業廃棄物処理業の許可を要しない自ら処理として扱うことができます（法第 12 条の 7 第 4 項）。

この認定を受けた者には、変更の認定の申請に係る手続、軽微な変更の届出に係る手続、帳簿の記載・保存、報告等が義務付けられます。

図表 54 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る認定の基準（施行規則第 8 条の 38 の 2、第 8 条の 38 の 3、第 8 条の 38 の 4）

1 二以上の事業者の一体的な経営の基準

二以上の事業者のいずれか一の事業者が、当該二以上の事業者のうち他の全ての事業者について、次のいずれかに該当すること。

- (1) 当該二以上の事業者のうち他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総数を保有していること。
- (2) 次のいずれにも該当すること。
 - ① 当該二以上の事業者のうち他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総数の三分の二以上に相当する数又は額の株式（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式を除く。）又は出資を保有していること。
 - ② 役員又は職員を当該二以上の事業者のうち他の事業者の業務を執行する役員として派遣していること。
 - ③ 当該二以上の事業者のうち他の事業者は、かつて同一の事業者であって、一体的に廃棄物を適正に処理していたこと。

2 収集、運搬又は処分を行う事業者（処理実施者）の基準

- (1) 事業計画において産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行う者であること。
- (2) 当該処理を統括して管理する体制の下で産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行う者であること。
- (3) 当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分以外の産業廃棄物の処理を行う場合には、当該産業廃棄物と区分して処理するために必要な措置を講ずることができる者であること。
- (4) 当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を当該二以上の事業者以外の物に委託する場合にあつては、当該二以上の事業者のうちほかの事業者と共同して、受託者と委託契約を締結するとともに当該受託者に対し管理票を交付する者であること。
- (5) 当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
- (6) 当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を的確に、かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。
- (7) P 57 図表 50 の①～⑩及び⑬のいずれにも該当しないこと。
- (8) 不利益処分を受け、その不利益処分のあった日から 5 年を経過しない者に該当しないこと。
- (9) 基準に準じた適切な施設を有すること。

5 廃棄物再生事業者

(1) 廃棄物再生事業者の登録

廃棄物の再生を業として営んでいる者は、事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして図表 55 に掲げる基準に適合するときは、その事業場について、当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けることができます（法第 20 条の 2）。

なお、産業廃棄物処理業の許可が必要な者については、この登録によって許可が不要になるものではないことに注意してください。

図表 55 廃棄物再生事業者の登録基準（施行規則第 16 条の 2）

- 1 廃棄物が飛散・流出したり、地下に浸透したり、また、悪臭が発散したりするおそれのない保管施設を有すること。
- 2 生活環境保全上支障が生じないように必要な措置が講じられた次の施設を有すること。
 - ① 古紙の再生を行う場合は、古紙の再生に適するこん包施設
 - ② 金属くずの再生を行う場合は、金属くずの再生に適する選別施設及び加工施設
 - ③ 空き瓶の再生を行う場合は、空き瓶の再生に適する選別施設
 - ④ 古繊維の再生を行う場合は、古繊維の再生に適する裁断施設
 - ⑤ ①～④に掲げる廃棄物以外の廃棄物の再生を行う場合は、当該廃棄物の再生に適する施設
- 3 廃棄物を再生したものの運搬に適するフォークリフトその他の運搬施設を有すること。
- 4 事業を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。
- 5 その他事業を適正に行うことができる者であること。

(2) 届出

図表 56 に掲げる事項に変更があったとき、又は事業場を廃止、休止若しくは休止した事業場を再開したときは、30 日以内にその旨を都道府県知事に届け出なければなりません。

図表 56 廃棄物再生事業者の届出事項（施行令第 20 条）

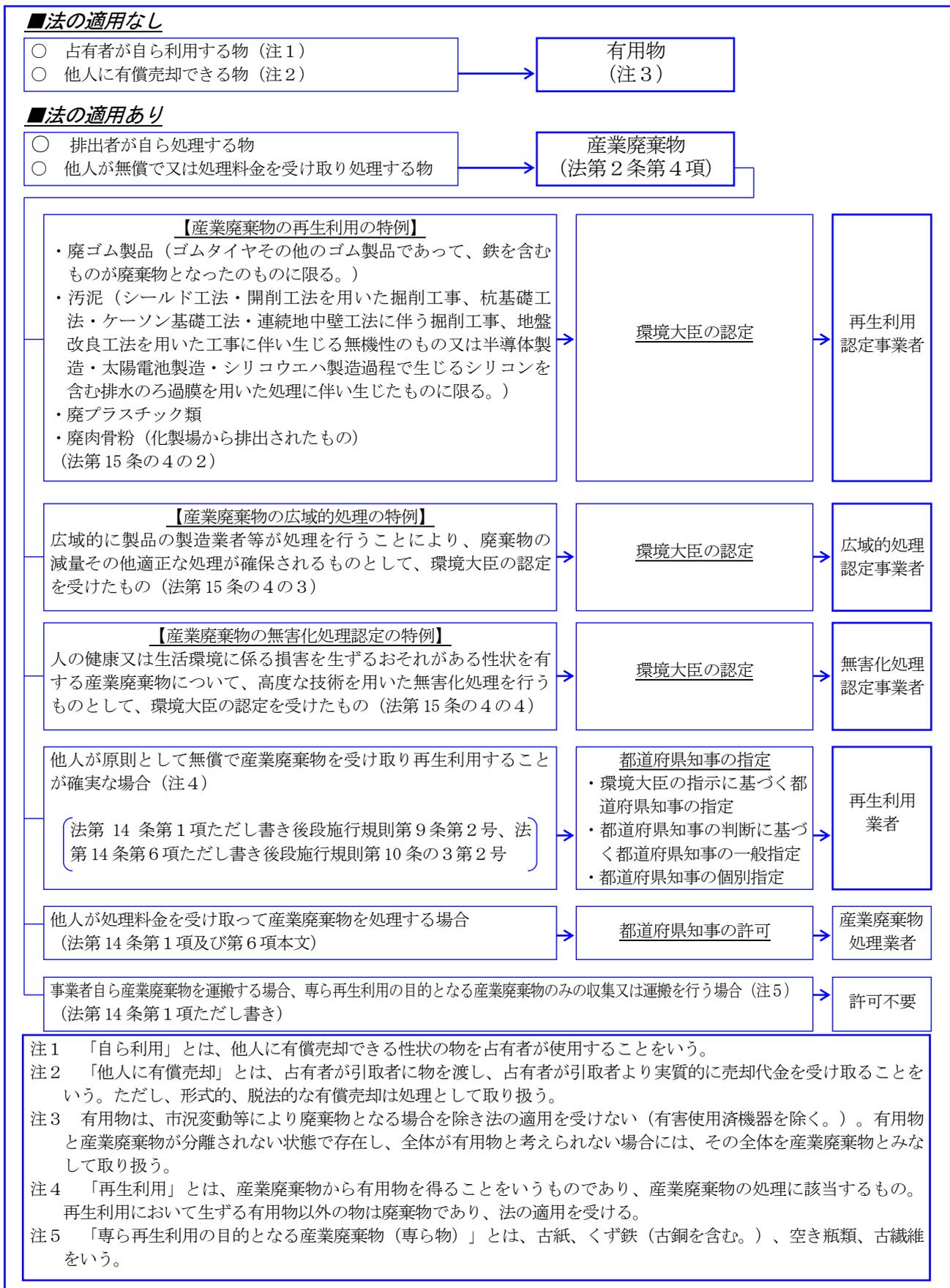
- 1 廃棄物再生事業者の氏名又は名称及び住所（法人の場合はその代表者の氏名を含む。）
- 2 事務所及び事業場の所在地
- 3 廃棄物の再生に係る事業の内容
- 4 事業の用に供する施設の種類、数量並びに構造及び設備の概要

(3) 登録の取消し

廃棄物再生事業者が、登録基準に適合しなくなったときや変更、休廃止又は再開の届出をしなかったときは、都道府県知事は、登録を取り消すことができます。

6 廃棄物処理法上の有用物と産業廃棄物の取扱い

図表 57 廃棄物処理法上の有用物と産業廃棄物の取扱い



第9 監視指導及び行政処分等

1 報告の徴収

事業者、産業廃棄物処理業者、産業廃棄物処理施設設置者その他の関係者に対して、この法律の施行に必要な限度において、廃棄物（廃棄物であることの疑いのある物を含む。）の処理状況や施設の構造又は維持管理状況について、報告を求めることがあります（法第18条）。

なお、求められた報告をせず、又は虚偽の報告をした者は罰則の対象となり、30万円以下の罰金に処せられます（法第30条第7号）。

2 立入検査

事業者又は産業廃棄物処理業者が、法令等で定められた基準に従って適正に廃棄物等を処理しているかどうか確認するため、都道府県（又は政令市）の職員が、事務所、事業場、車両、船舶等に立ち入り、帳簿、書類、その他の物件を検査し、また、試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物等を無償で収去することがあります（法第19条）。

なお、立入検査若しくは収去を拒否したり、妨害したり、忌避したりした者は罰則の対象となり、30万円以下の罰金に処せられます（法第30条第8号）。

3 行政処分

(1) 改善命令

事業者又は（特別管理）産業廃棄物処理業者が（特別管理）産業廃棄物処理基準又は（特別管理）保管基準に適合しない保管、収集・運搬又は処分を行った場合、都道府県知事（政令市は市長）は、当該事業者又は産業廃棄物処理業者に対して、期限を定めて、産業廃棄物の保管、収集・運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができます（法第19条の3）。

(2) 措置命令

（特別管理）産業廃棄物処理基準又は（特別管理）産業廃棄物保管基準に適合しない処分等が行われ、生活環境保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、都道府県知事（政令市は市長）は、図表58に掲げる者に対して、期限を定めて、その支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができます（法第19条の5）。

図表 58 措置命令の対象者（法第19条の5）

- 1 当該保管、収集、運搬又は処分（不法投棄等）を行った者
- 2 この法律の規定に違反する委託により、当該処分が行われたときは、当該委託をした者
- 3 マニフェストを不交付等の義務違反があったときは、当該違反をした者
 - ① マニフェストを交付しない者、又は規定された記載事項をマニフェストに記載せず、若しくは虚偽の記載をしてマニフェストを交付した者
 - ② マニフェストの写しを送付せず、又は規定された記載事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてマニフェストの写しを送付した者
 - ③ マニフェストを回付しなかった者
 - ④ マニフェスト又はマニフェストの写しを保存しなかった者
 - ⑤ マニフェストの確認義務に違反し、適切な措置を講じなかった者

- ⑥ マニフェストの交付を受けていないにもかかわらず、産業廃棄物の引渡しを受けた者
- ⑦ 収集運搬又は処分が終了していないにもかかわらず、マニフェストの写しを排出者に送付した者
最終処分が終了していないにもかかわらず、マニフェストの写しを排出者に送付した者
- ⑧ 情報処理センターに登録する場合において、報告せず若しくは虚偽の報告をした者又は虚偽の登録をした者並びに確認義務に違反し、適切な措置を講じなかった者
- 4 法第21条の3第2項に規定する下請負人が1～3の違法行為を行った場合の元請業者
- 5 当該処分に関与した者（規定に違反する行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又はこれらの者が不適正処分等を行うことを助けた者）

(3) 生活環境保全上の支障の除去等の措置

都道府県知事（政令市は市長）は、図表 59 のいずれかに該当すると認められるときは、自らその支障の除去等の措置（行政代執行）を講ずることができます（法第 19 条の 8）。

図表 59 生活環境保全上の支障の除去等の措置（法第 19 条の 8）

- 1 法に基づき措置命令を受けた処分者等が期限までにその命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき又は講ずる見込みがないとき
- 2 過失がなく支障の除去等の措置を命ずべき処分者等を確認することができないとき
- 3 緊急に支障の除去等の措置を講ずる必要がある場合であって、命令を行ういとまがないとき
行政代執行を行った場合、当該措置費用について、当該処分者等に負担させることができます。

(4) 事業の廃止等に伴う措置

都道府県知事（政令市は市長）は、図表 60 に掲げる者が（特別管理）産業廃棄物処理基準に適合しない（特別管理）産業廃棄物の保管を行っているときは、その者に対して、（特別管理）産業廃棄物処理基準に従って当該（特別管理）産業廃棄物の保管をすることその他必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。（法第 19 条の 10）

図表 60 事業の廃止等に伴う措置の対象者（法第 19 条の 10）

- 1 （特別管理）産業廃棄物処理業の許可の更新を受けなかった者
- 2 （特別管理）産業廃棄物処理業の廃止の届出をした者
- 3 （特別管理）産業廃棄物処理業の許可を取り消された者
- 4 （特別管理）産業廃棄物処理業の許可を受けるべき者が当該許可を受けないで（特別管理）産業廃棄物の処理を業として行った者

(5) 許可の取消し等

① 許可を取り消さなければならない場合

産業廃棄物処理業者が図表 61 のいずれかに該当する場合は、都道府県知事（政令市は市長）は、業の許可を取り消さなければなりません。（法第 14 条の 3 の 2 第 1 項、第 14 条の 6）

図表 61 許可を取り消さなければならない場合

- | |
|---|
| 1 欠格要件（P57 図表 50 中の①～⑦、⑨～⑪に限る。）のいずれかに該当するに至った場合 |
| 2 違反行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたときで情状が特に重い場合 |
| 3 廃棄物処理法第 14 条の 3 に基づく処分に違反した場合 |
| 4 不正の手段により産業廃棄物処理業の許可を受けた場合 |

② 許可の取消し又は事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる場合

産業廃棄物処理業者が図表 62 のいずれかに該当する場合は、都道府県知事（政令市は市長）は、業の許可を取り消し、又は期間を定めて、その事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができます（法第 14 条の 3 の 2 第 2 項、第 14 条の 6）。

図表 62 許可の取消し又は事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる場合

- | |
|---|
| 1 違反行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき |
| 2 その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が、その事業を的確にかつ継続して行うに足りるものとして定められた基準に適合しなくなった場合 |
| 3 許可に付した生活環境保全上必要な条件に違反した場合 |

③ 産業廃棄物処理施設の設置者についても、同様の取消し等に関する規定があります（法第 15 条の 3）。なお、維持管理積立金の積立てをしていない時も、施設許可を取り消すことができます（法第 15 条の 3 第 2 項）。

4 罰則

この法律の規定に違反した場合等は、図表 63～71 のとおり罰則が科せられます。

図表 63 5年以下の拘禁刑若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科（法第25条）

- ① 無許可営業（法第14条第1項、同第6項、第14条の4第1項、同第6項）
- ② 不正手段により業の許可を取得（①と同じ）
- ③ 無許可変更（法第14条の2第1項、第14条の5第1項）
- ④ 不正手段により業の変更許可取得（③と同じ）
- ⑤ 事業停止命令違反（法第14条の3、第14条の6）、措置命令違反（第19条の5第1項、法第19条の6第1項）
- ⑥ 委託基準違反（法第12条第5項、第12条の2第5項）
- ⑦ 名義貸しの禁止（法第14条の3の3、第14条の7）
- ⑧ 処理施設無許可設置（法第15条第1項）
- ⑨ 不正手段により処理施設の許可取得（⑧と同じ）
- ⑩ 処理施設構造・規模無許可変更違反（法第15条の2の6第1項）
- ⑪ 不正手段により処理施設の構造・規模の変更許可取得（⑩と同じ）
- ⑫ 無確認輸出・同未遂（法第15条の4の7第1項）
- ⑬ 受託禁止違反（法第14条第15項、第14条の4第15項）
- ⑭ 廃棄物の投棄禁止違反・同未遂（法第16条）
- ⑮ 廃棄物の焼却禁止違反・同未遂（法第16条の2）
- ⑯ 指定有害廃棄物処理禁止違反（法第16条の3）

図表 64 3年以下の拘禁刑若しくは300万円以下の罰金又はこの併科（法第26条）

- ① 委託基準違反（法第12条第6項、第12条の2第6項）、再委託基準違反（法第14条第16項、第14条の4第16項）
- ② 処理施設使用停止命令違反（第15条の2の7）、改善命令違反（法第19条の3）、措置命令違反（法第19条の10第2項）
- ③ 処理施設無許可譲受け、無許可借受け（法第15条の4）
- ④ 無許可輸入違反（法第15条の4の5第1項）
- ⑤ 輸入許可条件違反（法第15条の4の5第4項）
- ⑥ 廃棄物の投棄禁止違反目的で収集運搬した者（法第16条）
- ⑦ 廃棄物の焼却禁止違反目的で収集運搬した者（法第16条の2）

図表 65 2年以下の拘禁刑若しくは200万円以下の罰金又はこの併科（法第27条）

無確認輸出予備（法第15条の4の7第1項）

図表 66 1年以下の拘禁刑若しくは100万円以下の罰金（法第27条の2）

- ① 産業廃棄物管理票の不交付、未記載、虚偽記載（法第12条の3第1項、第15条の4の7第2項）
- ② 産業廃棄物管理票写し送付義務違反、記載義務違反、虚偽記載（法第12条の3第3項前段）
※ 収集運搬業に係るもの
- ③ 産業廃棄物管理票回付義務違反（法第12条の3第3項後段）
- ④ 産業廃棄物管理票写し送付義務違反、記載義務違反、虚偽記載（法第12条の3第4項、同第5項、第12条の5第6項） ※ 処分業に係るもの
- ⑤ 産業廃棄物管理票写し保存義務違反（法第12条の3第2項、同第6項、同第9項、同第10項）
- ⑥ 虚偽産業廃棄物管理票交付（法第12条の4第1項）
- ⑦ 産業廃棄物管理票不交付による産業廃棄物の引受け（法第12条の4第2項）
- ⑧ 産業廃棄物管理票未処理送付又は報告（法第12条の4第3項、同第4項）
- ⑨ 電子情報処理組織虚偽登録（法第12条の5第1項、同第2項、第15条の4の7第2項）
- ⑩ 電子産業廃棄物管理票報告義務違反、虚偽報告（法第12条の5第3項、同第4項）
- ⑪ 産業廃棄物管理票措置命令違反（法第12条の6第3項）

図表 67 1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金（法第28条）

- ① 情報処理センター職員守秘義務違反（法第13条の7）
- ② 土地の形質変更計画変更命令違反（法第15条の19第4項）
- ③ 土地の形質変更措置命令違反（法第19条の11第1項）

図表 68 6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金（法第29条）

- ① 欠格要件該当届出義務違反又は虚偽届出（法第14条の2第3項、第14条の5第3項、第15条の2の6第3項）
- ② 事業場外保管届出義務違反又は虚偽届出（法第12条第3項、第12条の2第3項）
- ③ 処理施設使用前検査受検義務違反（法第15条の2第5項、第15条の2の6第2項）
- ④ 処理困難時の委託者への通知義務違反、虚偽通知（法第14条第13項、第14条の2第4項、第14条の3の2第3項、第14条の4第13項）
- ⑤ 処理困難時の委託者への通知の保存義務違反（法第14条第14項、第14条の2第5項、第14条の3の2第4項、第14条の4第14項、第14条の5第5項、第14条の6）
- ⑥ 土地の形質変更届出義務違反（法第15条の19第1項）
- ⑦ 事故時の措置命令違反（法第21条の2第2項）

図表 69 30万円以下の罰金（法第30条、第31条）

- ① 帳簿備付け・記載・保存義務違反（法第12条第13項、第12条の2第14項、第14条第17項、第14条の4第18項）
- ② 産業廃棄物処理業廃止・変更届出、処理施設変更届出、処理施設相続届出義務違反又は虚偽届出（法第14条の2第3項、第14条の5第3項、第15条の2の6第3項、第15条の4）
- ③ 定期検査の拒否、妨害、忌避（法第15条の2の2第1項）
- ④ 維持管理記録及び備付け義務違反（法第15条の2の4、第15条の4の4第3項）
- ⑤ 産業廃棄物処理責任者設置義務違反（法第12条第8項）、特別管理産業廃棄物管理責任者設置義務違反（法第12条の2第8項）
- ⑥ 報告義務違反又は虚偽報告（法第18条）
- ⑦ 立入検査等の拒否、妨害、忌避（法第19条第1項、第2項）
- ⑧ 技術管理者設置義務違反（法第21条第1項）
- ⑨ 情報処理センター又は廃棄物処理センターの役職員による監督等に係る規定違反（法第13条の6、第13条の8、第13条の9第1項、第15条の13第1項、第18条）

図表 70 両罰規定（法人又は個人と行為者の両方に罰則、法第32条）

- (1) 法人の場合、法人の代表者又は法人の代理人、使用人その他の従業者が、法人の業務に関し、各条項の規定に違反したとき
→ 図表63の①～④、⑫、⑭、⑮の違反は3億円以下の罰金、それ以外の違反は各条項の罰金
- (2) 個人の場合、個人の代理人、使用人その他の従業者が、個人の業務に関し、各条項の規定に違反したとき
→ 法第25条から第30条までの各条項に相当する罰金

図表 71 過料（法第33条、第34条）

1 20万円以下の過料（法第33条）

- ① 事業場外保管届出義務違反又は虚偽届出（法第12条第4項、第12条の2第4項）
- ② 土地の形質変更既着手・非常災害届出義務違反又は虚偽届出（法第15条の19第2項、同第3項）
- ③ 多量排出事業者の産業廃棄物処理計画の提出及び実施状況報告義務違反又は虚偽届出（法第12条第9項、同第10項、第12条の2第10項、同第11項）

2 10万円以下の過料（法第34条）

- 未登録者の登録廃棄物再生事業者名称使用禁止違反（第20条の2第3項）

第10 参考

1 法違反事例

排出事業者は、委託基準に沿った処理の委託や、産業廃棄物管理票の運用等を行う必要があります。法に違反した場合、行政処分や罰則が科せられるおそれがあります。

次に排出事業者が関係する様々な違反事例を示しますので、適正処理の参考としてください。

○ 排出事業者が、廃プラスチック類を処分業の許可のない収集運搬業者に処分の委託をした。

【解説】排出事業者は、処分については、産業廃棄物処分業者へ委託しなければなりません。

(法第12条第5項) [委託基準参照]

産業廃棄物処分業者以外の者が産業廃棄物の処分を受託してはいけません。

(法第14条第15項) [受託禁止]

○ 排出事業者が、事業の範囲に含まれない品目を収集運搬業者へ運搬委託した。

【解説】排出事業者は、委託する内容が事業の範囲に含まれている業者へ委託しなければなりません。(法第12条第6項) [委託基準参照]

収集運搬業者は、事業の範囲以外のことを行ってはいけません。

(法第14条の5) [無許可変更]

○ 排出事業者が、委託契約書を締結せずに、口頭で委託契約した。

【解説】排出事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合、収集運搬業者又は処分業者それぞれと書面で委託契約を締結しなければなりません。

(法第12条第6項) [委託基準参照]

○ 排出事業者が、委託契約書に記載すべき事項が不十分なまま契約を締結した。

【解説】排出事業者は、法定記載事項を記載した委託契約書を締結しなければなりません。

(法第12条第6項) [委託基準参照]

○ 排出事業者が、産業廃棄物の運搬を委託し、引渡しの際に、産業廃棄物収集運搬業者へ産業廃棄物管理票を交付しなかった。

【解説】排出事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合、産業廃棄物の引渡しと同時に収集運搬業者又は処分業者に対し、産業廃棄物管理票を交付しなければなりません。(法第12条の3第1項) [産業廃棄物管理票交付義務参照]

○ 排出事業者が、産業廃棄物管理票に法定記載事項を記載しないまま産業廃棄物収集運搬業者へ交付した。

【解説】排出事業者は、法定記載事項を記載した産業廃棄物管理票を交付しなければなりません。(法第12条の3第1項) [産業廃棄物管理票記載義務参照]

○ 排出事業者が、産業廃棄物管理票の写しの送付を受けたが、保存しなかった。

【解説】 排出事業者は、産業廃棄物管理票の写しの送付を受けた時には、運搬又は処分が終了したことを確認し、5年間、保存しなければなりません。

(法第12条の3第6項) [産業廃棄物管理票保存義務参照]

○ 解体工事の元請業者（排出事業者）が、解体工事に伴って生じた産業廃棄物を山中に投棄した。

【解説】 廃棄物をみだりに捨ててはなりません。また、自らの土地であっても産業廃棄物を許可なく埋めたてる行為も不法投棄になります。（法第16条） [不法投棄参照]

○ 排出事業者が、自社の敷地内においてドラム缶で産業廃棄物を焼却した。

【解説】 産業廃棄物の焼却を行う場合は、産業廃棄物処理基準に従わなければなりません。

(法第16条の2) [不法焼却参照]

※罰則については、P68～70を参照してください。

2 産業廃棄物関係のよくある質問

(1) 産業廃棄物の処理

【Q1】 産業廃棄物はどう処理すれば良いのでしょうか？

産業廃棄物は、排出事業者が自ら適正に処理するか、処理を業として行える者（産業廃棄物処理許可業者等）に委託して処理する必要があります。

広島県資源循環協会のHP『ひろしま産廃ネット』で、該当する業者の検索が出来ます。

産業廃棄物処理業の許可は、収集運搬と処分、産業廃棄物と特別管理産業廃棄物、取り扱える廃棄物の種類も細かく分かれていますので、委託する際は相手方の許可証をよく確認してください。

【Q2】 建設工事や解体工事に伴う廃棄物の排出者は誰になりますか？

建設工事や解体工事に伴って排出される廃材、梱包材等の産業廃棄物は、工事発注者から直接工事を請け負った者（元請業者）が排出事業者となります。

こうした工事を下請業者が行う場合でも、工事から発生する廃棄物は、元請業者が排出事業者となるのが基本となります。

【Q3】 排出事業者による廃棄物の運搬は可能ですか？

排出事業者が自ら産業廃棄物を収集運搬する場合、処理業の許可は不要です。

その場合、排出事業者は、法の処理基準に従って廃棄物を適正に処理する必要があります。

【Q4】 産業廃棄物の処理を業者に委託したいのですが、どうすれば良いですか？

産業廃棄物を処理業者に委託する場合、排出事業者は、事前に書面契約を締結し、廃棄物を引き渡す際にマニフェストを交付するなど、法の委託基準に沿った適正な委託を行う必要があります。

さらに、マニフェストを通じて自らの廃棄物が適正に処理されたことを確認するとともに、不適切な処理が行われたり、マニフェストが返送されない等の事態が生じた場合には、速やかに状況を把握して適切な措置を講ずる義務があります。

【Q5】 産業廃棄物の収集運搬車両には、どのような表示をすれば良いですか？

産業廃棄物の収集運搬車両には、法令の規定により、次の事項を記載し、車両の両側面に表示する必要があります。

- ①産業廃棄物の収集運搬車である旨
- ②事業者の氏名又は名称
- ③事業者の許可番号（下6桁）※許可業者の場合

また、表示は識別しやすい色にするとともに、

- ①については140ポイント（約5cm）以上
- ②と③については90ポイント（約3cm）以上の大きさの文字で表示する必要があります。

(2) 委託契約関係

【Q6】産業廃棄物の委託契約書には、どのような内容を記載する必要がありますか？

委託契約書は、法令に基づいて次の記載事項が定められており、これらが一つでも欠如した契約や、実際の委託内容と契約書の記載事項が異なる場合は、委託基準違反となります。

契約書の様式は特に定められていませんが、全国産業資源循環連合会（全産連）や日本建設業連合会が雛形を作成していますので、これらを利用すると簡単に契約書が作成できます。

【契約書の記載事項】

1 共通事項

- | | |
|-------------------|---------------------------|
| ①委託する産業廃棄物の種類及び数量 | ②契約の有効期間 |
| ③受託者に支払う料金 | ④受託者の事業の範囲 |
| ⑤適正処理に必要な事項に関する情報 | ⑥廃棄物の性状等に変更があった場合の情報伝達方法等 |
| ⑦委託業務終了時の報告に係る事項 | ⑧契約解除時の未処理廃棄物の取扱いに関する事項 |

2 収集運搬契約の場合

- | | |
|---------------|---------------------------|
| ⑨運搬の最終目的地の所在地 | ⑩積替え又は保管の場所、保管上限、産業廃棄物の種類 |
|---------------|---------------------------|

3 処分契約の場合

- | | |
|----------------------------|------------------------|
| ⑪輸入された廃棄物を取り扱う場合はその旨 | ⑫処理施設の所在地、処分・再生方法、処理能力 |
| ⑬最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び処理能力 | |

【Q7】排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者による契約は可能ですか？

委託契約は、当該処理を行う許可を有する業者と書面契約を結ぶ必要があります。

このため、収集運搬及び処分の両方の許可を有する業者を除いて、収集運搬契約は収集運搬業者と、処分契約は処分業者と、それぞれ2者間で契約を締結する必要があります。

なお、収集運搬と処分の両方の許可を有する同一業者に委託する場合は、一つの契約書で締結することが出来ます

【Q8】年度をまたぐ契約や1年を超える契約は可能ですか？

建設工事などでは、年度をまたいだ契約や複数年に及ぶ契約を締結するケースがあります。

産業廃棄物処理においても、契約期間に年度や年数の縛りはないため、年度をまたぐ契約や1年間を超える契約を締結することは可能です。

【Q9】自動継続契約書の保存期間はどれくらいですか？

委託契約書は、契約終了の日から5年間保存することが義務づけられています。

自動更新条項のある契約書についても、契約が有効な間は継続して管理していく必要があり、契約が終了あるいは失効した日から5年間保存することとなります。

【Q10】再委託はどんな場合にできますか？

再委託は、法に規定する条件のもとで、受託者が再受託者の氏名や事業の範囲を明示し、事前に排出事業者から書面による承諾を得るなどの手続きを行うことで可能となります。

ただし、再委託は、受託後の事故やアクシデント等を想定した保険のようなものですので、再委託を前提とした受託は慎むべきです。

なお、再委託を行う場合は、別途受託者と再受託者の間で再委託契約を締結する必要があります。

【Q11】委託契約書に添付する印紙はいくらになりますか？

契約書の内容が「第1号の4文書(運搬契約)」に該当するか、あるいは「第2号文書(請負契約)」に該当か、また収集・運搬と処分を同じ業者に併せて契約する場合、契約期間設け方など様々な形態により印紙の金額は変わります。印紙税の仕組みは大変複雑ですので、管轄の税務署にお問い合わせください。

(3) 産業廃棄物管理票 (マニフェスト) 関係

【Q12】排出事業者自ら処分先へ持ち込む場合、マニフェストを交付する必要がありますか？

排出事業者が自ら運搬を行っても、処分を委託する場合はマニフェストを交付する必要があります。

その場合、マニフェストの「運搬受託者」欄に「自社運搬」と記入するなど、排出事業者が自ら運搬したことが分かるようにしてください。

【Q13】マニフェストは廃棄物の種類ごとに交付することになっていますが、混合廃棄物の場合はどうするのですか？

様々な種類の廃棄物が一体不可分に混合している場合には、それを一つの廃棄物の種類としてマニフェストを交付して良いとされています。

その場合、「廃棄物の種類」欄に含まれる廃棄物の種類(廃プラ類、金属くず、ガラス・陶磁器くず等)を記入(チェック)するとともに、「廃棄物の名称」欄にその廃棄物の一般的な名称を記載してください。

【Q14】廃棄物をリサイクルする場合には、マニフェストは不要ですか？

廃棄物をリサイクルする場合でも、リサイクルするまでは廃棄物として処理されますので、マニフェストの交付は必要です。

【Q15】 マニフェストを途中で紛失した場合、どうすれば良いですか？

マニフェストの紛失は、保存義務違反に問われるおそれがありますので何らかの対応が必要です。
例えば、D 票、E 票を紛失した場合、処理業者が保存している C1 票をコピーし、「備考・通信」欄に紛失した旨を記載して保存する等の方法が考えられます。
ご不明な点は、管轄の行政機関（産業廃棄物担当部署）等へお問い合わせください。

(4) 適正処理関係

【Q16】 PCB 廃棄物はどのように処理すれば良いですか？

PCB 廃棄物には、「高濃度 PCB 廃棄物」と「低濃度 PCB 廃棄物（PCB 濃度 0.5mg/kg を超え、5、000 mg/kg 以下のもの。ただし、塗膜くず等の可燃性の PCB 汚染物については、PCB 濃度 0.5mg/kg を超え、100、000mg/kg 以下のもの）」があります。

高濃度 PCB 廃棄物は、法令で指定された「中間貯蔵・環境安全事業(株) (JESCO)」の施設で、低濃度 PCB 廃棄物は、環境省の「無害化処理認定施設」や都道府県等の「特別管理産業廃棄物処分業者」により、それぞれ所定の期日までに処理する必要があります。（広島県おける、高濃度 PCB 廃棄物処理期限は終了しました。）

PCB 使用製品又は PCB 廃棄物を発見された際は、管轄の行政機関へ連絡してください。

【Q17】 廃石綿等はどのように処理すれば良いですか？

石綿建材除去事業等で発生する廃石綿等は、特別管理産業廃棄物のうちの特定有害産業廃棄物として、許可を有する処理業者等に委託して適正に処理する必要があります。

廃石綿等の中間処理や最終処分が行える処理業者は、環境省ホームページ等で公表されていますので、それらを参考にしてください。

【Q18】 廃棄物をリサイクルしてくれる業者を探しているのですが、どうすれば良いですか？

廃棄物の処理に当たっては、様々な方法で再生（リサイクル）処理が行われていますので、廃棄物の種類に応じて、許可を受けた処分業者にご確認ください。

なお、古紙、古繊維、金属くず、廃油など廃棄物のリサイクルを行う業者は、「廃棄物再生事業者」として、都道府県等による登録を受けることができます。再生事業者の名簿は、県のホームページ等で公表されていますので、これらを参考にしてください。

また、廃棄物をリサイクルして作られる製品は、「登録リサイクル製品」として県がホームページ等で公表していますので、リサイクルを支援する上からも、こうした製品を積極的に利用してください。

【Q19】有害使用済機器（いわゆる「雑品スクラップ」）の規制はどうなっていますか？

平成 29 年の廃棄物処理法の改正により、冷蔵庫、洗濯機、テレビ、パソコンなど 32 品目の使用済機器（廃棄物である場合を除く。）が「有害使用済機器」とされ、保管や処分（再生を含む。）の基準が定められるとともに、これらを業として行う者の届出制度や基準の遵守義務などが導入されました。

【Q20】「がれき類」と「コンクリートくず」の違いを教えてください。

がれき類は、「工作物の新築、改築又は除去（いわゆる建設工事）に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物」と定義されています。

これに対してコンクリートくずは、「工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く」とされていることから、製品の製造過程等で生じるコンクリートブロックくずやインターロッキングくず等がこれに該当します。

【Q21】排出する廃棄物が何に該当するか、どのように判断すれば良いですか？

産業廃棄物の分類については、そのものの性状や排出状況によって個別に判断します。

P5～8 に示す表中で具体例に掲げるもの以外についても、成分・素材、排出場所等を勘案し、分類してください。なお、産業廃棄物の種類（20 種類）に該当しないものは全て一般廃棄物となります。

判断に迷う場合は、排出場所を管轄する行政機関にご相談ください。

【Q22】水銀血圧計は、特別管理産業廃棄物になりますか？

産業廃棄物です。産業廃棄物の種類としては、その材質により「金属くず」「ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず」「廃プラスチック類」等の混合物です。

ただし、「水銀使用製品産業廃棄物」に該当しますので、水銀を回収できる業者に、委託してください。

3 産業廃棄物に関する相談窓口

産業廃棄物に関する相談は、最寄りの厚生環境事務所（支所を含む。）又は県庁産業廃棄物対策課まで、お申し出ください。

広島県の環境情報サイトにも各種情報（収集運搬業に係る申請手続き等）を掲載しています。なお広島市域、呉市域、福山市域については、それぞれの市役所の担当課に相談してください。

広島県の環境情報サイト（ECOひろしま）URL <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/>

	担当区域	担当行政窓口	住所・電話番号
県管轄区域	大竹市、廿日市市	広島県西部厚生環境事務所 環境管理課	〒738-0004 廿日市市桜尾二丁目 2-68 0829-32-1181
	府中町、海田町、熊野町、 坂町、安芸高田市、 安芸太田町、北広島町	広島県西部厚生環境事務所 広島支所 衛生環境課 環境管理係	〒730-0011 広島市中区基町 10-52 082-228-2111 (内線 5536~5539)
	江田島市	広島県西部厚生環境事務所 呉支所 衛生環境課	〒737-0811 呉市西中央一丁目 3-25 0823-22-5400
	竹原市、東広島市、大崎上島町	広島県西部東厚生環境事務所 環境管理課	〒739-0014 東広島市西条昭和町 13-10 082-422-6911
	三原市、尾道市、世羅町	広島県東部厚生環境事務所 環境管理課	〒722-0002 尾道市古浜町 26-12 0848-25-2011
	府中市、神石高原町 福山市にのみに事業場等がある者の収集運搬業の県知事許可に関する事	広島県東部厚生環境事務所 福山支所 衛生環境課 環境管理係	〒720-8511 福山市三吉町一丁目 1-1 084-921-1311
	三次市、庄原市	広島県北部厚生環境事務所 環境管理課	〒728-0013 三次市十日市東四丁目 6-1 0824-63-5181
	広島市、呉市又は県外にのみ事業場等がある者の収集運搬業の県知事許可に関する事	広島県庁 産業廃棄物対策課	〒730-8511 広島市中区基町 10-52 082-513-2963
政令市管轄区域	広島市	広島市 環境局 業務部 産業廃棄物指導課	〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目 6-34 082-504-2225
	呉市	呉市 環境部 環境政策課	〒737-8501 呉市中央四丁目 1-6 0823-25-3302
	福山市	福山市 経済環境局 環境部 廃棄物対策課	〒720-8501 福山市東桜町 3-5 084-928-1168

4 不法投棄の通報

廃棄物は適正に処理しないと環境汚染につながります。不法投棄に関する情報をお寄せください。

不法投棄110番FAX 082-211-5374（ごみなし）

県HP通報入力フォーム 次のURLアドレスへアクセスするか、QRコードを読み込んでください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/ques/questionnaire.php?openid=330&check>

※県管轄区域のみ受付。政令市管轄区域に関する情報は、各市役所の担当課へご連絡ください。

